

# 工事請負契約における ガイドライン（総合版）

設計変更手続きの明確化

令和 7 年 5 月

国土交通省 近畿地方整備局

## R7.5月版の主な改訂箇所

### I 設計変更ガイドライン（案）

- 建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正を受け、「資機材・労務の高騰や供給不足」が発生した場合において、受注者が契約変更協議を申し出た際の協議対応を義務化。（P21）

### V 受発注者間のコミュニケーション

- 工事進捗定例会議における会議内容の明確化（P183）
  - 受発注者間の役割分担の明確化、工事書類作成スリム化ガイド・受発注者コミュニケーションガイドの概要説明の徹底、正式な会議名称での招集・開催
- 設計変更審査会における対象工事及び出席者の明確化等（P185）
  - 簡易な工事や数量変更のみの場合を除き、すべてを対象。
  - 副所長の出席を必須。

# 目 次

- I 設計変更ガイドライン（案）
- II 工事一時中止に係るガイドライン（案）
- III 設計図書の照査ガイドライン（案）
- IV 設計変更事例集（主な事例）
- V 受発注者間のコミュニケーション
- VI 参考資料

# I 設計変更ガイドライン(案)

## 1. 設計変更ガイドライン策定の背景

- (1) ガイドライン策定の背景
- (2) 適切な設計変更の必要性
- (3) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ
- (4) 設計変更の現状

## 2. 設計変更が不可能なケース

### ◆基本事項

## 3. 設計変更が可能なケース

### ◆基本事項及び留意事項

- (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第1項の二）
- (2) 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第1項の三）
- (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第18条第1項の四）
- (4) 工事中止の場合（契約書第20条）
- (5) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの
- (6) 受注者からの請求による工期の延長
- (7) 発注者の請求による工期の短縮
- (8) 資機材・労務の高騰や供給不足

## 4. 設計変更手続きフロー

## 5. 設計変更に関わる資料の作成

## 6. 指定・任意の使い分け

令和7年5月

国土交通省 近畿地方整備局

# 1. 設計変更ガイドライン策定の背景

## (1) ガイドライン策定の背景

- 運用指針※<sup>1</sup>では、『設計変更手続きの円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続きの例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続きに必要となる書類の例等について、とりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。』と規定されている。
- よって、本ガイドラインの策定・活用により、設計変更の手続きを円滑に実施していくこととする。

※1:「発注関係事務の運用に関する指針」【H27.1.30 (R7.2.3改正)】P12より

## (2) 適切な設計変更の必要性

- 品確法※<sup>2</sup> 第3条の基本理念では、『請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結』と規定されている。

※2:「公共工事の品質確保の促進に関する法律」【H17 法律18号 (R6.6.19一部改正)】

- 品確法 第9条に基づく基本方針※<sup>3</sup>では、『発注者は、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行う』と規定されている。

※3:「公共工事の品式確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」【R6.12.13 閣議決定】P13より

- 品確法 第24条に基づく運用指針※<sup>4</sup>では、『設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、工事の施工を一時中止させた場合その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。』と規定されている。

※4:「発注関係事務の運用に関する指針」【H27.1.30 (R7.2.3改正)】P10より

## (3) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨記載する。

## (4) 設計変更の現状



～次のような業界からの意見がみられる～

### <設計成果>

○設計と現場があっていない。現場に即した設計としてほしい。

### <発注時の条件整備>

○関係機関との協議が整ってから発注してほしい。

### <条件明示>

○施工上影響がある条件については条件明示をしてほしい。

○施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。

### <照査の範囲外>

○照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。

### <設計変更>

○設計変更に伴う増加費用として、一体性のある工事であれば、30%を超える増加費用の変更を認めてほしい。

○資材価格の高騰や、ひっ迫による資材の納期遅延、地域外から資材・労務を確保するための工期延期、増額等について変更協議に応じてほしい。

### <一時中止>

○工事中止時の増加費用を適切に見込んでほしい。

○設計変更：契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること

○契約変更：契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること

## 2. 設計変更が不可能なケース

### 【基本事項】

◆ 下記のような場合においては、原則として**設計変更できない**。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合
2. 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合
3. **「承諾」で施工**した場合
4. 工事請負契約書・土木工事共通仕様書（案）に定められている**所定の手続きを経ていない場合（契約書第18条～25条、共通仕様書1-1-14～1-1-16）**
5. **正式な書面によらない事項**(口頭のみ)の指示・協議等)の場合

※契約書第27条（臨機の措置）については別途考慮する。

承諾 : 受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得るもの

⇒ **設計変更不可**

協議 : 発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの

⇒ **設計変更可能**

### 3. 設計変更が可能なケース

#### 【基本事項】

◆ 下記のような場合には設計変更が可能である。

1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。**  
（ただし、所定の手続きが必要。）
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。**
3. **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」**によるもの。  
（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
4. 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。
5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

#### 【留意事項】

◆ 設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第19条にもとづき書面で行う。（規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。）
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
4. 指示書へ**概算金額及び工期の延長日数等**の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。
  - ① 受注者からの協議における変更の場合は、受注者が見積書を提出した場合に、その見積書を参考にして指示書に記載する。
  - ② 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、**概算金額及び工期の延長日数等**を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする。
  - ③ 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
  - ④ 工期の延長日数等は、設計図書の重要な変更を行う場合に記載する。

## ■ 先行指示書等への概算額及び工期の延長日数の記載方法（１）

設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の**概算額**、**工期の延長日数等**を記載する。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあつては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。

ここで記載する概算額等は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

### 【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】

1. 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書等）にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。
3. 概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額と、受注者の提示額であることを指示書に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、概算額を記載しない。  
(概算額であるため、物価資料など詳細な資料を求めるものではない。)
4. 概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。

## ■ 先行指示書等への概算額及び工期の延長日数の記載方法（２）

### 【発注者からの先行指示の場合】

#### ■ 発注者

1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書等）にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み**概算額**を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
3. 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。
4. 概算額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。
5. 設計図書の重要な変更（当初契約に含まれていない施工箇所の追加など）を行う場合には、**工期の延長日数**を記載することとし、**工期の延長日数・設計変更内容に疑義がある場合は、書面にて確認を受ける旨を明示する。**  
また、官積予定工程表や施工条件（特記仕様書や工事発注時のチェックシート等）を添付する。
6. 施工に必要な数量計算書や設計図面については、編集可能なデータを貸与する。

#### ■ 受注者

1. 明示された条件をもとに、履行可能（週休２日が達成可能など）か検討を行い、追加で必要な資料や条件が不明確であるなど、履行（週休２日が達成可能など）が困難な場合には、書面で確認を行う。
- 設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を図るために、「設計変更審査会」を活用すること。

# (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第18条第1項の二) <設計変更可能なケース>

- 受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

受注者

「契約書第18条（条件変更等）第1項の二」に基づき、その旨を直ちに監督職員に通知

発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更を発注者が行う。（当初積算の考え方に基づく条件明示）

受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- ex. ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合  
イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合  
ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

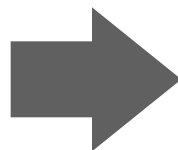
## (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第18条第1項の三) <設計変更可能なケース>

- 設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

受注者

「契約書第18条（条件変更等）第1項の三」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督職員に通知



発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更を発注者が行う。（当初積算の考え方に基づく条件明示）

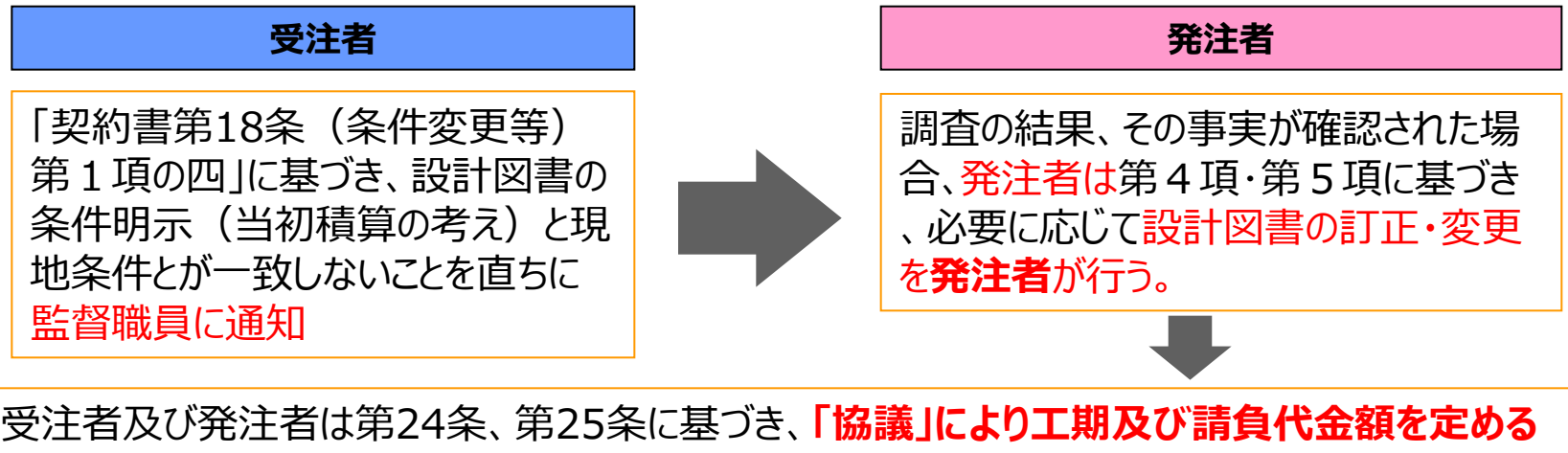


受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- ex. ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合  
イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き  
(契約書第18条第1項の四) <設計変更可能なケース>

- 自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。  
また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。

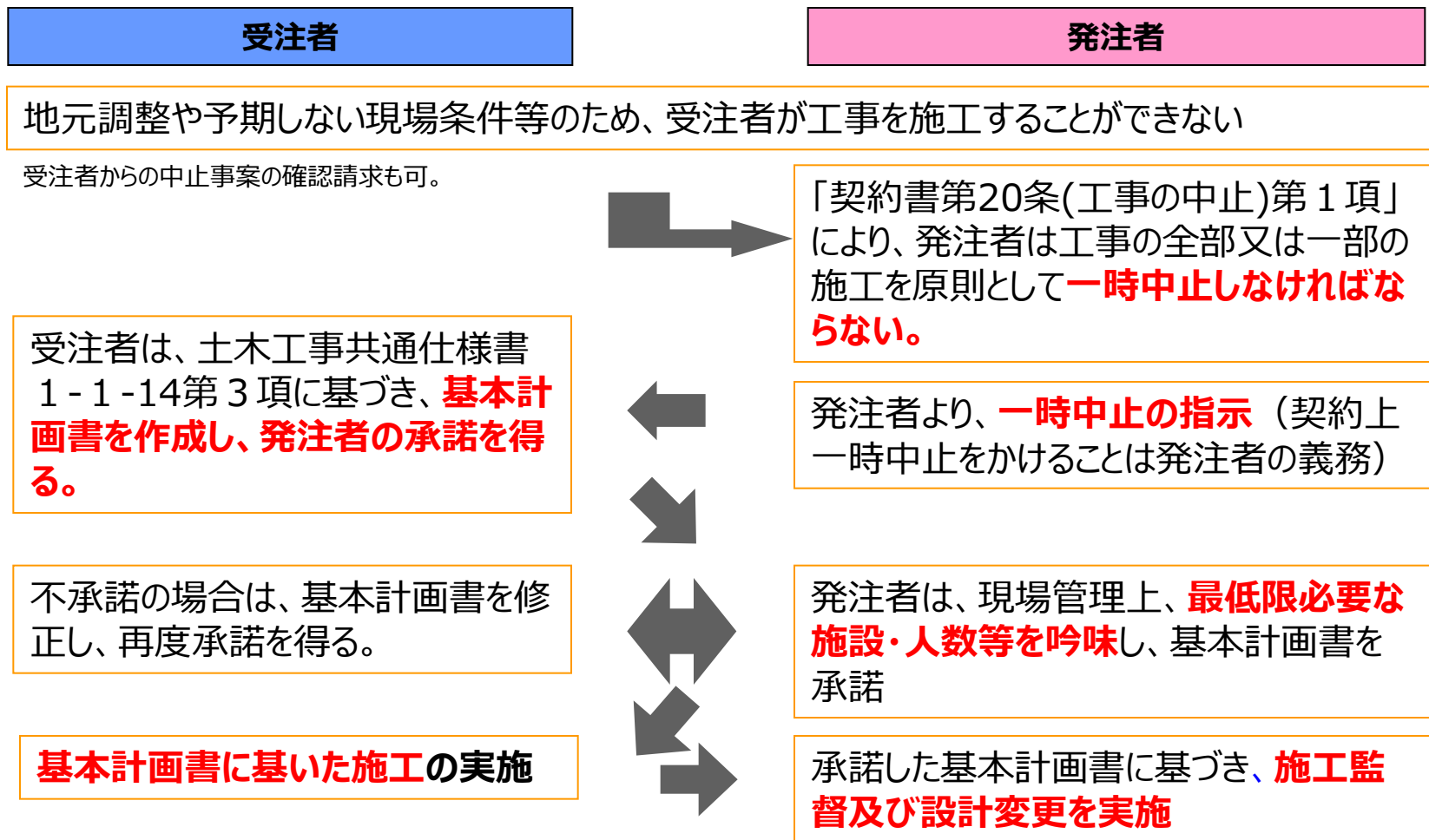


- ex. ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合  
イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合  
ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合  
エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合  
オ. その他、新たな制約等が発生した場合

## (4) 工事中止の場合の手続き

(契約書第20条) <設計変更可能なケース>

- 受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き  
(工事一時中止に係るガイドライン (案) 参照)



ex.

- ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- イ. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ウ. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- カ. 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- キ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ク. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ケ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

## (5) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

＜設計変更可能なケース＞

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

横断図の再作成が必要となるものは「設計図書の照査」の範囲をこえるもののだね！



3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。  
又は、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。



構造計算の再計算が必要となるものは「設計図書の照査」の範囲をこえるものだね！

6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。

## (5) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

＜設計変更可能なケース＞

7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

目的物に変更が生じる図面作成は  
「設計図書の照査」の範囲をこえるものね！



10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。



構造物の応力計算書のチェックも  
「設計図書の照査」の範囲をこえるものだね！

11. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
12. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

## (5) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

＜設計変更可能なケース＞

- 1 3. 舗装維持・修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「14-4-3路面切削工」「14-4-5切削オーバーレイ工」「14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。
- 1 4. 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- 1 5. 概算（数量）発注工事における構造計算及び図面作成。
- 1 6. 「設計便覧」「各種示方書」等の変更に伴う構造計算及び図面作成。
- 1 7. 照査の結果、必要となった追加調査の実施や図面等作成  
    〈例〉・ボーリング調査  
        ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査  
        ・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
- 1 8. 関係機関との協議資料作成。

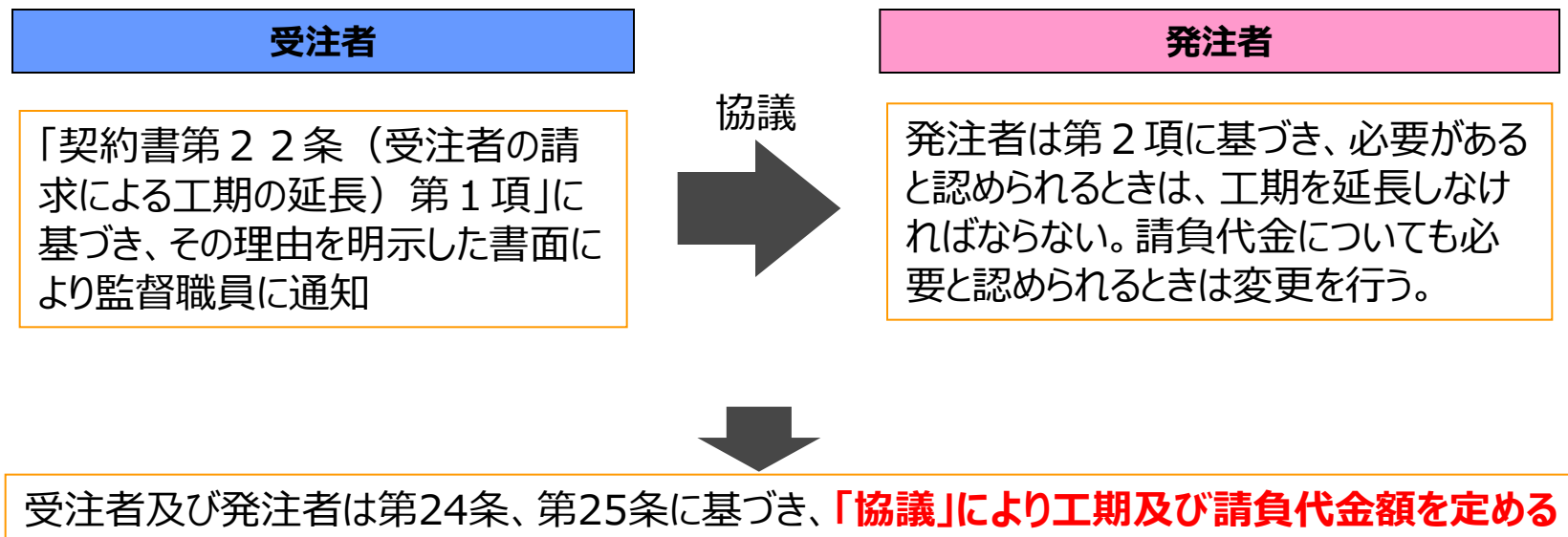
（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

詳細については、「設計照査ガイドライン」を参照。

## (6) 受注者からの請求による工期の延長

(契約書第22条) <設計変更可能なケース>

- 受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。



- ex. ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合  
イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合  
ウ. その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

# (7) 発注者の請求による工期の短縮

(契約書第23条) <設計変更可能なケース>

○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

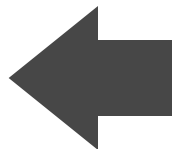
受注者

受注者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る。

発注者

発注者は、「契約書第23条（発注者の請求による工期の短縮等）第1項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求。

協議



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、**「協議」により工期及び請負代金額を定める**

- ex. ア. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合  
イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合  
ウ. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

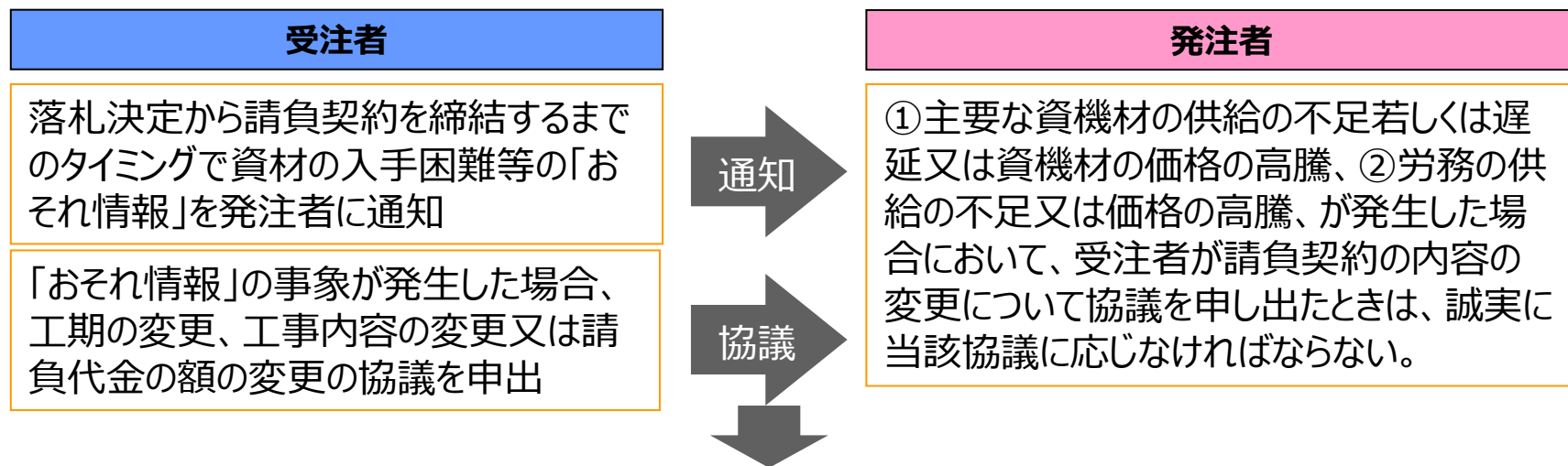
## (8) 資機材・労務の高騰や供給不足

(契約書第22条、26条) <設計変更可能なケース>

- 公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象※が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第13条2)

※国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象(公共工事の請負契約に基づき受注者が当該請負契約の内容の変更について協議を申し出ることができる事由に該当するものに限る。)とする。

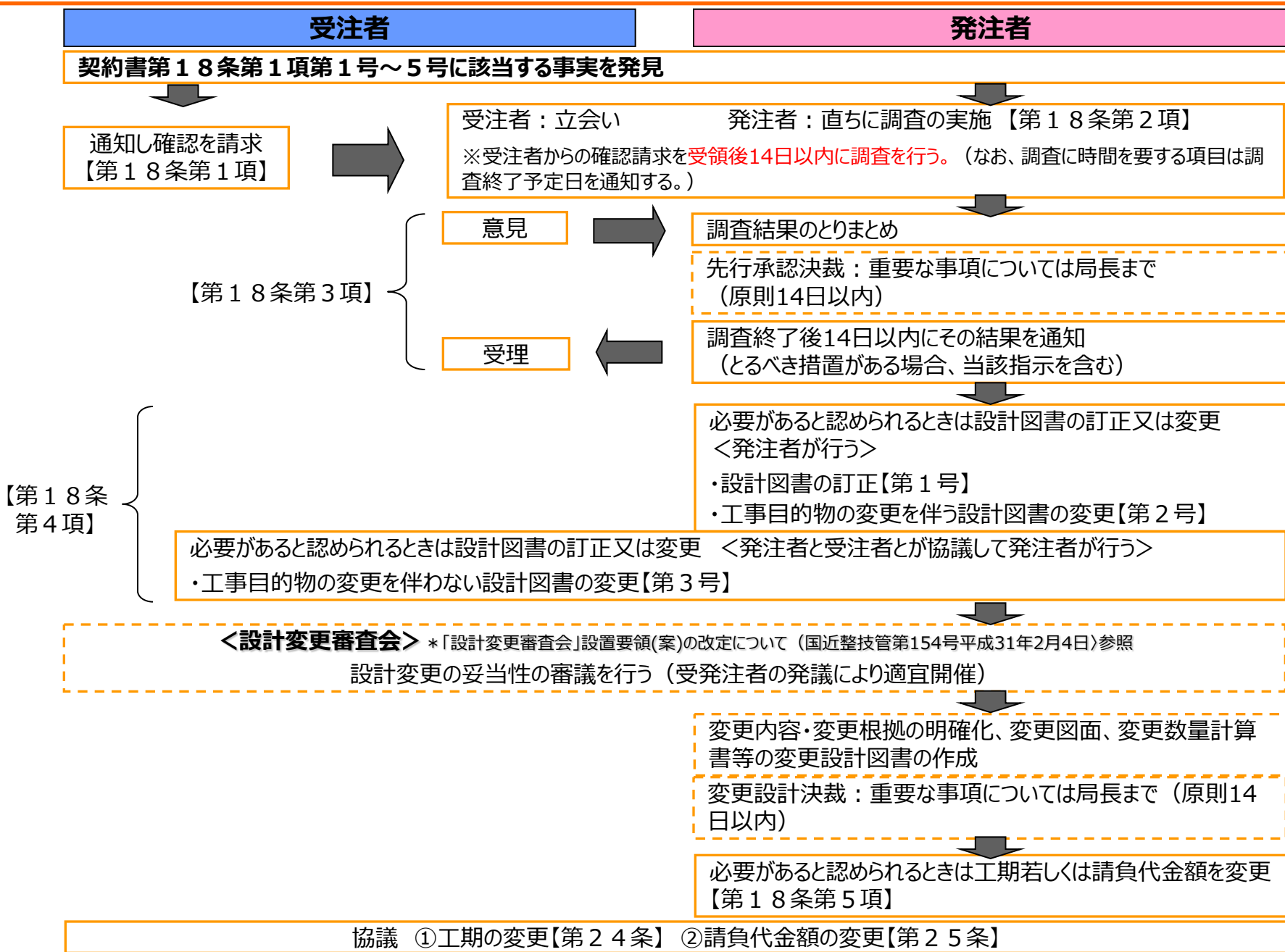
一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰 二 労務の供給の不足又は価格の高騰



受注者及び発注者は第24条、第26条に基づき、**「協議」により工期及び請負代金額を定める**

- ex. ア. 資材価格が高騰し、請負代金額に影響を及ぼす場合  
イ. 資機材の供給がひっ迫し、地域外からの輸送が必要となったり、納期遅延が生じることで工期延期が必要な場合  
ウ. 労務の不足により、地域外からの労働者確保に送迎や宿泊等の間接費が必要となる場合

# 4 . 設計変更手続きフロー



## 5. 設計変更に関わる資料の作成

### 設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

#### 1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」**第18条第1項**に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

##### <契約書第18条第1項>

受注者

発注者

第18条第1項に該当する事実を発見

現地と設計内容の違いについて、  
**確認できる資料を書面で提出**します。

資料を確認しました。

この資料の作成費用は**設計変更の対象と  
しません。**



## 2) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」**第18条第1項**に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」**第18条第4項**に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。



- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

### <契約書第18条第4項>

受注者

発注者

設計図書の訂正又は変更は発注者が行います。



### ～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ～

設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認  
必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示

設計変更に関わる資料を作成したので  
提出します。



資料を確認しました。

この資料の作成費用は  
設計変更の対象とします。



## 6. 指定・任意の使い分け

### 【基本事項】

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。**
2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない。**
3. ただし、指定・任意ともに**当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。**

### 【留意事項】

◆指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

1. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする**必要がある。
2. 発注者（監督者）は、**任意の趣旨を踏まえ、適切な対応**をするように注意が必要。  
※任意における下記のような対応は不適切
  - ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
  - ・標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
  - ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

**ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。**

## ◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

### ■ 自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

#### 契約書第1条第3項

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

#### 【指定と任意の考え方】

|                   | 指定                                                                                                                                                                                                                                                                              | 任意                      |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 設計図書              | 施工方法等について具体的に指定する。                                                                                                                                                                                                                                                              | 施工方法等について具体的には指定しない。    |
| 施工方法等の変更          | 発注者の指示又は承諾が必要                                                                                                                                                                                                                                                                   | 受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要） |
| 施工方法の変更がある場合の設計変更 | 設計変更の対象とする。                                                                                                                                                                                                                                                                     | 設計変更の対象としない。            |
| 条件明示の変更に対応した設計変更  | 設計変更の対象とする。                                                                                                                                                                                                                                                                     | 設計変更の対象とする。             |
| その他               | <p>＜指定仮設とすべき事項※契約後条件変更があれば、発注者より指示すべき内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合</li><li>・仮設構造物を一般交通に供する場合</li><li>・関係官公署との協議により制約条件のある場合</li><li>・特許工法又は特殊工法を採用する場合</li><li>・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合</li><li>・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設</li></ul> |                         |

## Ⅱ 工事一時中止に係るガイドライン（案）

1. 工事一時中止に係るガイドライン（案）
2. 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて

# 1. 工事一時中止に係るガイドライン（案）

## 1. ガイドライン策定の背景

## 2. 工事の一時中止に係わる基本フロー

## 3. 発注者の中止指示義務

## 4. 工事を中止すべき場合

## 5. 中止の指示・通知

## 6. 基本計画書の作成

## 7. 工期短縮計画書の作成

## 8. 請負代金額又は工期の変更

- ・請負代金額の変更
- ・工期の変更

## 9. 増加費用の考え方

- （1）本工事施工中に中止した場合
- （2）工期短縮を行った場合
- （3）契約後準備工着手前に中止した場合
- （4）準備工期間に中止した場合

## 10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

- ・設計書における扱い
- ・事務処理上の扱い

## 参考資料

- ・増加費用の費目と内容
- ・様式

令和5年3月

国土交通省 近畿地方整備局

# 1. ガイドライン策定の背景

---

## ◆工事発注の基本的考え方

- 工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

## ◆工事発注の現状

- 円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

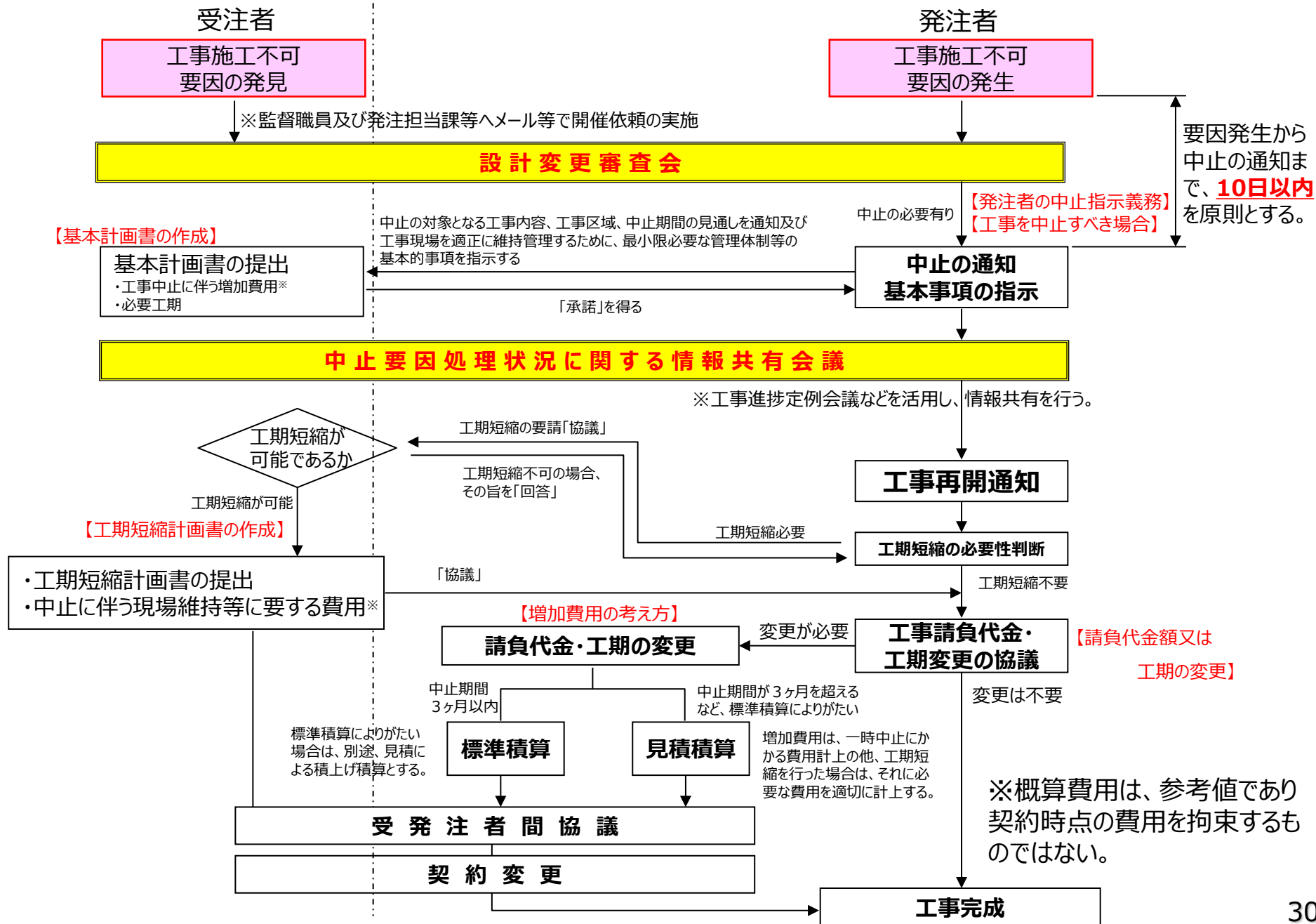
## ◆現状における課題

- 各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。
- しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

## ◆ガイドライン（案）の策定

- これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドライン（案）を策定するものである。

## 2. 工事の一時中止に係る基本フロー

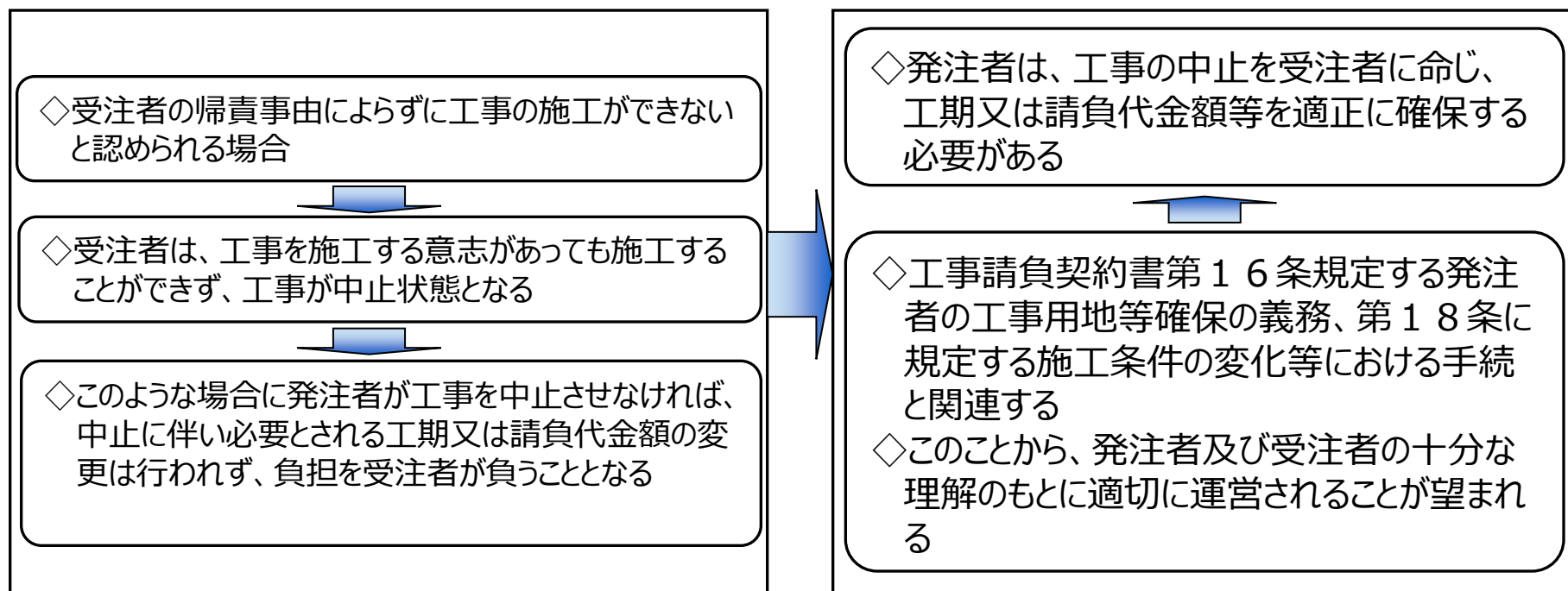


# 3. 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
- ◇受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令：契約書第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期\*となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、工事請負契約書（受注者の解除権）第52条1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

## 4. 工事を中止すべき場合

- ◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、  
①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【関係法令：契約書第20条】
- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。
- ※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

### ①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(工事請負契約書第16条) 施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(工事請負契約書第18条) 施工を続けることが不可能な場合・・・等

### ②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

## 5. 中止の通知・基本事項の指示 1

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【関係法令：契約書第20条】  
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

### 発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

### 受注者による中止事案の確認請求

- ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。



### 工事施工不可要因が発生・発生

- ◇受発注者間で、工事施工出来ない要因並びに責任の所在を明確にし、中止を行う必要があるか否か、工事全部又は一部の施工を一時中止とするのかなどについて、**双方の認識に相違が生じないようにするため、「設計変更審査会」により審議・確認を行うこと。**
  - ・中止の必要性、中止のタイプ、中止対象となる工事内容、範囲、期間 など
- ◇審議の結果、中止を行う必要があると認められる時には、遡及することなく速やかに工事の中止通知を行う。

## 5. 中止の通知・基本事項の指示 2

### 工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。
- ◇工事を円滑かつ効率的に進めるためには、再開に向け設計や関係機関協議などに漏れがないよう万全に期す必要があるため、工事施工出来ない要因の処理状況について、工事進捗定例会議などを活用し、定期的に受発注者間で情報共有を行うこと。
- ◇なお、中止予定期間の中頃には、必ず情報共有会議を開催し、今後の見通しなど共有すること。
- ◇必要に応じて、中止期間の延長が必要となった場合には、速やかに通知を行うこと。

## 6. 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議のうえ、承諾を得るものとする。

【土木工事共通仕様書第1編1-1-14】

※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

### 記載内容

- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用\*及び算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

### 管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

## 7. 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

### 記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

### 工期の変更

- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

## 8. 請負代金額又は工期の変更

- ◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

- ◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



### 請負代金額の変更

- ◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

#### ◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

#### ◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
- 事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

### 工期の変更

- ◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

# 9. 増加費用の考え方

## (1) 本工事施工中に中止した場合

### ■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下、工期延長等という。）をした場合に、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

#### 工事現場の維持に要する費用

- ◇工期延長等に伴い、工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等

#### 工期延長等となる場合の費用

- ◇工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

#### 工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械機器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等

#### 工期短縮を行った場合の費用

- ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

#### 工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等

## (2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

### ■ 増加費用の考え方

① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの ..... 【増加費用を見込む】

ex. ・工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの ..... 【増加費用は見込まない】

ex. ・工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③ 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・・【増加費用を見込む】

ex. ・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合  
※災害による損害については、工事請負契約書第30条（不可抗力による損害）に基づき対応

### ■ 増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

◇その他、必要と思われる費用。

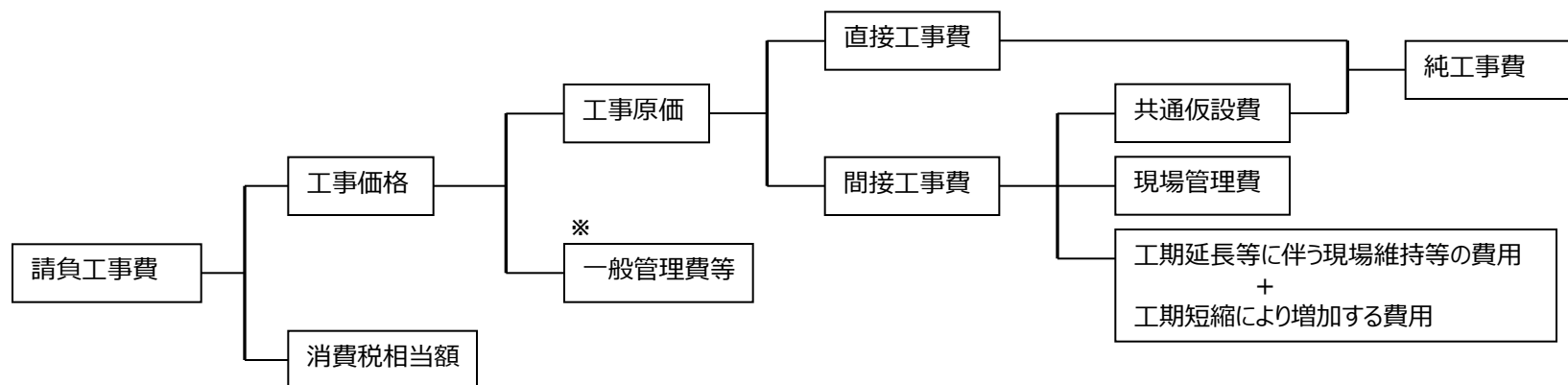
※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

## ■ 工期延長等に伴う増加費用の算定

- ◆ 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆ 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆ 工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

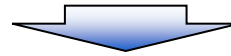
### 増加費用等の構成

◇ 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※ 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



### 積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費、事業損失防止施設費及び技術管理費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
  - 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費等に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
  - 直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

など

### 率で計上する項目

- ◇運搬費
  - 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
  - 大型機械類等の現場内運搬
- ◇安全費
  - 安全設備等の損料及び維持補修に要する費用
  - 安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）
- ◇役務費
  - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇社員等従業員給与手当
  - 現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

など

注）・増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間が3ヶ月以内は標準積算により算定し、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積もりを求め、受発注者間で協議を行い算定する。

## ■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象<sup>注)</sup>に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間 3 ヶ月\*以内は基本、標準積算により算定し、中止期間が 3 ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

\*標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが 3 ヶ月程度までであることから、「中止期間 3 ヶ月以内」としている。

\*見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間 4 ヶ月の場合、4 ヶ月分の見積）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

### 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000円未満切り捨て）

$$G = d g \times J + a$$

$d g$  : 一時中止に係る現場経費率（単位 % 少数第 4 位四捨五入 3 位止め）

$J$  : 対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）

（単位 円 1,000円未満切り捨て）

$a$  : 積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（ $d g$ ）

$$d g = A \left\{ \left( J / (a \times J^b + N) \right)^B - \left( J / (a \times J^b) \right)^B \right\} + (N \times R \times 100) / J$$

$N$  : 工期延長等日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

$R$  : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

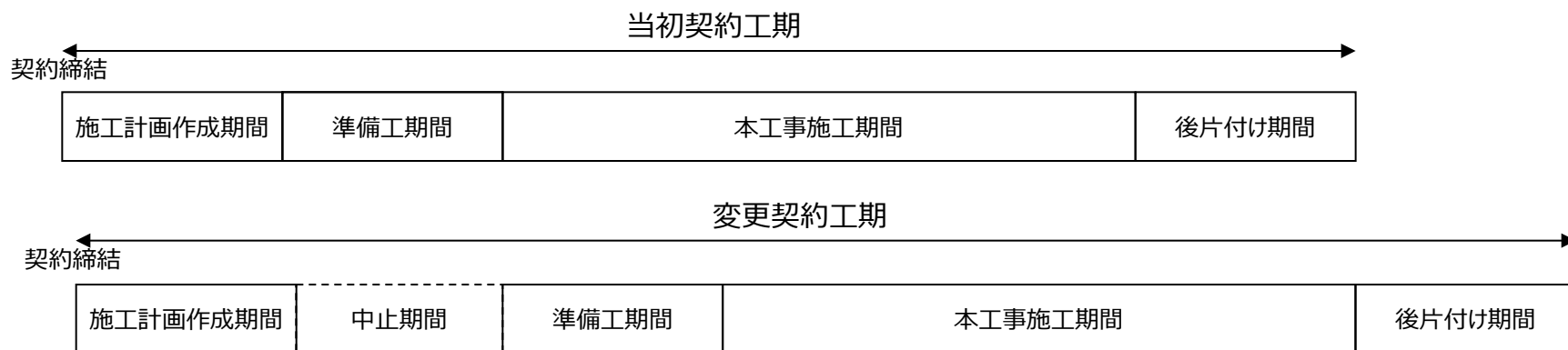
$A \cdot B \cdot a \cdot b$  : 各工種毎に決まる係数（別表-1）

別表－ 1 （令和3年4月1日より適用する基準）

| 工種区分       | 係数 A     |         |         |              |              |             |          | 係数 B     |         |         |              |              |             |          | 係数 a    | 係数 b   |
|------------|----------|---------|---------|--------------|--------------|-------------|----------|----------|---------|---------|--------------|--------------|-------------|----------|---------|--------|
|            | 一般交通影響無し | 大都市 (1) | 大都市 (2) | 一般交通影響有り (1) | 一般交通影響有り (2) | 市街地 (DID補正) | 山間僻地及び離島 | 一般交通影響無し | 大都市 (1) | 大都市 (2) | 一般交通影響有り (1) | 一般交通影響有り (2) | 市街地 (DID補正) | 山間僻地及び離島 |         |        |
| 河川工事       | 1901.4   | －       | －       | 2116.7       | 2104.1       | 2104.1      | 1939.0   | -0.3284  | －       | －       | -0.3275      | -0.3280      | -0.3280     | -0.3269  | 13.3999 | 0.1615 |
| 河川・道路構造物工事 | 410.4    | －       | －       | 453.5        | 452.4        | 452.4       | 413.5    | -0.2019  | －       | －       | -0.2004      | -0.2012      | -0.2012     | -0.1994  | 1.0955  | 0.3057 |
| 海岸工事       | 521.4    | －       | －       | 550.7        | 561.8        | 561.8       | 488.2    | -0.2306  | －       | －       | -0.2255      | -0.2280      | -0.2280     | -0.2224  | 4.2009  | 0.2226 |
| 道路改良工事     | 78.9     | －       | －       | 87.2         | 87.0         | 87.0        | 79.4     | -0.0714  | －       | －       | -0.0698      | -0.0706      | -0.0706     | -0.0688  | 2.4722  | 0.2611 |
| 鋼橋架設工事     | 4760.3   | －       | 5819.2  | 5307.1       | 5271.4       | 5307.1      | 4867.7   | -0.3805  | －       | -0.3793 | -0.3796      | -0.3801      | -0.3796     | -0.3791  | 8.9850  | 0.2036 |
| P C 橋工事    | 1238.0   | －       | －       | 1436.8       | 1399.1       | 1399.1      | 1351.0   | -0.2884  | －       | －       | -0.2907      | -0.2895      | -0.2895     | -0.2921  | 0.5348  | 0.3394 |
| 橋梁保全工事     | 3393.5   | －       | －       | 3979.5       | 3855.9       | 4318.8      | 3764.5   | -0.3455  | －       | －       | -0.3485      | -0.3470      | -0.3483     | -0.3504  | 1.6260  | 0.2838 |
| 舗装工事       | 923.0    | 1754.5  | 1331.5  | 1162.5       | 1087.6       | 1254.4      | 1149.1   | -0.2725  | -0.3002 | -0.2837 | -0.2807      | -0.2767      | -0.2801     | -0.2858  | 0.7817  | 0.3147 |
| 共同溝等工事 (1) | 213.2    | －       | －       | 247.5        | 241.0        | 241.0       | 232.8    | -0.1455  | －       | －       | -0.1480      | -0.1468      | -0.1468     | -0.1496  | 0.4678  | 0.3598 |
| 共同溝等工事 (2) | 314.1    | －       | －       | 363.9        | 354.7        | 354.7       | 341.7    | -0.1833  | －       | －       | -0.1852      | -0.1843      | -0.1843     | -0.1865  | 0.0142  | 0.5399 |
| トンネル工事     | 1070.6   | －       | －       | 1331.2       | 1253.2       | 1253.2      | 1306.0   | -0.2619  | －       | －       | -0.2685      | -0.2652      | -0.2652     | -0.2726  | 0.1118  | 0.4194 |
| 砂防・地すべり等工事 | 275.1    | －       | －       | 288.4        | 295.3        | 295.3       | 254.5    | -0.1797  | －       | －       | -0.1738      | -0.1767      | -0.1767     | -0.1700  | 0.1422  | 0.4132 |
| 道路維持工事     | 303.5    | 362.0   | 363.4   | 333.4        | 333.6        | 363.7       | 302.7    | -0.1653  | -0.1588 | -0.1628 | -0.1634      | -0.1643      | -0.1636     | -0.1623  | 1.6840  | 0.2898 |
| 河川維持工事     | 635.1    | －       | －       | 697.2        | 697.9        | 697.9       | 633.0    | -0.2406  | －       | －       | -0.2391      | -0.2399      | -0.2399     | -0.2381  | 8.0310  | 0.2114 |
| 下水道工事 (1)  | 103.2    | －       | 133.3   | 119.9        | 116.7        | 116.7       | 112.6    | -0.0941  | －       | -0.0975 | -0.0966      | -0.0954      | -0.0954     | -0.0981  | 0.5192  | 0.3472 |
| 下水道工事 (2)  | 282.4    | －       | 333.1   | 306.7        | 308.7        | 308.7       | 276.7    | -0.1811  | －       | -0.1770 | -0.1781      | -0.1796      | -0.1796     | -0.1763  | 1.1316  | 0.3060 |
| 下水道工事 (3)  | 366.6    | －       | －       | 422.5        | 412.8        | 412.8       | 395.6    | -0.1891  | －       | －       | -0.1916      | -0.1904      | -0.1904     | -0.1932  | 2.7078  | 0.2589 |
| 下水道工事 (4)  | 186.2    | －       | 225.2   | 206.0        | 205.4        | 205.4       | 188.0    | -0.1419  | －       | -0.1404 | -0.1408      | -0.1414      | -0.1414     | -0.1401  | 0.6805  | 0.3202 |
| 公園工事       | 643.6    | －       | －       | 715.1        | 711.5        | 711.5       | 654.3    | -0.2235  | －       | －       | -0.2229      | -0.2232      | -0.2232     | -0.2225  | 13.5714 | 0.1739 |
| コンクリートダム工事 | 115.6    | －       | －       | －            | －            | －           | －        | -0.0824  | －       | －       | －            | －            | －           | －        | 0.3392  | 0.3621 |
| フィルダム工事    | 91.3     | －       | －       | －            | －            | －           | －        | -0.0673  | －       | －       | －            | －            | －           | －        | 0.1633  | 0.3963 |
| 電線共同溝工事    | 266.2    | 323.7   | 320.4   | 293.4        | 293.1        | 320.0       | 267.2    | -0.1540  | -0.1467 | -0.1510 | -0.1518      | -0.1529      | -0.1520     | -0.1504  | 0.0035  | 0.6165 |
| 情報ボックス工事   | 1338.5   | －       | －       | 1523.7       | 1498.7       | 1498.7      | 1413.4   | -0.2880  | －       | －       | -0.2881      | -0.2881      | -0.2881     | -0.2881  | 3.6607  | 0.2249 |

### (3) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆ 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



#### ◇基本計画書の作成

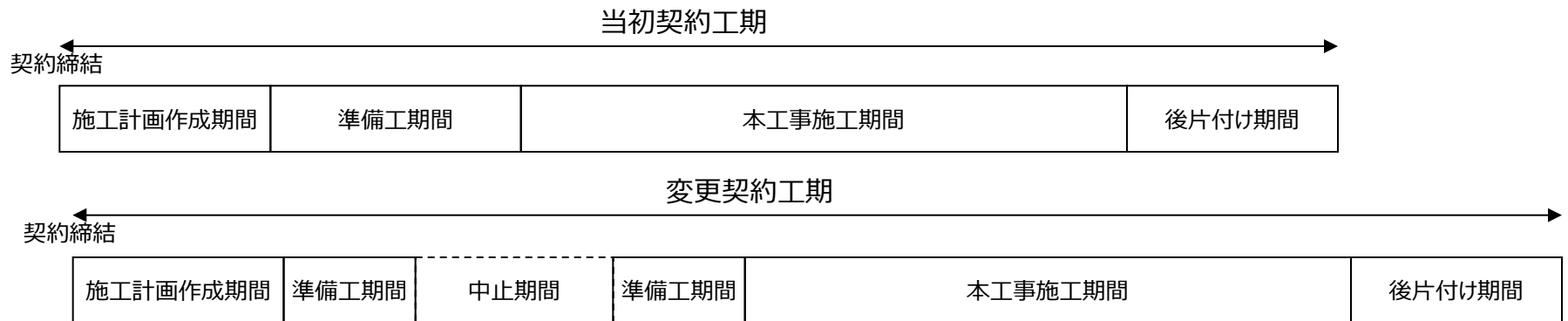
- 工事請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

#### ◇増加費用

- 工期延長等に伴う増加費用は計上しない。

## (4) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



### ◇基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

### ◇増加費用

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。  
（積算は受注者から見積を求め行う。）

# 10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

## ■増加費用の設計書における取扱い

- ◆増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

## ■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。
- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する
- ◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

## ■ 増加費用の費目と内容

### 増加費用の費目と内容

増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

#### (1) 現場における増加費用【積上又は率により計上】

##### イ 材料費

##### ①材料の保管費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

##### ②他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

##### ③直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

##### ロ 労務費

##### ①工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

##### ②他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

## ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

## 二 機械経費

### ① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。）
- b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

## ホ 仮設費

### ① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

### ② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

### ③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

## ハ 運搬費

### ① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

### ② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

## ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

## チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

## リ 安全費

### ① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

### ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

## ヌ 役務費

### ① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

### ② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

## ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

## ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

## ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

## 力 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

- ②工期延長等の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- ④工期延長等となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

### ヨ 労務管理費

- ①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用  
工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。
- ②解雇・休業手当を払う場合の費用  
受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

### タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用

### レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

### （２）本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

### （３）消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

# ■ 工事の一時中止に係る手続き様式（参考様式）

様式－１（鏡）

令和 年 月 日

(参考様式)

契約担当官等

〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇事務所長 又は  
総括監督員 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇工事の一時中止について（上申）

令和 年 月 日付けで契約締結した標記工事について、下記の通り一時中止をしたいので事務処理されたく上申する。

記

1. 契 約 件 名

〇〇〇〇〇工事

1. 履 行 場 所

(自)〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先  
(至)〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先

1. 契 約 の 相 手 方

〇〇株式会社

1. 契 約 金 額

¥ 0 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 -

1. 工 期

(自) 令和 年 月 日  
(至) 令和 年 月 日

1. 中 止 予 定 期 間

(自) 令和 年 月 日  
(至) 令和 年 月 日

1. 中 止 の 範 囲

〇〇〇〇〇

1. 中 止 の 理 由

別紙のとおり

1. 中止期間中における工事現場の維持管理等

別紙のとおり

1. そ の 他

再開については、別途通知する。

様式－１（別紙）

(参考様式)

①中止の理由

本工事の・・・・・・・・

②中止期間中における工事現場の維持管理等

中止期間中、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を記述

様式－２－１

(参考様式)

令和 年 月 日

受注者

〇〇 〇〇 殿

契約担当官等 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇工事の一時中止について（通知）

令和 年 月 日付けで契約締結した標記工事について、契約書第２０条の規定に基づき、下記のとおりに通知する。

記

１．本工事を令和 年 月 日から一時中止する。

１．一時中止予定期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

１．一時中止の範囲 〇〇〇〇〇

１．工事再開については、別途通知する。

なお、契約書第２４条に係る協議開始の日については、別途通知する契約変更等協議書の通知日をもって協議開始日とする。

工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を反映した基本計画書様式－４にて速やかに提出し、承諾を得ること。

様式２－２

(参考様式)

受領書

下記件名の 一時中止 通知を受領しました。

件 名 \_\_\_\_\_

受領年月日 令和 年 月 日 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

確認者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

※受領確認のため、受領書を確認者からもらうこと。

様式－3

(参考様式)

令和 年 月 日

〇〇〇〇事務所長 殿

総 務 部 長

〇〇〇工事の一時中止について

標記について、様式－2（写し）のとおり処理されたので、通知します。

※別紙：様式－2－1の写し

様式－4（鏡）

(参考様式)

令和 年 月 日

契約担当官等

〇〇 〇〇 殿

受 注 者

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理  
等に関する基本計画書について

工 事 名

令和 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出しますので、承諾願います。

様式－４（別 紙）

**（参考様式）**

**基 本 計 画 書**

- 1 中止時点における内容
- （１）中止する工種の出来高
- （２）職員の体制
- （３）労務者数
- （４）搬入材料
- （５）建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること。
- 4 中止した工事現場の管理責任に関すること。
- 5 （必要に応じ）増加費用にかかる参考見積

様式－５

**（参考様式）**

令和 年 月 日

受 注 者

〇〇建設（株） 〇〇本店長 殿

契 約 担 当 官 等

〇〇 〇〇

工事一時中止に伴う基本計画書について（承諾）

令和 年 月 日付けで提出された「工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について」は承諾する。

※監督職員・事務所担当課が基本計画書の提出をうける際に内容について十分説明を受けるが、過剰な計画となっていると判断する場合は下記を追加する。

**【特記事項例】**

- ・〇〇〇については増加費用の対象外とする。

様式－6（鏡）

(参考様式)

令和 年 月 日

契約担当官等

〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇事務所長 又は  
総括監督員 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇工事の再開について（上申）

令和 年 月 日付けで（一部）一時中止を通知した標記について、下記の通り再開したいので事務処理されたく上申する。

記

1. 契 約 件 名
- 〇〇〇〇〇工事
1. 履 行 場 所
- (自)〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先  
(至)〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先
1. 契 約 の 相 手 方
- 〇〇株式会社
1. 契 約 金 額
- ¥ 0 0 0, 0 0 0, 0 0 0 -
1. 工 期
- (自) 令和 年 月 日  
(至) 令和 年 月 日
1. 中 止 予 定 期 間
- (自) 令和 年 月 日  
(至) 令和 年 月 日
1. 再 開 年 月 日
- 令和 年 月 日
1. 再 開 の 範 囲
- 
1. 変 更 工 期
- 工期変更が生じる場合は契約書第24条に基づき別途協議
1. 再 開 の 理 由
- 別紙のとおり

様式－6（別紙）

(参考様式)

○再開の理由

.....

様式-7-1

(参考様式)

令和 年 月 日

受注者

〇〇建設(株) 〇〇本店長 殿

契約担当官等

〇〇 〇〇

〇〇〇〇工事の再開について(通知)

令和 年 月 日付けで一時中止を通知した標記工事について、下記のとおり通知する。

記

1. 再開年月日 令和 年 月 日

1. 再開の範囲

1. 変更工期 工期変更が生じる場合は契約書第24条に基づき別途協議

様式7-2

(参考様式)

受領書

下記件名の 再開 通知を受領しました。

件 名 \_\_\_\_\_

受領年月日 令和 年 月 日 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

確認者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

※受領確認のため、受領書を確認者からもらうこと。

様式－8

**(参考様式)**

令和 年 月 日

〇〇〇〇事務所長 殿

総 務 部 長

〇〇〇工事の再開について

標記について、別紙のとおり処理されたので、通知する。

※別紙：様式－7－1の写し

様式－9

**(参考様式)**

令和 年 月 日

契約担当官等

〇〇 〇〇 殿

受 注 者

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負  
代金額の変更について

現在当社で施工中の〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、工事請負契約書第20条により下記のとおり協議いたします。

記

請求（協議）額    ¥    〇〇〇

(参考様式)

令和 年 月 日

受 注 者 殿

契 約 担 当 官 等  
〇〇 〇〇

〇〇工事に係る請負代金額の変更  
について（協議）

標記について貴社より令和 年 月 日付けで提出の工事請負契約書第２０条に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議については、当局において細部について検討した結果、下記のとおりその金額を算定したので協議します。

記

- 1 工事名
- 2 協議金額
- 3 貴社請求金額

(参考様式)

令和 年 月 日

契約担当官等  
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇事務所長 又は  
総括監督員 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇工事の一時中止期間の延長について（上申）

令和 年 月 日付けで一時中止を通知した標記工事について、（一部）一時中止の 延期をしたいので、下記の通り事務処理されたく上申する。

記

- 1. 契 約 件 名 〇〇〇〇〇工事
- 1. 履 行 場 所 (自)〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先  
(至)〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先
- 1. 契 約 の 相 手 方 〇〇株式会社
- 1. 契 約 金 額 ￥ 〇 〇 〇 , 〇 〇 〇 , 〇 〇 〇 -
- 1. 工 期 (自) 令和 年 月 日  
(至) 令和 年 月 日
- 1. 中 止 予 定 期 間 (自) 令和 年 月 日  
(至) 令和 年 月 日
- 1. 延 期 中 止 予 定期間 (自) 令和 年 月 日  
(至) 令和 年 月 日
- 1. 中 止 の 範 囲 〇〇〇〇〇
- 1. 中止期間延長の理由 別紙のとおり
- 1. 延期中止期間中における工事現場の維持管理等 別紙のとおり
- 1. そ の 他 再開については、別途通知する。

(参考様式)

①中止期間延長の理由

本工事の・・・・・・・・

②延期中止期間中における工事現場の維持管理等

延長中止期間中、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を記述

(参考様式)

令和 年 月 日

受注者

〇〇 〇〇 殿

契約担当官等 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇〇工事の一時中止期間の延長について（通知）

令和 年 月 日付けで一時中止を通知した標記工事について、契約書第２０条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

１．一時中止予定期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

１．延期一時中止予定期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

１．一時中止の範囲 〇〇〇〇〇

１．工事再開については、別途通知する。

工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を反映した基本計画書様式－４にて速やかに提出し、承諾を得ること。

受領書  
(参考様式)

下記件名の 一時中止期間の延長 通知を受領しました。

件 名 \_\_\_\_\_

受領年月日 令和 年 月 日 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

確認者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

※受領確認のため、受領書を確認者からもらうこと。

令和 年 月 日

(参考様式)

〇〇〇〇事務所長 殿

総 務 部 長

〇〇〇工事の一時中止期間の延長について

標記について、別紙のとおり処理されたので、通知します。

※別紙：様式 - 1 2 - 1 の写し

## 2. 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて

1. 増加費用に関する基本事項
2. 工事一時中止の区分
3. 増加費用の構成等
4. 全体中止と部分中止の積算内容の違い
5. 請求の流れ
6. 基本計画書の作成例
7. 工事請負代金変更請求の作成例（1）
8. 工事請負代金変更請求の作成例（2）
9. 工事請負代金変更請求の作成例（3）
10. 工事請負代金変更請求の作成例（4）
11. 工事請負代金の構成

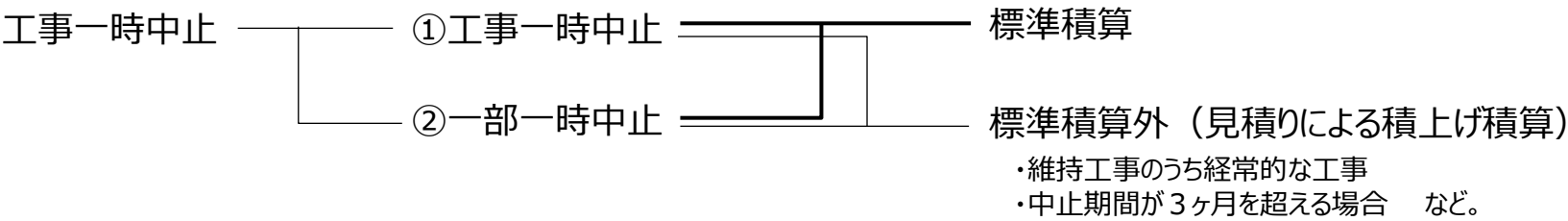
## 1. 増加費用に関する基本事項

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象工事                           | <p>工事請負契約書第20条第3項</p> <p>工事の施工を一時中止させた場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは、受注者に損害を及ぼしたとき。</p>                                                                                                             |
| 増加費用として積算する範囲<br>(中止ガイドラインP12) | <ul style="list-style-type: none"><li>○工事現場の <b>維持</b> に要する費用</li><li>○工事体制の <b>縮小</b> に要する費用</li><li>○工事の <b>再開準備</b> に要する費用</li><li>○中止により <b>工期延長</b> となる場合の費用</li><li>○<b>工期短縮</b> を行った場合の費用</li></ul>                                               |
| 増加費用の算定<br>(中止ガイドラインP14)       | <p>増加費用の算定は、<u>受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。</u></p> <p>各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。</p> <p>中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。</p> |

## 2. 工事一時中止の区分

工事請負契約書第20条「一時中止」と「一部一時中止」

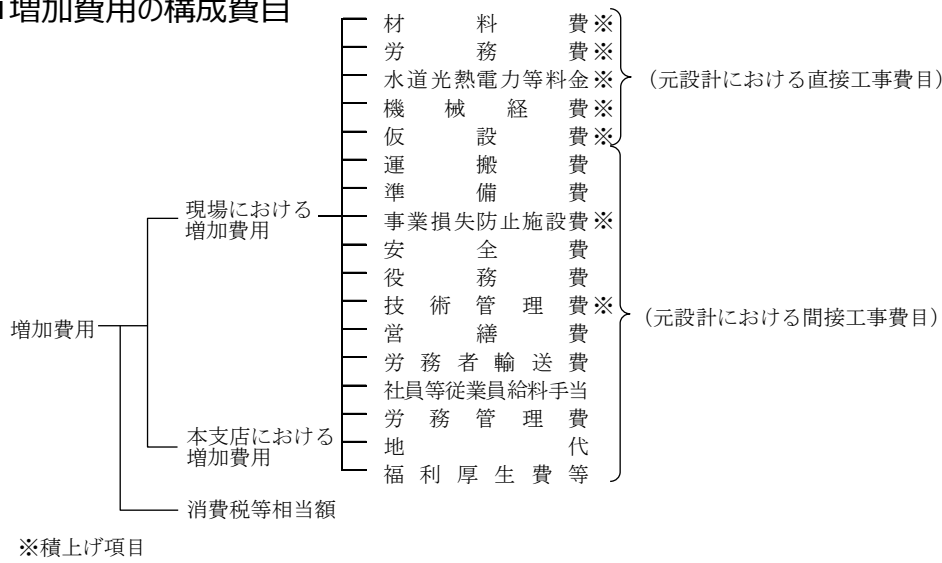
- 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰することができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。
- 工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。



|                        | 一時中止（工事全体の中止）                                 | 一部一時中止                                               |
|------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 中止の範囲                  | 工事範囲全体                                        | 工事範囲において工事が施工できない部分<br>（中止通知の際に図面等に中止箇所を示す）          |
| 技術者の専任                 | 工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。                    | 工事施工期間は専任が必要。                                        |
| 契約解除できる時期<br>（契約書第51条） | 中止期間が工期の10分の5を超えるとき。<br>（工期の10分の5が6月を超える時は6月） | 中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後、<br>3月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。 |
| 工期変更                   | 原則として、中止期間分を工期延長することが考えられる。                   | 一部一時中止に伴う影響期間について工期延長する。                             |

3. 増加費用の構成等

■ 増加費用の構成費目



■ 率計上項目における標準計算式（3ヶ月以内）

- 標準計算式では、増加費用表のうち、 で着色する項目の費用を算出しているもの（積上げ項目は別途算定が必要）
- 施工着手後に、一部中止又は部分中止に伴う工期延長等が生じた場合に適用する。標準積算内容と現場維持等に要する内容に乖離がある場合は、受発注者間で協議する。

【標準計算式】

・中止期間中の現場維持等の費用（円単位 1,000円未満切り捨て）  
 $G = dg \times J + a$   
dg：一時中止に係る現場経費率（%単位 少数第4位四捨五入3位止め）  
J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（円単位 1,000円未満切り捨て）  
a：積上げ費用（円単位 1,000円未満切り捨て）

・工期延長等に伴い増加する現場経費率（dg）  
 $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^b - (J / (a \times J^b)) \} + (N \times R \times 100) / J$   
N：工期延長等日数（日）（受注者の責めに帰す場合は除く）  
ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数  
R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）  
A・B・a・b：各工種毎に決まる係数

■ 増加費用表

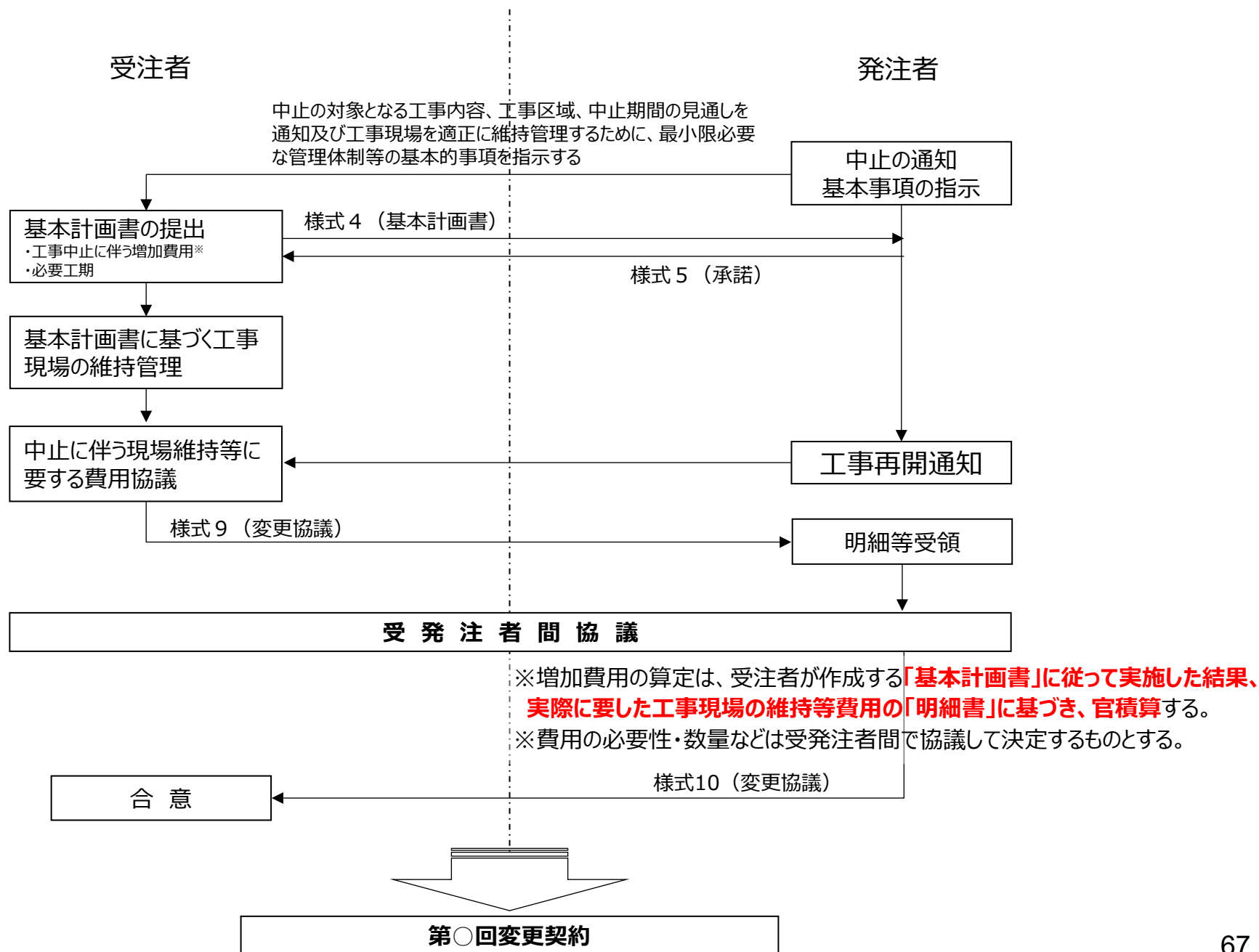
※積上げ項目

|            |                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 材料費※       | ①材料の保管費用<br>②他の工事現場へ転用する材料の運搬費<br>③直接工事費に計上された材料の損料等                      |
| 労務費※       | ①工事現場の維持等に必要な労務費※作業を伴わない作業員の費用は原則計上しない。<br>②他職種に転用した場合の労務費差額              |
| 水道光熱電力等料金※ | 現場に設置済の施設を現場の維持のため、指示あるいは協議により再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等の費用            |
| 機械経費※      | ①工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用                                                    |
| 仮設費※       | ①仮設諸機材の損料<br>②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用<br>③工期延長等となることにより生じる仮設諸機材の損料等に要する費用 |
| 運搬費        | ①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用<br>②大型機械類等の現場内運搬                              |
| 準備費        | 通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備に要する費用で、指示あるいは協議により必要と認めたものに係る費用                 |
| 事業損失防止施設費※ | 仮設費に準じて積算した費用                                                             |
| 安全費        | ①既存の安全設備に係わる費用<br>②新たな工事現場の維持等に要する安全費                                     |
| 役務費        | ①グラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料<br>②電力水道等の基本料                                       |
| 技術管理費※     | 原則として計上しない。ただし、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合は、仮設費に準備して積算した費用   |
| 営繕費        | 元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等に認められる営繕施設の維持費、補修費等                             |
| 労務者輸送費     | 元設計が、営繕費・労務者輸送費を区分して積算している場合において、協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の費用               |
| 社員等従業員給料手当 | 工期延長等期間中等の工事現場の維持等のため、協議により認められた費用                                        |
| 労務管理費      | ①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用<br>②解雇・休業手当を払う場合の費用                            |
| 地代         | 現場管理費の内、営繕費に掛かる敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の費用                      |
| 福利厚生費等     | 現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用                   |

## 4. 全体中止と部分中止の積算内容の違い

|                                      | 3ヶ月以内の場合                                                                                                                                                                                                               | 3ヶ月を超える場合                                                                                                           |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>（工事全体が中止）</div> <div>一時中止</div> | <p>➢ 率計上項目は、標準計算式より計上。</p> <p>➢ 積上げ項目は、現場維持等に必要と認められる内容に要する費用を、受注者からの見積を元に受発注者間で協議を行い算定する。</p>                                                                                                                         | <p>工期末 → 変更工期末</p> <p>➢ すべての項目（率計上及び積上げ）で、現場維持等に必要と認められる内容に要する費用を、受注者からの見積を元に受発注者間で協議を行い算定する。</p>                   |
| <div>一部一時中止</div>                    | <p>■ 一部中止に伴う工期延長が必要となる場合</p> <p>➢ 率計上項目は、標準計算式より計上。</p> <p>➢ 積上げ項目は、現場維持等に必要と認められる内容に要する費用を、受注者からの見積を元に受発注者間で協議を行い算定する。</p> <p>■ 一部中止に伴う工期延長がない場合</p> <p>➢ B箇所の現場維持等に必要と認められる内容に要する費用を、受注者からの見積を元に受発注者間で協議を行い算定する。</p> | <p>工期末 → 変更工期末</p> <p>N = 工期延長期間</p> <p>➢ すべての項目（率計上及び積上げ）で、現場維持等に必要と認められる内容に要する費用を、受注者からの見積を元に受発注者間で協議を行い算定する。</p> |
|                                      | <p>□ 部分中止している範囲が、工程上どのようなものなのか・他工種の増工に伴う工期延長なども踏まえ、工期延長期間を算定すること。</p>                                                                                                                                                  |                                                                                                                     |

## 5. 請求の流れ



# 6. 基本計画書の作成例

## 基本計画書及び請求資料の作成例

〇〇〇電線共同溝工事

基本計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 〇〇支店

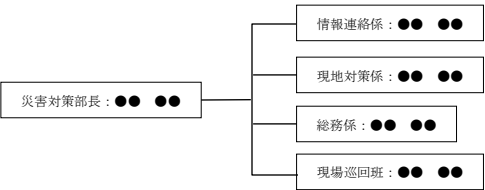
目次

- 1 中止時点における内容
  - (1) 中止する工種の出来高
  - (2) 職員の体制
  - (3) 労務者数
  - (4) 搬入材料
  - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事。
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事。
- 4 中止した工事現場の管理責任に関する事。
- 5 (必要に応じ) 増加費用にかかる参考見積

### 作成例

5. 工事一時中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事
- (1) 工事現場の維持・管理
- 工事中止の対象となる範囲は、未着手である。
- しかし、大雨などの異常気象の発生が予想される場合は、事前に巡回・点検を実施するとともに、必要な対策を講ずるものとする。
- 地震および台風・大雨などの後は、その都度、巡回・点検を実施し、異常があった場合は、主任監督員に速やかに報告のうえ、協議を行った後、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 緊急時の対応
- 大雨、出水、強風、地震等の異常気象で災害発生のおそれがある場合、下記の組織編成で緊急体制に入り、必要に応じて現場内の警戒パトロールを実施する。また、隣接工事現場との緊密な情報交換を行い、非常時における臨機応変の措置を定める。

災害体制表



異常気象の目安

| 災害の種類 | 基準                               |
|-------|----------------------------------|
| 地震    | 震度階級4以上                          |
| 台風    | 台風に起因した大雨情報、洪水警報又は暴風警報の発表        |
| 雨     | 大雨警報発表（記録的短時間大雨警報発表）又は時間雨量20mm以上 |
| 河川増水  | 洪水警報発表、上流ダム情報                    |
| 風     | 暴風警報及び暴風雪警報発表                    |

### 作成例

3. 中止期間中の体制
- 中止期間中の体制は以下の通りです。
- 現場代理人・・・・・・常駐
- 監理技術者・・・・・・非専任
- 施工担当者・・・・・・代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇〇出張所と協議のうえ、社員を増員します。
- また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない

中止期間中の業務内容を明記

中止期間中の現場体制を明記

一時中止に伴う増し分費用の基礎資料

## ◎増加費用の請求書例

8. 工事請負代金変更請求の作成例(2)

◎増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名

〇〇〇〇〇電線共同溝工事

工事場所

自) 〇〇県〇〇市〇〇  
至) 〇〇県〇〇市〇〇

当初工期

自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
(750日間)

一時中止期間

自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
(129日間)

当初契約金額

¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇

税抜契約金額

¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇

増加金額

¥ 3,629,624

税抜増加金額

¥ 3,456,785

〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

|              |              |    |     |         |           |    |
|--------------|--------------|----|-----|---------|-----------|----|
| 工事名          | 〇〇〇〇〇電線共同溝工事 |    |     |         |           |    |
|              | 規格           | 単位 | 数量  | 単価      | 金額        | 摘要 |
| 一時中止に伴う増し分費用 |              | 式  | 1   |         | 3,456,785 |    |
| (1) 現場管理費    |              | 式  | 1   |         | 3,456,785 |    |
| ・ 従業員給料手当    |              | 式  | 1   |         | 3,094,485 |    |
| 現場代理人        |              | 月  | 4.3 | 506,809 | 2,179,279 |    |
| 監理技術者        |              | 月  | 1.3 | 704,005 | 915,207   |    |
| ・ 福利厚生費      |              | 式  | 1   |         | 35,498    |    |
| ・ 事務用品費      |              | 式  | 1   |         | 50,935    |    |
| ・ 通信交通費      |              | 式  | 1   |         | 112,835   |    |
| ・ 現場事務所費     |              | 式  | 1   |         | 163,032   |    |
| 合計           |              |    |     |         | 3,456,785 |    |
|              |              |    |     |         |           |    |
|              |              |    |     |         |           |    |

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

例えば)

(1)現場代理人等の給料について

①当該現場での作業内容

②給与明細等の資料

(2)福利厚生費、通信交通費、営繕費について

①事務用品の証明書類の提出

妥当性の確認ができた項目を積み上げる

(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

70

## 71



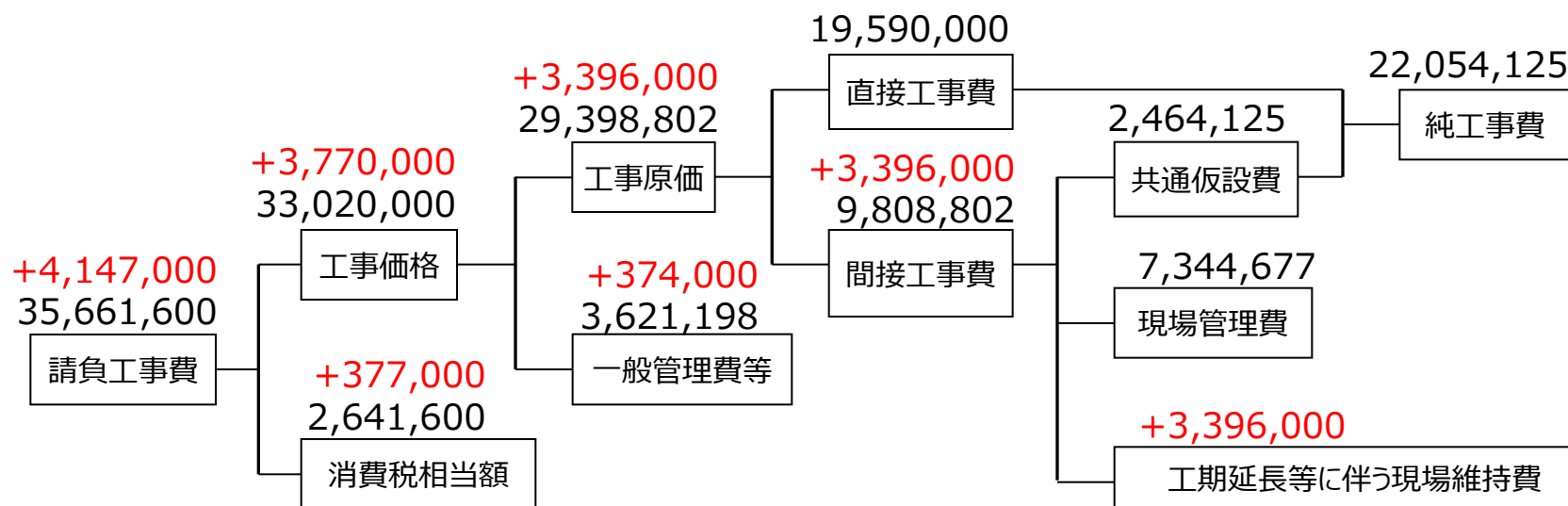
## 1 2. 工事請負代金の構成

### 増加費用等の構成

- ◇中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。
- ◇積み上げ計上費用には、請負比率及び合意比率は考慮しないものとする。
- ◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

#### 【増額費用の計算例】

中止期間が3ヶ月を超える場合 赤字は増額金額



『工期延長等に伴う現場維持費』には、請負比率及び合意比率を考慮しない。

# Ⅲ 設計図書の照査ガイドライン（案）

## 1. 「設計図書の照査」の基本的考え方

- （1）「設計図書の照査」に係わる規定について
- （2）「設計図書の照査」の位置づけ

## 2. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

## 3. 設計照査結果における受発注者間のやりとり

## 4. 設計図書の照査項目及び内容

## 5. 照査項目チェックリスト

- （1）照査項目チェックリストの作成手順
- （2）照査項目チェックリスト作成にあたっての留意事項

## 6. 照査要領（案） ①樋門・樋管工事、②築堤・護岸工事、③道路改良（舗装）工事 ④橋梁下部工事、⑤共同溝工事、⑥橋梁上部工事

## 7. 参考資料

令和5年3月  
国土交通省 近畿地方整備局

# 1. 「設計図書の照査」の基本的考え方

## (1) 「設計図書の照査」に係わる規定について

■土木工事共通仕様書第1編 1-1-3 設計図書の照査等及び工事請負契約書第18条（条件変更等）においては、次のように受注者が設計図書の照査を自らの負担により行うこととなっている。

### 土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等

#### 2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

### 工事請負契約書第18条（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

# 1. 「設計図書の照査」の基本的考え方

## (2) 「設計図書の照査」の位置づけ

- 受注者は、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に基づいて、設計照査を行うこととなる。
- 土木工事共通仕様書 2. 設計図書の照査 に記載のあるとおり、照査結果から工事請負契約書第 18 条にある、現場と設計図書が一致しないことの事実を監督職員が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取り合図、施工図等）の作成は、受注者の負担により作成を行う。
- 照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は**発注者の責任**において行うものとする。

### 【受注者が自らの負担で行う部分】

- ① 設計照査に係る費用
- ② 設計照査の結果を監督職員に説明するために資料作成  
（現地地形図、設計図との対比図、取り合図、施工図等）
- ③ 監督職員から更に詳細な説明を求められ、説明するための資料作成



### 【発注者が実施する部分】

- ① 照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等  
※ 受注者に作成を指示する場合は、その費用を負担する。



## 2. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

### 設計変更が可能なケース

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
10. 「設計便覧」・「各種示方書」等との対比設計。
11. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
12. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
13. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「14-4-3路面切削工」「14-4-5切削オーバーレイ工」「14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。

## 2. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

### 設計変更が可能なケース

- 1 4. 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- 1 5. 概算（数量）発注工事における構造計算及び図面作成。
- 1 6. 「設計便覧」「各種示方書」等の変更に伴う構造計算及び図面作成。
- 1 7. 照査の結果、必要となった追加調査の実施や図面等作成。

#### 〈例〉・ボーリング調査

- ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
- ・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査。

- 1 8. 関係機関との協議資料作成。

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

# 3. 設計照査結果における受発注者間のやりとり

## ①照査結果の報告【受注者負担】

現地と設計内容の違いについて確認できる資料を書面にて提出します。

詳細に確認できる資料を書面にて提出します。

不明瞭な部分があるので、詳細に確認できる資料を提出してください。

確認請求後、発注者による調査を直ちに実施

※調査期間は**14日以内**を目途とする。なお、調査に時間を要する項目がある場合は、調査終了目途を通知する。

## ②照査結果を受け設計図書の変更行う場合【発注者負担】

※受注者の意見も確認し、調査の終了後**14日以内**に回答する。  
(調査期間も含めて少なくとも確認請求後1ヶ月までに回答すること)

設計変更に関わる資料を作成したので提出します。

・材料の手配があるので、●/●までに回答をお願いします。

設計図書の訂正または変更を行います。

または

設計図書の訂正または変更を行った資料を提出してください。  
作成費用は設計変更の対象とします。

または

調査の結果、検討に時間を要するため、●/●までに回答させて頂く。

受注者

発注者



### 3. 設計照査結果における受発注者間のやりとり

#### ③照査結果の回答について

契約書第18条（条件変更等）より

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

|                                              |                               |
|----------------------------------------------|-------------------------------|
| 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの     | <b>発注者</b> が行う。               |
| 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの   | <b>発注者</b> が行う。               |
| 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの | 発注者と受注者とが協議して <b>発注者</b> が行う。 |

※工事請負契約書に基づき、設計照査に伴う設計図書の修正は、**発注者が行うもの**である。

そのため、**「別途協議されたい」と、再度書類作成を求めるような回答ではなく、発注者より具体的かつ明確に、修正した設計図書等を指示・回答するものである。**

ただし、今後、施工に伴い必要となると推測される仮設工等における内容については、上記の限りではない。

※図面修正や調査を受注者に依頼する場合は、必ず作成費用及び工期は、設計変更を行うこと。

## 4. 設計図書の照査項目及び内容

| No. | 項 目            | 主な内容 |                                                                       |
|-----|----------------|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1   | 当該工事の条件明示内容の照査 | 1-1  | 「土木工事条件明示の手引き（案）」における明示事項に不足がないかの確認                                   |
|     |                | 1-2  | 「土木工事条件明示の手引き（案）」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認                              |
| 2   | 関連資料・貸与資料の確認   | 2-1  | ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討し確認したか                   |
|     |                | 2-2  | ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか         |
|     |                | 2-3  | 浚渫工の施工において、湧水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか        |
|     |                | 2-4  | 地質調査報告書は整理されているか<br>・追加ボーリングは必要ないかの確認                                 |
|     |                | 2-5  | 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）                       |
|     |                | 2-6  | 測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認                                         |
|     |                | 2-7  | 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認                                            |
|     |                | 2-8  | 設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認                                    |
|     |                | 2-9  | 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認                             |
|     |                | 2-10 | 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認                                  |
|     |                | 2-11 | 地下占有物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか    |
|     |                | 2-12 | 設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認                        |
| 3   | 現地踏査           | 3-1  | 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認                 |
|     |                | 3-2  | 建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認                                            |
|     |                | 3-3  | 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認                              |
|     |                | 3-4  | 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認             |
|     |                | 3-5  | 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認     |
|     |                | 3-6  | 砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査 |

## 4. 設計図書の照査項目及び内容

| No. | 項 目  | 主な内容 |                                                                                                                                                        |
|-----|------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3   | 現地踏査 | 3-7  | 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認                                                                                          |
|     |      | 3-8  | 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認                                                                                                                        |
|     |      | 3-9  | トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認                                                                                                             |
|     |      | 3-10 | 道路管理台帳及び占有者との現地確認                                                                                                                                      |
|     |      | 3-11 | 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有 無を確認                                                                              |
|     |      | 3-12 | 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認                                                                                                    |
|     |      | 3-13 | 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する 地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認 |
|     |      | 3-14 | 漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認                                                                                                                |
|     |      | 3-15 | 地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、わき水、地下水など）が整合するかの確認                                                                                                               |
|     |      | 3-16 | 使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認                                                                                                                                    |
|     |      | 3-17 | 土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認                                                                                                        |
|     |      | 3-18 | アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査                                                                                                            |
|     |      | 3-19 | 周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認                                                                                                                   |
| 4   | 設計図  | 4-1  | 桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認                                                                                                              |
|     |      | 4-2  | 施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査                                                                                         |
|     |      | 4-3  | 一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）                                                                                                             |
|     |      | 4-4  | 平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）                                                                                                               |
|     |      | 4-5  | 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認                                                                                                                          |
|     |      | 4-6  | 構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認                                                                                                                   |
|     |      | 4-7  | 図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）                                                                                                                 |

# 4. 設計図書の照査項目及び内容

| No. | 項 目   | 主な内容 |                                                                                                                                        |
|-----|-------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4   | 設計図   | 4-8  | 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認                                                                                                            |
|     |       | 4-9  | 各設計図がお互いに整合されているかの確認<br>・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図）<br>・構造図と配筋図<br>・構造図と仮設図<br>・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等）<br>・本体と付属物の取り合い 等                 |
|     |       | 4-10 | 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか）<br>・壁厚<br>・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置）<br>・使用材料<br>・その他 |
|     |       | 4-11 | 形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認                                                                                                         |
|     |       | 4-12 | 地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認                                                                                      |
|     |       | 4-13 | 隣接工区等との整合はとれているかの確認                                                                                                                    |
|     |       | 4-14 | 構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか）<br>※橋梁上部工のみ対象                                                                  |
| 5   | 数量計算  | 5-1  | 数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認                                                                                                              |
|     |       | 5-2  | 数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認                                                                                                 |
|     |       | 5-3  | 横断図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認                                                                                                      |
| 6   | 設計計算書 | 6-1  | 使用されている設計基準等は適切かの確認                                                                                                                    |
|     |       | 6-2  | 設計基本条件は適切かの確認（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等）<br>※橋梁上部工事のみ対象                                                                                 |
|     |       | 6-3  | 構造・線形条件は妥当かの確認（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等）                                                                                               |
|     |       |      | ※橋梁上部工事のみ対象                                                                                                                            |

## 5. 照査項目チェックリスト

受注者は、施工前及び施工途中において「設計図書の照査」を実施するが、「4. 設計図書の照査項目及び内容」に基づき照査を行うこととし、その照査結果については、打合せ簿に添付して監督職員に報告する等に活用する。

### (1) 照査項目チェックリストの作成手順

- ①施工前に行う設計図書の照査時に、工事内容から判断して照査が必要と考えられる項目には「照査対象」欄の「有」にチェックをし、必要ないと考えられる項目には「無」にチェックを入れる。  
なお、施工前には確認できないが、将来的に照査が必要な項目にも「有」にチェックを入れるものとし、照査の各段階でそれぞれ見直すこととする。
- ②照査を完了した項目について、「照査実施」欄の「済」にチェックをし、日付を記入する。
- ③照査を完了した項目について、契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合には「該当事実」欄の「有」にチェック、ない場合には「無」にチェックを入れる。
- ④チェックリストを工事打合せ簿に添付して監督職員に提出し、照査状況及び結果を報告する。  
その際に③の「該当事実」が「有」の項目にチェックした場合は、監督職員にその事実が確認できる資料も添付して提出する。

## 5. 照査項目チェックリスト

### (2) 照査項目チェックリスト作成にあたっての留意事項

- ① 施工前及び施工途中の各照査段階において、照査を実施した項目にチェックと日付を記載し、完了している照査項目、今回実施した照査項目、照査対象であるが未照査項目を明確にする。
- ② 1つの照査項目の中に複数の確認事項がある場合、打合せ簿、備考欄、別紙等を用いて確認済の内容がわかるようにする。
- ③ 照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なる恐れがあると判断される場合は、備考欄等に具体の確認項目を明確にしておく。
- ④ 特記仕様書、工事内容、規模、重要度等により、照査項目や内容を追加する必要がある場合は、項目を追加して利用する。  
ただし、工事によって照査の必要がない項目も含まれることになるが、「照査対象」欄の「無」にチェックすることも照査の一部と考えられることから、チェックリストから項目を削除することは行わないこと。

# 5. 照査項目チェックリスト

提出年月日：\_\_\_\_\_

## 照査項目チェックリスト

工事名：\_\_\_\_\_

| No. | 項 目            | 主な内容                                                                    | 照査対象 |   | 照査実施 |    | 該当事実 |   | 備考 |
|-----|----------------|-------------------------------------------------------------------------|------|---|------|----|------|---|----|
|     |                |                                                                         | 有    | 無 | 済    | 日付 | 有    | 無 |    |
| 1   | 当該工事の条件明示内容の照査 | 1-1 「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不足がないかの確認                                 |      |   |      |    |      |   |    |
|     |                | 1-2 「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認                            |      |   |      |    |      |   |    |
| 2   | 関連資料・貸与資料の確認   | 2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討し確認したか                 |      |   |      |    |      |   |    |
|     |                | 2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか       |      |   |      |    |      |   |    |
|     |                | 2-3 浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか      |      |   |      |    |      |   |    |
|     |                | 2-4 地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認                                   |      |   |      |    |      |   |    |
|     |                | 2-5 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認(圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等)                     |      |   |      |    |      |   |    |
|     |                | 2-6 測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認                                       |      |   |      |    |      |   |    |
|     |                | 2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認                                          |      |   |      |    |      |   |    |
|     |                | 2-8 設計計算書等(構造物(指定仮設含む)、隣接工区等含む)はあるかの確認                                  |      |   |      |    |      |   |    |
|     |                | 2-9 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認                           |      |   |      |    |      |   |    |
|     |                | 2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認                               |      |   |      |    |      |   |    |
|     |                | 2-11 地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料があるか |      |   |      |    |      |   |    |
|     |                | 2-12 設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認                     |      |   |      |    |      |   |    |

# 5. 照査項目チェックリスト

| No. | 項 目  | 主 内 容 |                                                                          | 照査対象 |   | 照査実施 |    | 該当事実 |   | 備考 |
|-----|------|-------|--------------------------------------------------------------------------|------|---|------|----|------|---|----|
|     |      |       |                                                                          | 有    | 無 | 済    | 日付 | 有    | 無 |    |
| 3   | 現地踏査 | 3-1   | 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか                 |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-2   | 建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか                                            |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-3   | 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか                              |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-4   | 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか             |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-5   | 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか     |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-6   | 砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-7   | 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか         |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-8   | 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか                                      |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-9   | トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか                            |      |   |      |    |      |   |    |

# 5. 照査項目チェックリスト

| No. | 項 目  | 主 内 容 |                                                                                                                                                          | 照査対象 |   | 照査実施 |    | 該当事実 |   | 備考 |
|-----|------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---|------|----|------|---|----|
|     |      |       |                                                                                                                                                          | 有    | 無 | 済    | 日付 | 有    | 無 |    |
| 3   | 現地踏査 | 3-10  | 道路管理台帳及び占用者との現地確認をしたか                                                                                                                                    |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-11  | 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか                                                                              |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-12  | 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか                                                                                                   |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-13  | 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-14  | 漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認したか                                                                                                               |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-15  | 地質調査報告書と工事現場の踏査結果(地質、わき水、地下水など)が整合するかの確認                                                                                                                 |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-16  | 使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか                                                                                                                                   |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-17  | 土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか                                                                                                       |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-18  | アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか                                                                                                           |      |   |      |    |      |   |    |
|     |      | 3-19  | 周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか                                                                                                                  |      |   |      |    |      |   |    |

# 5. 照査項目チェックリスト

| No. | 項 目 | 主な内容 |                                                                                                                                        | 照査対象 |   | 照査実施 |    | 該当事実 |   | 備考 |
|-----|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---|------|----|------|---|----|
|     |     |      |                                                                                                                                        | 有    | 無 | 済    | 日付 | 有    | 無 |    |
| 4   | 設計図 | 4-1  | 桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか                                                                                           |      |   |      |    |      |   |    |
|     |     | 4-2  | 施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか                                                                      |      |   |      |    |      |   |    |
|     |     | 4-3  | 一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）                                                                                             |      |   |      |    |      |   |    |
|     |     | 4-4  | 平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）                                                                                               |      |   |      |    |      |   |    |
|     |     | 4-5  | 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認                                                                                                          |      |   |      |    |      |   |    |
|     |     | 4-6  | 構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認                                                                                                   |      |   |      |    |      |   |    |
|     |     | 4-7  | 図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）                                                                                                 |      |   |      |    |      |   |    |
|     |     | 4-8  | 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認                                                                                                            |      |   |      |    |      |   |    |
|     |     | 4-9  | 各設計図がお互いに整合されているかの確認<br>・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図）<br>・構造図と配筋図<br>・構造図と仮設図<br>・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等）<br>・本体と付属物の取り合い 等                 |      |   |      |    |      |   |    |
|     |     | 4-10 | 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか）<br>・壁厚<br>・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置）<br>・使用材料<br>・その他 |      |   |      |    |      |   |    |
|     |     | 4-11 | 形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認                                                                                                         |      |   |      |    |      |   |    |
|     |     | 4-12 | 地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認                                                                                      |      |   |      |    |      |   |    |

# 5. 照査項目チェックリスト

| No. | 項 目   | 主 要 内 容                                                                    | 照査対象 |   | 照査実施 |    | 該当事実 |   | 備考 |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------|------|---|------|----|------|---|----|
|     |       |                                                                            | 有    | 無 | 済    | 日付 | 有    | 無 |    |
| 4   | 設計図   | 4-13 隣接工区等との整合はとれているかの確認                                                   |      |   |      |    |      |   |    |
|     |       | 4-14 構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認(架設条件が設計図に反映されているか)<br>※橋梁上部工のみ対象 |      |   |      |    |      |   |    |
| 5   | 数量計算  | 5-1 数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認                                              |      |   |      |    |      |   |    |
|     |       | 5-2 数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認                                 |      |   |      |    |      |   |    |
|     |       | 5-3 横断面図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認                                     |      |   |      |    |      |   |    |
| 6   | 設計計算書 | 6-1 使用されている設計基準等は適切かの確認                                                    |      |   |      |    |      |   |    |
|     |       | 6-2 設計基本条件は適切かの確認(荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等)<br>※橋梁上部工事のみ対象                 |      |   |      |    |      |   |    |
|     |       | 6-3 構造・線形条件は妥当かの確認(橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等)<br>※橋梁上部工事のみ対象                |      |   |      |    |      |   |    |

# 樋門・樋管工事照査要領(案)

# 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| N o | 項 目      | 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                             | 確 認 資 料 | 備 考 |
|-----|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|     | 設計基本条件   | 1) ゲートの設計水位、操作水位を確認したか。<br>2) 仮締め切り等の条件を確認したか。                                                                                                                                                                      |         |     |
|     | 施工上の基本条件 | 1) 水路切廻し、搬入路等の借地の見通しはあるか。<br>2) 工事時期は決定しているか。<br>3) 旧施設の撤去条件及び撤去時期は明確になっているか。<br>4) スペース、ヤード、工法等の制約条件はあるか。<br>5) 環境上特に配慮すべき事項があるか。<br>6) 樋門・樋管設置のための用地は確保されているか。<br>7) 近接構造物、地下構造物の有無を確認したか。<br>8) 工期を制約する現場条件はあるか。 |         |     |
|     | 関連機関との調整 | 1) 他の河川管理者との調整は済んでいるか。<br>2) 道路管理者との調整は済んでいるか。<br>3) 地元及び地権者との調整は済んでいるか。<br>4) 関連する工作物管理者との調整は済んでいるか。<br>5) 漁業利権者との調整は済んでいるか。                                                                                       |         |     |
|     | 資料の確認    | 1) 地質調査報告書があるか。<br>追加ボーリングは必要ないか。<br>軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。<br>(圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方移動等)<br>2) 測量成果（平面、縦断、横断）が整備されているか。<br>3) 用地境界が明確であるか。                                                                            |         |     |
|     | 地盤条件     | 1) 追加調査の必要性はないか。                                                                                                                                                                                                    |         |     |
|     | 地形条件     | 1) 用地境界を確認したか。<br>2) 施工ヤード、スペースは確認したか。                                                                                                                                                                              |         |     |
|     | 施工条件     | 1) 施工上の制約条件を確認したか。<br>(スペース、交通条件、水の切廻し)<br>2) 工事時期を確認したか。                                                                                                                                                           |         |     |

## 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| No | 項 目  | 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 確 認 資 料 | 備 考 |
|----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|    | 現地踏査 | 1) 環境状況（工事における振動、騒音等の配慮面）を把握したか。<br>2) 支障物件（地下埋設物、既設樋管との離れ等）の状況を把握したか。                                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
|    | 設計図  | 1) 全体一般図に必要な項目を記載しているか。<br>（水位、地質条件等）<br>2) 使用材料は計算書と一致しているか。<br>3) 水位等、設計条件が図面に明示されているか。<br>4) 図面が明瞭に描かれているか。<br>5) 各設計図が相互に整合しているか。<br>・一般平面図と縦断図<br>・構造図と配筋図<br>・構造図と仮設図<br>6) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。<br>（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。）<br>・壁厚<br>・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置）<br>・鋼材形状、寸法<br>・使用材料<br>・その他 |         |     |
|    | 数量計算 | 1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。（有効数字、位取り、単位、区分等）<br>2) 数量計算に用いた寸法は図面と一致するか。                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |     |

# 築堤護岸工事照査要領(案)

# 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| N o | 項 目      | 主 な 内 容                                                                                                                                            | 確 認 資 料 | 備 考 |
|-----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|     | 設計基本条件   | 1) 締切水位は決定しているか、又は水文資料はあるか。<br>2) 瀬替、水替時流量決定のための、水文資料等はあるか。                                                                                        |         |     |
|     | 施工上の基本条件 | 1) 運搬路、切廻し河道、ヤード確保の見通しはあるか。                                                                                                                        |         |     |
|     | 関連機関との調整 | 1) 他の工作物管理者との調整は済んでいるか。<br>2) 地権者及び地元等との調整は済んでいるか。<br>3) 占有者との調整は済んでいるか<br>4) 漁業利権者との調整は済んでいるか。                                                    |         |     |
|     | 資料の確認    | 1) 測量成果（平面、横断、縦断）は整理されているか。<br>2) 地質調査報告書は整理されているか。<br>追加ボーリングは必要ないか。<br>軟弱地盤の判定に必要な資料はあるか。<br>（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方移動等）<br>3) 用排水路系統図は整理されているか。 |         |     |
|     | 地盤条件     | 1) 追加調査の必要はないか。                                                                                                                                    |         |     |
|     | 地形条件     | 1) 用地境界を確認したか。                                                                                                                                     |         |     |
|     | 施工条件     | 1) 施工上の制約条件を確認したか。<br>（スペース、交通条件、水の切廻し）<br>2) 工事時期を確認したか。                                                                                          |         |     |
|     | 現地踏査     | 1) 支障物件の状況を把握したか。                                                                                                                                  |         |     |
|     | 資料の確認    | 1) 貸与資料の不足点、追加事項があるか。                                                                                                                              |         |     |
|     | 設計図      | 1) 平面図には必要な工事内容が明示されているか。<br>（法線、築堤護岸、付属構造物等）<br>2) 構造物の基本寸法、高さ関係は照合されているか。<br>3) 形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか。                                     |         |     |

# 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| No | 項 目  | 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 確 認 資 料 | 備 考 |
|----|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|    | 数量計算 | <p>4) 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているか。</p> <p>5) 解り易い注記が付いているか。</p> <p>6) 水位等設計条件が図面に明示されているか。</p> <p>7) 図面が明瞭に描かれているか。<br/>（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）</p> <p>8) 各設計図がお互いに整合されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般平面図と縦断図</li> <li>・ 構造図と配筋図</li> <li>・ 構造図と仮設図</li> </ul> <p>9) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。<br/>（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合されているか）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁厚</li> <li>・ 鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置）</li> <li>・ 鋼材形状、寸法</li> <li>・ 使用材料</li> </ul> <p>1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。</p> <p>2) 数量計算に用いた寸法は図面と一致するか。</p> <p>3) 数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているか。</p> <p>4) 横断面図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているか。</p> |         |     |

# 道路改良(舗装) 工事照査要領(案)

（平面交差点、構造物を含む）

# 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| No. | 項 目                                                                                                                              | 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 確 認 資 料 | 備 考 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|     | 施工上の留意点<br><br>関連機関との調整及び協議<br>関連資料の整理<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>貸与資料の確認<br><br><br>計画条件の確認<br><br><br><br>付帯施設の必要性 | 1) 施工上の留意点があるか。<br><br>1) 交差協議の調整が済んでいるか。<br>（道路、河川、鉄道、公安委員会、等）<br>2) 地元及び地権者との調整が済んでいるか。<br>3) バス路線となるかどうか。<br>4) 水路管理者との協議は済んでいるか。<br>5) 地下占有企業者との調整が済んでいるか。<br>6) 保安林及び埋蔵文化財等との調整が済んでいるか。<br>7) 各都道府県公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか。<br>8) 都市計画及び土地利用が明確になっているか。<br>9) 上位計画、開発行為及び電線類地中化の計画が明確になっているか。<br>10) 土砂の処理場または土取場の位置、規模は明確になっているか。<br>11) 休憩施設、チェーン着脱場等の計画が明確になっているか。<br><br>1) 地質調査報告書があるか。又、内容は充分か。<br>2) 測量成果（平面、縦断、横断）があるか。<br>3) 埋設物台帳があるか。<br><br>1) 排水工の計画条件は確認しているか。<br>①排水系統（用水か排水か）及び断面の調査は明確になっているか。<br>②水路管理者と協議してあるか。<br><br>1) 標識計画はあるか。<br>2) 照明・信号機（電気設備）は計画されているか。 |         |     |

## 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| N o | 項 目                                                                                                                      | 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 確 認 資 料 | 備 考 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|     | <p>&lt;平面交差点設計&gt;<br/>施工上の留意点</p> <p>関連機関との調整及び協議<br/>関連資料の整理</p> <p>貸与資料の確認</p> <p>計画条件の確認</p> <p>用地条件</p> <p>数量計算</p> | <p>1) 施工上の留意点があるか。</p> <p>1) 交差協議の調整が済んでいるか。<br/>（道路、河川、鉄道、公安委員会等）</p> <p>2) 地元及び地権者との調整が済んでいるか。</p> <p>3) バス路線となるかどうか。</p> <p>4) 地下占用企業者との調整が済んでいるか。</p> <p>5) 保安林及び埋蔵文化財等との調整が済んでいるか。</p> <p>6) 各都道府県公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか。</p> <p>7) 都市計画及び土地利用が明確になっているか。</p> <p>8) 上位計画及び開発行為が明確になっているか。</p> <p>9) 電線類等の地下埋設計画があるか。</p> <p>1) 測量成果（平面、縦断、横断）があるか。</p> <p>2) 地質調査報告書があるか。</p> <p>3) 埋設物調査資料があるか。</p> <p>1) 用、排水工の計画は明確になっているか。</p> <p>1) 用地上の巾杭表はあるか。</p> <p>1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。（有効数字、位取り、単位、区分等）</p> <p>2) 数量計算に用いた記号、寸法は図面と一致するか。</p> |         |     |

## 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| No | 項 目                                                                                      | 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 確 認 資 料 | 備 考 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|    | <p>&lt;構造物&gt;<br/>施工上の留意点</p> <p>関連機関との調整及び協議<br/>関連資料の整理</p> <p>貸与資料の確認</p> <p>設計図</p> | <p>1) 施工上の留意点があるか。</p> <p>1) 交差協議の調整が済んでいるか。<br/>（道路、河川、鉄道、公安委員会等）</p> <p>2) 地元及び地権者との調整が済んでいるか。</p> <p>3) バス路線となるかどうか。</p> <p>4) 地下占用企業者との調整が済んでいるか。</p> <p>5) 保安林及び埋蔵文化財等との調整が済んでいるか。</p> <p>6) 各都道府県公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか。</p> <p>7) 都市計画及び土地利用が明確になっているか。</p> <p>8) 上位計画及び開発行為が明確になっているか。</p> <p>9) 電線類等の地下埋設計画があるか。</p> <p>1) 測量成果（平面、縦断、横断）があるか。</p> <p>2) 地質調査報告書があるか。</p> <p>3) 埋設物調査資料があるか。</p> <p>1) 各設計図が相互に整合しているか。<br/>・ 一般平面図と縦断図<br/>・ 構造図と配筋図<br/>・ 構造図と仮設図</p> <p>2) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。<br/>（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。）<br/>・ 壁厚<br/>・ 鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置）<br/>・ 鋼材形状、寸法<br/>・ 使用材料<br/>・ その他</p> |         |     |

## 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| No | 項 目  | 主 な 内 容                                                                 | 確 認 資 料 | 備 考 |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|    | 数量計算 | 1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。（有効数字、位取り、単位、区分等）<br>2) 数量計算に用いた記号、寸法は図面と一致するか。 |         |     |

# 橋梁下部工事照査要領(案)

# 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| N o | 項 目      | 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                                           | 確 認 資 料 | 備 考 |
|-----|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|     | 施工上の基本条件 | 1) 架設条件は決定しているか。<br>2) 環境対策は決定しているか。<br>3) 運搬路、迂回路、ヤード確保の見通しはあるか。<br>4) 近接構造物の有無に対する確認はおこなったか。                                                                                                                                    |         |     |
|     | 関連機関との調整 | 1) 河川管理者との調整は済んでいるか。<br>2) 道路管理者との調整は済んでいるか。（工事用道路含む）<br>3) 港湾管理者との調整は済んでいるか。<br>4) 鉄道との調整は済んでいるか。<br>5) 警察との調整は済んでいるか。<br>6) 地元及び地権者との調整は済んでいるか。<br>7) 添架企業者との調整は済んでいるか。<br>8) 公益企業者（埋設占用物件）との調整は済んでいるか。<br>9) 漁業利権者との調整は済んでいるか。 |         |     |
|     | 貸与資料の確認  | 1) 地質調査報告書（必要な本数、調査項目）はあるか。<br>2) 測量成果報告書（平面、横断、縦断）はあるか。<br>3) 軟弱地盤の判定に必要な資料（側方移動、液状化、圧密沈下等）はあるか。                                                                                                                                 |         |     |
|     | 現地踏査     | 1) 環境状況（振動、騒音等の配慮）は把握したか。<br>2) 支障物件の状況は把握したか。<br>3) 施工時の注意事項は把握したか。                                                                                                                                                              |         |     |
|     | 地形条件     | 1) 用地境界は確認したか。<br>2) 施工ヤードスペースは確認したか。<br>3) 資機材運搬路は確保できるか。                                                                                                                                                                        |         |     |
|     | その他      | 埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているか。                                                                                                                                                                                            |         |     |

## 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| No | 項 目  | 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 確 認 資 料 | 備 考 |
|----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|    | 設計図  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 一般図には必要な項目が記載されているか。<br/>（設計条件、地質条件、建築限界等）</li> <li>2) 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているか。</li> <li>3) 各設計図がお互いに整合されているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般平面図と縦断図</li> <li>・構造図と配筋図</li> <li>・構造図と仮設図</li> </ul> </li> <li>4) 使用材料は明記されているか。</li> <li>5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。<br/>（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合されているか） <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁厚</li> <li>・鉄筋（径ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置）</li> <li>・鋼材形状寸法</li> <li>・使用材料</li> <li>・その他</li> </ul> </li> </ol> |         |     |
|    | 数量計算 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。</li> <li>2) 数量計算に用いた寸法、数値は図面と一致するか。</li> <li>3) 数量取りまとめは種類毎、材料毎に打合わせ区分に合わせてまとめられているか。</li> <li>4) 橋台の後打ちコンクリートを分離して計上しているか。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |     |

# 共同溝工事照査要領(案)

# 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| N o | 項 目      | 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                           | 確 認 資 料 | 備 考 |
|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|     | 施工上の基本条件 | 1) 工事時期と工程が明確になっているか。<br>2) 標準的交通処理計画が明確になっているか。                                                                                                                                                                  |         |     |
|     | 関連機関との調整 | 1) 河川管理者との調整は済んでいるか。<br>2) 鉄道管理者との調整は済んでいるか。<br>3) 高架橋管理者との調整は済んでいるか。<br>4) 道路管理者との調整は済んでいるか。<br>5) 地下施設（地下鉄、水路、横断地下道、危険物貯蔵タンクその他大型施設等）との調整は済んでいるか。<br>6) 溝内排水の流末処理に関する関連部所との調整はとれているか。                           |         |     |
|     | 関連資料の確認  | 1) 地質調査報告書との整合はとれているか。また地質調査は設計目的に対し十分な内容か。<br>2) 環境状況（振動、騒音、井戸使用等の配慮面及び有毒ガス、酸欠空気等の調査）の調査は設計目的に対し十分な内容か。                                                                                                          |         |     |
|     | 貸与資料の確認  | 1) 地質調査報告書はあるか。<br>2) 測量報告書（平面、縦断、横断等）はあるか。<br>3) その他共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるか。                                                                                                                                     |         |     |
|     | 設計図      | 1) 各設計図がお互いに整合されているか。<br>・ 一般平面図と縦断図<br>・ 構造図と配筋図<br>・ 構造図と仮設図<br>2) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。<br>（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合されているか。）<br>・ 壁厚<br>・ 鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置）<br>・ 鋼材形状、寸法<br>・ 使用材料 |         |     |

## 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| N o | 項 目  | 主 な 内 容                                                                                                                         | 確 認 資 料 | 備 考 |
|-----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|     | 数量計算 | <p>・その他</p> <p>3) 構造物の施工性に問題はないか。</p> <p>1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。（工種分類、単位、有効数字、位取り、区分等）</p> <p>2) 数量計算に用いた数値は、設計図面と一致しているか。</p> |         |     |

# 橋梁上部工事照査要領(案)

# 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| No | 項 目      | 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                  | 確 認 資 料 | 備 考 |
|----|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|    | 施工上の基本条件 | 1) 架設条件は決定しているか。<br>2) 環境対策は決定しているか。<br>3) 運搬路、迂回路、ヤード確保の見通しはあるか。<br>4) 近接構造物の有無に対する確認はおこなったか。                                                                                                                                           |         |     |
|    | 関連機関との調整 | 1) 河川管理者との調整は済んでいるか。<br>2) 道路管理者との調整は済んでいるか。（工事用道路含む）<br>3) 港湾管理者との調整は済んでいるか。<br>4) 鉄道との調整は済んでいるか。<br>5) 警察との調整は済んでいるか。<br>6) 地元及び地権者との調整は済んでいるか。<br>7) 添架企業者との調整は済んでいるか。<br>8) 公益企業者（埋設占用物件、架空占用物件）との調整は済んでいるか。<br>9) 漁業利権者との調整は済んでいるか。 |         |     |
|    | 貸与資料の確認  | 1) 地質調査報告書（必要な本数、調査項目）はあるか。<br>2) 測量成果報告書（平面、横断、縦断）はあるか。<br>3) 設計計算書等（下部工、隣接工区等含む）はあるか。                                                                                                                                                  |         |     |
|    | 現地踏査     | 1) 環境状況（振動、騒音等の配慮）は把握したか。<br>2) 支障物件の状況は把握したか。<br>3) 施工時の注意事項は把握したか。                                                                                                                                                                     |         |     |
|    | 地形条件     | 1) 用地境界は確認したか。<br>2) 施工ヤードスペースは確認したか。<br>3) 資機材運搬路は確保できるか。                                                                                                                                                                               |         |     |
|    | その他      | 埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているか。                                                                                                                                                                                                   |         |     |

# 6. 照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

| No | 項 目   | 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 確 認 資 料 | 備 考 |
|----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
|    | 設計計算書 | 1) 使用されている設計基準等は適切か。<br>2) 設計基本条件は適切か。<br>(荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等)<br>3) 構造・線形条件は妥当か。<br>(橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等)<br>4) その他(標識、照明、高欄等の付属構造物等)<br>5) 新技術の活用、コスト縮減対策が検討されているか。                                                                                                                                                                               |         |     |
|    | 設計図   | 1) 一般図には必要な項目が記載されているか。<br>(設計条件、地質条件、建築限界等)<br>2) 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているか。<br>3) 各設計図がお互いに整合されているか。<br>・一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図)<br>・構造図と配筋図<br>・構造図と仮設図<br>・下部工箱抜き図と付属物図(支承配筋図、落橋防止図等)<br>4) 使用材料は明記されているか。<br>5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。<br>(特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合されているか)<br>6) 下部工、隣接工区等との整合はとれているか。<br>7) 設計図等に基づいた適正な施工が可能か。<br>(架設条件が設計図に反映されているか) |         |     |
|    | 数量計算  | 1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。<br>2) 数量計算に用いた寸法、数値は図面と一致するか。<br>3) 数量取りまとめは種類毎、材料毎に打合わせ区分に合わせてまとめられているか。<br>4) 橋台の後打ちコンクリートを分離して計上しているか。                                                                                                                                                                                                                             |         |     |

## 7. 参考資料

工事請負契約書と土木工事共通仕様書について本文及び逐条解説を掲載した。

本ガイドラインに記載されていない内容については、以下の請負工事契約書と土木工事共通仕様書及びそれぞれの逐条解説により発注者と請負者とで協議し決定するものとする。

### I 工事請負契約書

(条件変更等)

**第18条** 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

## 7. 参考資料

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### 【逐条解説】

#### 1 概要

本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等においては、受注者はその旨を発注者に通知しなければならない、通知を受けた発注者は、調査を行い、必要があるときは、設計図書を変更又は訂正し、工期又は請負代金額の変更等を行うべきことを規定したものである。

# 7. 参考資料

## 2 趣旨

建設工事の施工に当たって、受注者は、設計図書に従って工事を施工する義務を負うが、設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合、すなわち、契約当初と事情の変更があった場合には、発注者から当初に渡された設計図書に従って工事を続ければよいのか否か、どのような工事を施工すべきかなのかがわからなくなる。どのような工事目的物を作るかは設計図書の内容そのものであり（発注者が指定した場合には、どのように作るかも設計図書の内容である。）、最終的には、発注者の判断事項であることから、このような場合には、発注者が現場の状況、受注者の意見等を踏まえて、設計図書の変更又は訂正を行うか否かを決めない限り、工事を先に進めることはできない。また、このような場合に設計図書が変更又は訂正されたときには、当初の契約で定められている工期又は請負代金額は、入札、契約に先立って発注者から示された設計図書を前提に発注者と受注者の双方が合意したものであるので、事情変更により設計図書が変更又は訂正されれば、当初の工期又は請負代金額は不適當になったということができ、公平の観点から適正な工期又は請負代金額に変更する必要がある。

本条は、このような問題に対応するために、契約当初と事情が変わり、当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でないと思われる場合を列挙し、そのような場合には、受注者に通知を義務付けるとともに、通知を受けた発注者が一定の手続きに従って、必要と認められるときは、設計図書の変更又は訂正を行い、これに伴う工期又は請負代金額の変更等について規定し、契約関係の適正化を図ったものである。言うまでもなく、この規定は、単に受注者の立場を保護するものではなく、同時に、発注者が必要とする工事目的物を的確に、効率的に確保するためのものでもあり、今後十分な活用が望まれるものである。

なお、言うまでもなく、発注者は、設計図書について疑義が生じないよう、できる限り綿密に工事現場を調査し、十分な内容を持つ設計図書を作成すべきであり、それこそが円滑な工事の施工に不可欠なものであることに留意すべきである。

## 7. 参考資料

また、第1項各号に掲げる事実が発見された場合において、当初の設計図書に従って工事を施工することが不適当と発注者が認めるときには、発注者は、第20条第2項の規定により工事を中止させるべきであり、発見された事実が重大であるときには、「受注者が工事を施工できないと認められるとき」に該当するので、第20条第1項の規定により工事を中止させなければならない。

### 3 受注者の通知義務

第1項は、設計図書と工事現場の不一致の場合など列挙された事実が発見された場合には、受注者は、監督員に書面により（第1条第5項）通知して、発注者による確認を求めなければならないことを規定している。第1項各号に掲げられた事項をめぐっては紛争が生じやすいだけでなく、契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要である。受注者が発注者に通知しなければならない事実は、次のとおりである。

ア) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（第1号）。

図面、共通仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位については、あらかじめ、設計図書の中で規定しておくべきであるが、優先順位の規定がない場合には、もし、図面と仕様書が一致しないときには、受注者としては、どちらに従って施工すべきかわからないことになる。このような場合に、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適当なので、第1号が掲げられているわけである。

なお、第1号、第2号、第3号の2つ以上にあてはまるような事例もあろうが（例えば、設計図書に誤謬があるために、設計図書の構成文書が一致しない場合等）、いずれに該当するとしても、その効果（第3項における取扱い）に差はないので、どの号に該当すべきか論じる益はない。

## 7. 参考資料

### イ) 設計図書に誤謬又は脱漏があること（第2号）。

設計図書に誤謬又は脱漏があることとは、受注者としては設計図書に誤りがあると思われる場合又は設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。設計図書に誤りがあると思われる場合において、受注者が誤っていると思われる設計図書に従って工事を施工し続けると、本当に設計図書が誤っていた場合には、受注者は、形式上契約を履行したことになるが、発注者としては本来望んでいた工事目的物を入手することができなくなる。このため、受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っていた場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。第2号は、このような趣旨で掲げられているものである。

### ウ) 設計図書の表示が明確でないこと（第3号）。

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適当なので、第3号として掲げられている。

### エ) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他設計図書で示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと（第4号）。

公共工事の請負契約に当たっては、通常、発注者は、工事現場の自然的又は人為的な施工条件について十分な調査を行い、調査に基づいて設計図書で施工条件を明示し、なお不足するものは現場説明書及び現場説明における質問回答書で補って、施工条件の明示を期している。受注者も、これらに基づいて施工条件を判断し、契約を締結し、工事を施工しているものであり、その条件が設計図書の定めと異なるときは、施工方法の変更、工事目的物の変更を必要とするので掲げられているものである。

## 7. 参考資料

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他設計図書で示された自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無があげられる。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられよう。

オ) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと（第5号）。

設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については、第4号（上記工））によって担保されるが、当初は、予期することができなかったために設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合については、第4号は適用されない。しかしながら、この場合も、契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり、受注者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適當な場合であるので、第5号が設けられている。なお、既に存在していたのに、あるいは、予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第1号の適用を受けることになる。

本号の対象となる自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば、一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、さらに特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。また、本号の対象となる人為的な施工条件の例としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害などが挙げられよう。

## 7. 参考資料

### 4 調査

監督員は、受注者から第1項各号に掲げる事実について確認を求められたとき又は自ら第1項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。第1項各号に掲げる事実の調査については、施工条件の変更、工事目的物の変更が行われるか否か、ひいては、工期又は請負代金額の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、受注者としても、重大な利害関係を有することであるため、受注者の立場の保護を図るために、受注者の立会いの上行うこととしている。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、自ら権利を放棄するのであるから、監督員は、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

### 5 調査結果のとりまとめ

発注者は、受注者の意見を聴いて、調査結果に基づいて必要と考えられる指示を含めて、調査結果をとりまとめて、調査の終了後一定期間内に、指示を含めた調査結果を受注者に書面により（第1条第5項）通知しなければならない。この場合の指示は、規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認に関するもの、あるいは、とりあえずの工事の中止、応急措置等の当面の措置に関するものと解される。調査終了から調査結果通知までの期間は、近畿地方整備局工事請負契約書（案）では14日とされているが、工事の規模、性格等によって調査結果のとりまとめに要する期間は一様には決められないため、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができるが、いたずらに長い期間とならないように注意すべきである。これは、受注者のためだけでなく、発注者のためでもある。なぜならば、受注者は、調査期間中も調査結果とりまとめ中も発注者から中止命令がかからない限り工事を続行することになり、仮に、最終的に設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、その時まで受注者が施工した分について手戻り、改造が必要となれば、発注者がその費用を負担することになるし、中止命令をかけた場合には、中止期間中の増加費用は発注者の負担となるからである。

## 7. 参考資料

### 6 設計図書の変更又は訂正

第4項は、第1項各号に掲げる事実が発注者のとりまとめた調査結果で確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の変更又は訂正を行うべきことを規定している。

従前は、工事内容の変更と規定されていたが、平成7年の改正によって、設計図書の変更に改められている。これは、工事の施工に必要な工事目的物の構造、仕様等の事項は、全て設計図書に定められているはずであり、逆に、設計図書に定められていない施工方法等の事項については、自主施工の原則により、受注者の判断で決められるものであり、工事内容というに当たらないものであることから、工事内容の変更は、すなわち、設計図書の変更であるからである。

「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである。したがって、調査の結果、第1項各号に掲げられた事実が確認されたが、それがあまりに軽微であり、設計図書の変更又は訂正をしないで、当初の設計図書に従って施工を続けても支障がない場合等を除き、設計図書の変更又は訂正が行われるべきである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の変更又は訂正が行われない場合、あるいは、受注者が通知したにもかかわらず、発注者が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、受注者は、第51条第1項第3号の規定により契約を解除することができる と解すべきである。

設計図書の変更又は訂正の手続きは、次のとおりである。

ア) 第1項第1号から第3号までに該当し設計図書の訂正をする必要があるもの（第1号）。

発注者がその訂正を行う。設計図書は発注者が作成するものであり、したがって、その訂正も当然に発注者が行うべきものである。

## 7. 参考資料

- イ) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの（第2号）。

発注者が単独で設計図書の変更を行う。これは、工事目的物については、発注者がその必要性に基づいて構造、規模等を定めるのが当然であることから、変更についても自らの意思において決定すべきこととしたものである。なお、工事目的物の変更を伴うものには、設計図書に定められた地質等の自然的又は人為的な施工条件が実際と異なった場合又は設計図書に明示されていないこれらの実際の施工条件が予期することのできないものであった場合に、基礎杭の深さを延ばすこと、工事材料の品質を高めることなども含まれる。

- ウ) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの（第3号）。

発注者及び受注者が協議して発注者が行う。工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更については、受注者の意見をも十分考慮して定める必要があるが、最終的には設計図書の変更となるので、協議して発注者が行うとされたものである。また、第4項第1号（上記ア）の場合）と第2号（上記イ）の場合）が重複する場合、すなわち、工事目的物についての設計図書の変更とともに工事目的物以外の設計図書の変更が行われる場合には、それぞれの部分について第1号の規定と第2号の規定に従って設計図書の変更が行われるべきである。なお、実際には、設計図書の主要部分は、工事材料の品質を含め工事目的物についての規定であり、施工方法等の工事目的物に含まれない事項については、自主施工の原則から、基本的には規定していないことから、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更はまれであると思われる。

## 7. 参考資料

### 7 工期又は請負代金額の変更等

#### (1) 工期又は請負代金額の変更

第5項は、設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担するとした規定である。

事情の変更により設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、受注者が施工する工事が変わることとなるため、発注者と受注者の権利義務のバランスをとるとの要請から、工期又は請負代金額の変更を行うのが当然であり、また、設計図書の変更又は訂正に伴い受注者が被った損失を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。

第5項の「必要があると認められるとき」は、「工期若しくは請負代金額金を変更」のみにかかるが、「必要があると認められるとき」か否かは、客観的な判断に基づくものであり、発注者又は受注者が認めることを意味するものではない。したがって、設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。なお、工期又は請負代金額の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、工期と請負代金額の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。

工期の変更方法については、第24条の規定に、請負代金額の変更方法については、第25条の規定によることとなる。

## 7. 参考資料

### (2) 費用の負担

設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、設計図書の変更又は訂正によって受注者に損害を与えたときは、発注者は、工期又は請負代金額の変更に加えて、必要な費用を負担しなければならない。必要な費用の中には、例えば、受注者が発注者から中止命令がかからなかったために当初の設計図書に従って工事を続行し、最終的に設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、その時までの施工部分で無用になったものに係る手戻費用又は改造費用が含まれよう。また、設計図書の変更又は訂正によって不要となった工事材料の売却損、労働者の帰郷費用、不要となった建設機械器具の損料及び回送費、不要となった仮設物に係る損失なども必要な費用に含まれる。なお、ここで「費用の負担」という用語を用いているのは、設計図書の誤謬による場合のように発注者の過失による損害賠償の性格を持つものと、予期することができない特別な施工条件の発生等の事情変更に伴って生じる受注者の費用の填補（負担）の性格を持つものが混在しているからである。

また、「必要な」としているのは、通常合理的な範囲内で相当因果関係があるものについて負担するという意味であり、それ以上の限定をつけるためのものではない。

負担すべき費用の算定方法については、第25条第3項に規定があり、発注者と受注者が協議して定めることとなっている。

# 7. 参考資料

## Ⅱ 土木工事共通仕様書

### 1. 第1編共通編 第1章総則

#### 1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、及びその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

#### 【逐条解説】

設計図書は、正確、明瞭かつ疑義を生じることなく、また設計図書相互において矛盾や不整合がないように作成されるべきであるが、多種多様な設計図書が作成されることや幾多にもわたる変更や追加等が行われることから、これら設計図書の不備や設計図書間で食い違いが生じることがある。

また土木工事は、現地屋外における単品生産であり、工事現場の地形・地質及び地下水等の自然的条件、騒音・振動や交通及び地下埋設物等の社会的条件など数々の制約条件（施工条件）を受けて実施される。このようなことから発注者は、事前にこれらの施工条件を十分調査し、それに対応した設計図書を作成するとともに、施工上影響を与える条件については設計図書に明示することとしている。

## 7. 参考資料

しかし、発注者による事前の調査には限界があり、実際に工事現場に入ってみると設計図書に示す施工条件と現場が相違する場合や予期していない制約条件が生じることは、避けられない事実である。

このようなことから、本条では設計図書の不備や設計条件の相違等が発生した場合における手続きについて規定している。

### 1. 第1項は、設計図書の準備に関する規定である。

設計図書としての図面は「設計図」として入札に際して受注者に交付されているが、工事の実施にあたっては設計図のほかに施工上有効な「参考図」があり、これらは発注者が所有している。また受注者は、工事施工に際して多種多様な図面を作成するとともに、下請等に対してこれらの図面を交付することとなる。

そこで、幾多にもわたる複製は図面の鮮明・明瞭を低下させることから、受注者にはこれらの図面の原図を借用する必要がある場合、発注者にこれらの貸与を要求できるものである。また、監督職員は受注者に対して「設計図」はもとより必要な「参考図」についても必要と認めた場合に限り貸与をすることができることを明確にしている。

また、その他の設計図書のうち、共通仕様書等定型的に作成されたものは市販・公開されているのが一般的であり、これら市販・公開されているものは受注者の責任において準備することを明確にしている。

### 2. 第2項は、本条の主目的である設計図書の不備や設計条件の相違等が発生した場合における受注者と監督職員との間の手続きを示している。

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、契約書第18条（条件変更等）に基づき受注者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

## 7. 参考資料

それは、①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合には、受注者のみでは判断できない（この場合は発注者の判断事項）」、②「当初契約で定められた工期・請負代金額等は、発注者から示された設計図書に基づいているものであることから、事情変更により設計図書が変更又は訂正されれば、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある」からである。

以下、契約書第18条第1項について概略的に述べる。

- (1) 契約書第18条第1項第1号から第3号は、設計図書の不備である。このような不備は、まず契約締結以前（現場説明時等）に解決しておく必要があるが、契約締結後の受注者施工計画立案の段階で判明する場合、実際の工事施工に入ってから判明する場合、設計図書の変更や追加等に伴って判明する場合がある。
- (2) 契約書第18条第1項第4号は、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかった場合である。これらの要因として、自然的な施工条件では、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の形状、地質、支持地盤の位置、地下水の水位、湧水の有無等がある。人為的な施工条件では、地下埋設物、土取（捨）場、建設副産物の搬出場所、工事用道路等がある。
- (3) 契約書第18条第1項第5号は、設計図書では予期していない制約条件が発生した場合である。これらの要因としては、自然的な施工条件では軟弱な地盤の出現、転石の出現、異常な湧水の発生、酸欠空気や有毒ガスの噴出等がある、人為的な施工条件では、交通規制、埋蔵文化財の発見や住民運動等がある。

## 7. 参考資料

このような事実がある場合は、受注者は速やかにその事実を確認できる資料を監督職員に提出し、監督職員の確認を求めなければならない。この場合、監督職員は直ちに調査を行いその結果を受注者に通知することとなる。

また本項において「確認できる資料」の具体例を示している。なお、受注者は、書面の作成に時間を費やすあまりに、監督職員がその事実の確認に遅れをとることがないように、受注者と監督職員は十分な連絡調整を心がけなければならない。

3. 第3項は、設計図書の秘密の保持について規定している。

受注者は、設計図書の取扱いにあたっては、「契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」という契約書第1条第4項の規定に基づくことはもちろん、工事施工のため以外に使用してはならないことは言うまでもない。

### 1-1-20 工事完成図

1. 受注者は、**設計図書**に従って工事完成図を作成しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の**承諾**を得て工事完成図を省略することができる。

### 【逐条解説】

本条は、受注者が作成し、提出しなければならない工事完成図について規定している。

1. 第1項でいう「工事完成図」とは、「工事完成図書の電子納品要領（案）」でいう「完成図」であり、出来形測量の結果及び設計図書に従って作成した図面をいう。なお、完成図の電子データは「C A D製図基準（案）」の規定に基づき作成するものとする。

## 7. 参考資料

発注者は工事目的物の引渡しを受けた後は、それを管理する必要がある、工事完成図は構造物を管理するために重要な図書であるため、当該構造物の請負者に作成させることとしたものである。

ただし、各種ブロック製作工のほか、維持工事等で引継又は管理のための図面を必要としない工事目的物は、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来ることとしている。

### 2. 第3編土木工事共通編 第1章総則

#### 1-1-5 数量の算出

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

#### 【逐条解説】

本条は、受注者が行う出来形数量の算出方法及び処理方法について規定している。

1. 第1項については、請負者は設計図書に従って、設計数量をもとに出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならないと規定している。これは、出来高数量確認の為に数量計算を行うもので、出来形寸法によって計算するものである。

なお、数量の算出は「数量算出要領」によるものとする。また、この場合の測量及び数量の算出等は請負者の費用により行うものとしている。これは、測量および数量の算出は設計図書で定められるものであり、受注者が契約の前提条件としてとらえるべきものであるからである。

## 7. 参考資料

2. 第2項の設計数量については、受注者は、工事契約後直ちに契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行う（契約書第18条第1項）と共に、契約図書に数量が明示されていない各種材料及び構造の数量計算を行うものである。

また、出来形測量の結果が設計図書の寸法に対し、「土木工事施管理基準及び規格値」に定める規格値を満足している場合においては、出来形数量は設計図書に基づいて算出された設計数量とすることを規定しているものである。

### Ⅲ 土木設計業務等委託契約書

（契約不適合責任）

**第41条** 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

# 7. 参考資料

## 1 概要

本条は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に修補請求、損害賠償請求を行うことができることを規定している。

## 2 趣旨

公共土木設計業務等に係る契約は、民法の請負契約であるか、委任契約であるかによって、受注者である建設コンサルタントの責任は異なるが、現在我が国における公共土木設計業務等に係る契約においては、受注者の責任は、契約当事者の解釈としては民法の請負契約が適用されるというのが一般的であることから、本約款においても民法の請負契約の規定を基本的に踏襲しつつ、その一部を修正、補充し規定している。公共土木設計業務等に係る成果物の引渡し後において、成果物に契約で定められた内容通りでない不完全な点があった場合に、受注者が負う責任が瑕疵担保責任である。公共土木設計業務等における瑕疵担保責任としては、発注者の瑕疵修補請求権と損害賠償請求権のみがあり、解除権はない。

瑕疵担保責任の成立要件は、成果物に瑕疵が存在することである。この瑕疵とは、一般に、取引の通念からみて契約の目的物に何らかの欠陥があることを意味するが、具体的には、契約の趣旨を踏まえ個別に判断しなければならない。その判断基準は、当該契約が締結された取引会社において前提とされている品質・性能を基準にするものである。

公共土木設計業務等に関しては、例えば、トレースミスによる設計図面の誤謬、構造基準の誤った適用による過大設計、数量の計算ミスによる工事費の過少積算、構造計算ミスによる橋梁下部工の強度不足等が瑕疵の事例として挙げられる。また、特に、構造計算ミスによる橋梁下部工の強度不足のような設計業務段階の瑕疵場合には、成果物の瑕疵が、成果物の欠陥に係る損害だけにとどまらず、その工事目的物にまで及ぶ場合も想定される。このような損害に関して、本条第2項において、受注者は、瑕疵担保責任の存続期間内においては瑕疵担保責任を負わなければならない。

# IV 設計変更事例集

## ◆事例の分類

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更
2. 工事目的物の追加
3. 施工数量の増減
4. 施工方法等(施工場所、施工時期、工法)の変更
5. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

※引用文献:「公共土木工事 設計変更事例集」山海堂

6. 工事実施段階における対応

# 1—1 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

## 変更事例

用地取得を前提として工事契約した一部分について用地交渉が不調となったため、その区間では設計通りの構造で施工が不可能なことから、用地取得範囲内ですりつけ構造として変更した。

### 設計での仕様・施工条件

#### 当初設計

- ・工事用地に関する施工条件として用地取得時期を明示
  - ・予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。
- と示されていた。

- ・一部分について用地交渉が不調。

設計通りの構造での施工は不可能だなあ。



#### 変更設計

- ・用地取得範囲内ですりつけるよう暫定構造とする。
- ・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約書第19条(設計図書の変更)】

#### Point

契約書第19条(設計図書の変更)では発注者は必要があると認める時は自らの意志で設計図書を変更できるとされており、工事目的物の変更を受注者に通知し、工期又は請負代金の変更を行う。

## 1—2 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

### 変更事例

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・設計図書には土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。



・試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明。

支持地盤の強度が不足しているなあ。



##### 変更設計

- ・試験杭の施工結果より工事一時中止を指示
- ・ボーリング調査を追加
- ・土質変更に伴う基礎杭長、基礎杭径等の変更について設計図書に明示
- ・一時中止の増加費用、ボーリング調査費用及び変更設計図書に基づく基礎構造の費用計上

#### Point

岩盤線推定のためのボーリングはジャストポイントで行われているとは限らないので試験杭で確認することは有効。

# 1—3 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

## 変更事例

土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

### 設計での仕様・施工条件

#### 当初設計

・当該箇所の土質条件は、設計図書に「土質柱状図」及び「薬液注入工法」が示されていた。

・土質条件が現場と設計で一致しなかった。

土質条件が設計と異なっているので、薬液注入率を見直さなければ。



#### 変更設計

・土質条件の変更を設計図書に明示  
・変更後の薬液注入率で費用を計上

#### Point

設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」であり、これに伴う薬液注入率の変更は設計図書の変更ではなく、単に積算の変更となる。(※) この場合、薬液注入率の変更を設計変更審査会等を通じて明確に伝える必要がある。

※通常、注入量、注入率等については、特記仕様書で「条件明示」している。

## 2-1 工事目的物の追加

### 変更事例

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

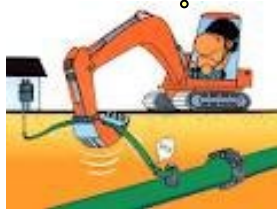
#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督職員が別途指示する。  
と示されていた。

・埋設管が工事の支障となる。

ここに埋設管があるね！



##### 変更設計

・既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示。

・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上。

#### Point

工事に影響する可能性が大きいいため特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。  
【契約書第18条(条件変更等)】

## 3—1 施工数量の増減

### 変更事例

一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成出来ない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

- ・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。

また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

- ・一部用地において所有者との交渉が難航。



##### 変更設計

- ・工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。

- ・用地未取得箇所の工事数量を減じ積算すると共に工事一時中止に伴う増加費用を計上。

#### Point

やむを得ず工事を一部一時中止しなければならない場合は、数量増減に伴う設計図書の変更を行う。【契約書第19条(設計図書の変更)】

## 3—2 施工数量の増減

### 変更事例

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・用地未取得地の範囲、確保見込み時期が設計図書に示されていなかった。



・当初想定した移転時期より遅れた。



##### 変更設計

・工事の一部中止を指示すると共に設計図書の変更を行う。

・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約書第19条(設計図書の変更)】

#### Point

用地の確保時期は施工計画に影響を与えるため、移転未了の見込み時期等も明示しておく必要がある。

## 4—1 施工方法等の変更

### 変更事例

排水基準を満足する水質で排水したところ、渇水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていないかった。

・渇水のために水質汚濁が危惧された。



##### 変更設計

・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示。

・変更積算は濁水処理設備等について計上。

#### Point

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、渇水という状況下においてその必要性が設計変更審査会で検討されたもの。

## 4-2 施工方法等の変更

### 変更事例

地元要望により、振動発生への懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法変更をした。

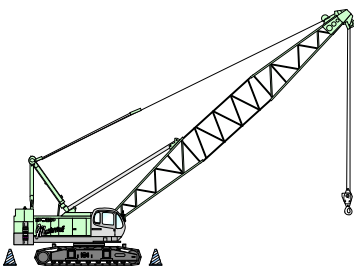
#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波バイブロハンマ、引き抜きを電動式バイブロハンマ方式により施工方法を指定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

・地元要望により、振動発生への懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。



##### 変更設計

・受注者と協議のうえ、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。

・特記仕様書に工法変更を明示した。

#### Point

契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

## 4-3 施工方法等の変更

### 変更事例

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、砕石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

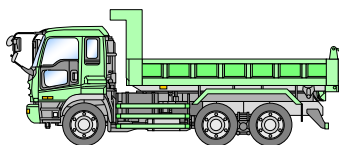
#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・工事用道路に関しては「既設のものを使用」することとしており、補修に関しては補修材の材質、数量の明示がされていた。



・工事用道路の振動抑制対策について地元要望があった。



##### 変更設計

・工事用道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示。  
・敷鉄板の敷設費用及び損料を計上。

#### Point

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示す事になる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

## 4-4 施工方法等の変更

### 変更事例

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通整理員の配置が必要となった。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車両出入り口の箇所数と交通整理員の人数が示されていた。

・現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。

現道切り回し作業は夜間にしてください。



##### 変更設計

・以下の3点について設計図書に条件明示する。

- ①夜間作業の区分
  - ②交通整理員の夜間作業時間帯及び員数
  - ③夜間作業の変更に伴う工期の延長
- ・夜間作業に伴う積算の変更と交通整理員の費用を計上。

#### Point

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通整理員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

## 4-5 施工方法等の変更

### 変更事例

当初見込んだ道路使用が許可されず、クレーン及び仮設プラントの設置用に仮栈橋を設けることとした。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・当初の特記仕様書では仮設備の設置方法についての指定が示されており、設置箇所は車道の1車線規制が可能である旨の施工条件が示されていた。



・当初見込んだ道路使用が許可されなかった。



##### 変更設計

・施工ヤードとして仮栈橋工を設計図書に明示し、変更設計図書に従い仮栈橋工を計上。

#### Point

道路使用が許可されず施工ヤードを変更せざるを得なかった。条件明示に先だって、道路使用が可能であるか事前の調査・検討が必要であった。

## 4-6 施工方法等の変更

### 変更事例

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。  
Φ〇〇×台数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督員と協議。

と示されてた。

・予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。



##### 変更設計

・ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算。  
・ウェルポイント工法のコストを計上。

#### Point

一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

## 5—1 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

### 変更事例

用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延期を行った。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議。

と示されていた。

・用地取得交渉に不測の日数を要した。

工期が足りないよ



##### 変更設計

・工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。変更費用については工事一時中止に伴う増加費用を計上。

【契約書第20条(工事の中止)】

#### Point

発注者は、施工条件として用地未処理部分がある場合は、処理の見込み時期を明らかにすると共に事実上施工が不可能な時は、時機を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。

## 5-2 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

### 変更事例

地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画（工事に伴う排水計画）の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・当初、特記仕様書には排水計画を作成し監督員と協議する。  
と示されていた。

・地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出された。



##### 変更設計

・速やかに工事の「工事一時中止」の指示を行い、ガイドラインに基づき「基本計画書」の作成を行う。  
・工事一時中止に伴う増加費用を計上。  
【契約書第20条（工事の中止）】

#### Point

地元からの計画見直しの要望により、発注者が工事の中止を認めたものであり、工事の全部又は一部の施工を中止させることが出来る。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

## 5-3 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

### 変更事例

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来なかったため、工期延長を行った。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。



・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来なくなった。



##### 変更設計

・受注者から河川の増水により基礎工の施工が不可能である旨を明示。(工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表)  
・工期の延長

【契約書第21条(受注者の請求による工期の延長) 第23条(工期の変更方法)】

#### Point

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることを示さなければならない。

## 5-4 工期短縮に伴う変更

### 変更事例

当初設計時点の現場条件に違いがあり〇〇工を追加したが、供用日が決まっており、追加工種分の工期延期ができず、当初工期のままで施工を指示した。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

- ・〇〇工種はなかった

- ・〇〇工種を追加したが、供用日が決まっていたため、当初工期のままで施工することになった。



##### 変更設計

- ・受発注者間で〇〇工種追加に伴う工程上の影響を確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。（受注者都合による超勤などは対象外）

ex.

- ・施工時間の延長
- ・建設機械の増

#### Point

工種追加により、作業が増えているが工期を延期しない場合は、その影響が作業段取り等に出てくる可能性があり、その影響について必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

## 5-5 工期短縮に伴う変更

### 変更事例

工事一時中止により2カ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1ヵ月とし、1ヶ月間の工期短縮するための施工を指示した。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・設計工程：〇ヵ月

・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、1ヵ月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった



##### 変更設計

・受発注者間で1ヵ月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

- ・Ex.
- ・プレキャスト導入に伴う増
- ・建設機械の増
- ・夜間施工に伴う増

#### Point

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

## 5-6 工期短縮に伴う変更

### 変更事例

工事一時中止により○カ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、○カ月工期を短縮するための施工を指示した。

#### 設計での仕様・施工条件

##### 当初設計

・設計工程：○カ月

・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、○カ月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった



##### 変更設計

・受発注者間で○カ月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

- ・Ex.
- ・プレキャスト導入に伴う増
- ・建設機械の増
- ・夜間施工に伴う増

#### Point

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、突貫作業で生じる作業ロスも含めて、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

## 6 工事実施段階における対応

### 1. 仮設工（任意仮設・指定仮設）

#### 【任意仮設における地質調査試験について】

##### 問1-1

地盤改良範囲の外周に仮設鋼矢板打込みの施工で、鋼矢板調査ボーリングの実施について協議した上で実施した場合は、設計変更の対象となりますか。

地盤改良の施工に置いても同様にバーチカルドレーンの圧入が困難となり、その時点で調査ボーリングが認められたが、その期間のロスタイムや機械の入替え等で工程に影響が生じたため工期変更をしてもらえますか。

##### 回答1-1

任意仮設であっても、事前に調査ボーリングを実施した箇所で当初想定していなかった新たな地質情報等により異なる地質が予想される場合は、監督職員と協議を行ったうえで設計変更の対象とすることが可能です。鋼矢板の施工中に「打込み困難」、「打込みが容易すぎ」等の事象により、地盤等の変化が予想される場合にも監督職員と協議を実施したうえで、設計変更することができます。

また、調査ボーリングを書面により協議が整った上で実施した調査ボーリング費用については設計変更の対象とすることができます。

ロスタイム等による工程への影響については、工期に影響があるような場合には工期の変更について発注者と受注者間で協議を行えます。

## 6 工事実施段階における対応

### 【使用する場所・目的が違う仮設の設計変更について】

問1-2

仮水路の施工で掘削土の一時置場が現状河川と接し狭いため、土砂が直接河川に入り濁水が生じる恐れがありました。現状河川側に大型土のうを設置して濁水防止対策を行いました。現設計で別の用途ではあるが仮締切りの大型土のう設置・撤去の一式計上があることから変更の対象にならないと聞きました。使用する場所、目的が違う以上、設計変更の対象になるのではないのでしょうか。

回答1-2

基本的に使用する場所、目的が違い必要と認められる場合は設計変更の対象となります。施工前に監督職員と書面で協議を行ってから施工してください。

### 【仮排水路の設計変更について】

問1-3

排水路工事における仮排水路の施工で、特記では対象流量のみの記載であり、現地調査の結果、勾配が急峻のため、土のう・敷鉄板による落差工の設置を行い流速の安定を図ったが、落差工の施工に掛かった経費は設計変更の対象とはならないのでしょうか。

回答1-3

当初になかった現地条件の精査や関係機関協議等により必要と判断され実施した対応については設計変更を行う必要があります。

実施前に監督職員と書面で協議を行うようにしてください。また、工事進捗定例会議や設計変更審査会などの会議を活用し、協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 【矢板賃料について】

問1-4

矢板等の仮設材賃料について、積算されている賃料と実際の賃料で大きな乖離があるため、実際の賃料で精算をしてほしい。

### 回答1-4

原則として、積算に用いる賃料は、局設定単価もしくは、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている賃料を計上しています。

局設定単価や物価資料にないものは見積もり等を行っているため、受注者が支払う実際の賃料に変更はできません。

## 2. 当初契約と現場条件の不一致

### 【仮置きが発生する場合の積込み・運搬費について】

問2-1

既設路盤材と縁石の流用があり、A地点で発生した材料をB地点で使用する内容で、設計内容はAからBへの運搬を計上していました。しかし、実工程では、A地点で発生してからB地点で使用するまで、2ヶ月の期間がありC地点に一時仮置きする方策しかありませんでしたが、C地点からB地点への積込・運搬費等を設計変更で計上してもらえるのでしょうか。

### 回答2-1

条件明示されていれば、その条件変更により設計変更可能ですが、条件明示されていない場合、施工段階の何らかの要因（受注者の責によらない）で、施工上仮置きがなぜ必要になったかを監督職員と協議し、設計変更の対象となるのかを確認してください。

## 6 工事実施段階における対応

### 【土砂締切り内における水替えポンプの変更について】

問2-2

土砂締切り内の水替えが水中ポンプ1台で計上されていましたが、現地の状況より水中ポンプ4台で施工しました。しかし、設計変更の対象となりませんでした。

回答2-2

水中ポンプの規格及び台数は、排水量をもとに基準書等から決められております。

また、現場状況等により下表により難しい場合は別途考慮するとなっており、そのような場合は、受注者より排水量等の根拠資料を提出し監督職員と協議をお願いします。

表3.1 機種の選定(ポンプ運転)

| 機 械 名                    | 規 格                                    |                | 単位 | 数量                        |               |                |                  | 摘 要 |
|--------------------------|----------------------------------------|----------------|----|---------------------------|---------------|----------------|------------------|-----|
|                          |                                        |                |    | 排 水 量 (m <sup>3</sup> /h) |               |                |                  |     |
|                          |                                        |                |    | 0以上<br>40未満               | 40以上<br>120未満 | 120以上<br>450未満 | 450以上<br>1,300未満 |     |
| 工 事 用 水 中<br>モ ー タ ポ ン プ | 普通型 (潜水ポンプ)<br>口径150mm, 全揚程10m         |                | 台  | 1                         | —             | 1              | —                |     |
|                          | 普通型 (潜水ポンプ)<br>口径200mm, 全揚程10m         |                | 〃  | —                         | 1             | 2              | 5                |     |
| 発 動 発 電 機                | ディーゼル<br>エンジン駆動<br>排出ガス対策型<br>(第2次基準値) | 定格容量<br>25kVA  | 〃  | 1                         | —             | —              | —                |     |
|                          |                                        | 定格容量<br>35kVA  | 〃  | —                         | 1             | —              | —                |     |
|                          |                                        | 定格容量<br>60kVA  | 〃  | —                         | —             | 1              | —                |     |
|                          |                                        | 定格容量<br>100kVA | 〃  | —                         | —             | —              | 1                |     |

- (注) 1. 工事用水中ポンプの動力源は、発動発電機を標準とする。  
 2. 工事用水中ポンプ及び発動発電機は、賃料とする。  
 3. 現場状況等により上表により難しい場合は、別途考慮する。  
 4. 現場条件により、工事用水中ポンプの動力源が商用電源の場合は、別途考慮する。

平成30年度 土木工事標準積算基準書(共通編)より

## 6 工事実施段階における対応

### 【当初契約の現場条件の不一致・脱漏等について】

問2-3

押土で距離60m以下はブル押土の積算となりますが、途中にインフラ施設等が存在し、ダンプ運搬を余儀なくされる場合があります。すべて標準設計でなく、現場の特有条件として特記仕様書に記載し設計変更の対象とするようにできないものなのでしょうか。

問2-4

市街地歩道内での作業で当初設計で掘削・積込みを大型バックホウで、運搬を大型ダンプで設計計上し、着工時の打ち合わせ時に片側交互規制をしないように監督職員から指示がありました。現地調査を行った結果、歩道内には電柱等の支障物件があったため通常のバックホウ、ダンプでの施工は不可と判断し、0.1m<sup>3</sup>級バックホウと2tダンプで行う事として、監督職員と協議を行い承諾を得ましたが、当初積算内容で工事を請け負ったのであれば設計変更は出来ないと聞いたことがあります。現場条件が変わっても設計変更しないのでしょうか。

### 回答2-3,4

発注時点より現場条件にあった設計にするように努めておりますが、設計図書と工事現場の状態が異なったり、施工条件が一致しない事があります。

「インフラ施設等」、「電柱等」の支障物件により、実態として当初計画通りに施工できないのであれば設計変更の対象となりますので、監督職員と協議をお願いします。

ただし、協議ではなく、承諾として処理しているものは設計変更の対象となりませんのでご注意ください。

## 6 工事実施段階における対応

### 【土捨て場の変更について】

問2-5

当該工事で仮置きする予定となっていた、土砂仮置き場に仮置きできず、仮置き場が変更になったが運搬距離が変更にならなかった。

(当初L=300m→変更L=800m)設計変更をするべきではないでしょうか。

### 回答2-5

仮置き位置については、特記仕様書に明示することとされており、受注者の責によらず仮置き場が変更となる場合は、運搬等を含め設計変更の対象となります。このため、運搬ルート等を含め監督職員と協議をお願いします。

### 【トンネル縦排水工 について】

問2-6

吹付表面・防水シート背面には、湧水があった場合ドレンパイプを配置するが、この施工費は積算されず材料費のみの場合が多い。

本来、施工費も積算されるべきではないかと思えます。

### 回答2-6

トンネル覆工工・防水工施工の標準歩掛に裏面排水設置労務が含まれております。  
よって、材料のみの計上となります。

## 6 工事実施段階における対応

### 【掘削工について】

問2-7

通常ダンプも横付けできず、仮置き後曝気してからしかダンプで運べないような含水比の高い土砂の掘削について通常掘削歩掛ではなく、歩掛見積もりを取った歩掛への設計変更の対象になりますか。

### 回答2-7

含水比が高い土砂でも土砂区分上変更は無く、掘削歩掛が適用可能であり、設計変更はできません。ただし、曝気等で仮置き等施工上必要になれば仮置きに関する費用は設計変更の対象となります。

### 【施工箇所までの仮設道路設置について①】

問2-8

ボックスカルバートの施工箇所まで行くラフテレーンクレーンが通れるコーン指数を確保できる道路がありません。施工時期や天候状態により考慮する必要があると思いますが、敷鉄板による仮設道路の計上をお願いしたい。

### 回答2-8

当初設計時想定されていた進入路では、通行ができないことが判明すれば設計変更の対象となりますので、監督職員と協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 【施工箇所までの仮設道路設置について②】

問2-9

プレキャストのボックスカルバートや基礎材を設置箇所までトラフィカビリティーが確保された道路がなく搬入できません。不整地運搬車による小運搬か敷鉄板による仮設道路のいずれかを計上していただきたい。

問2-10

排水路工や用水路工に使用するプレキャスト製品や基礎材を設置箇所までトラフィカビリティーが確保された道路がなく搬入できません。不整地運搬車による小運搬か敷鉄板による仮設道路のいずれかを計上していただきたい。

### 回答2-9,10

当初設計時想定されていた施工箇所までのトラフィカビリティーが確保されていなく、工事用車両の進入が不可能と判断された場合は、設計変更の対象となりますので、監督職員と協議をお願いします

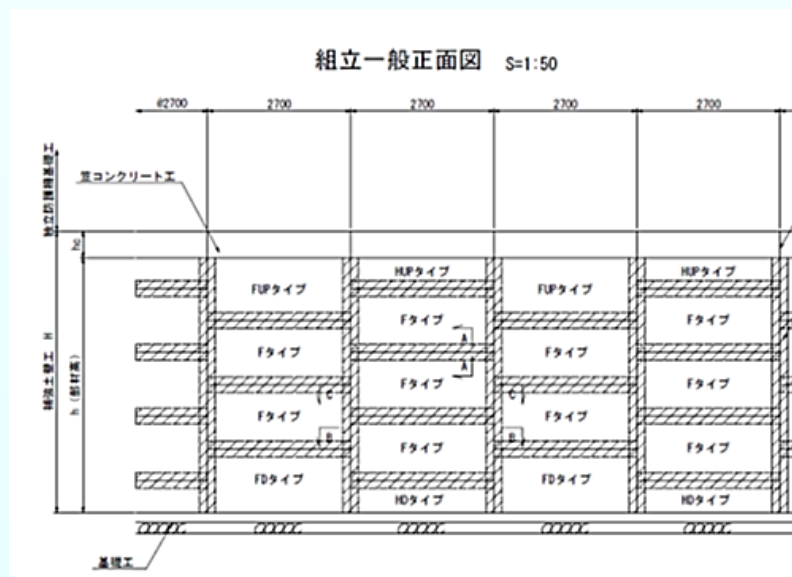
## 6 工事実施段階における対応

### 【図面と公示用設計書の記載の不一致】

問2-11

補強土壁のテールアルメの参考図(展開図)には、端部の異形パネルが記載されていたが、当初契約数量には、標準パネルのみ計上されていた。精算では異形パネルの数量を設計変更をお願いできるのでしょうか。

#### ◆参考図(展開図)



#### 回答2-11

参考図と設計図書(数量総括)の記載が一致していない場合は、参考図は積算するための参考であり、契約事項ではありませんが前提条件となりますので、当初の考え方と積算に差異がある場合は、設計変更の対象となりますので、監督職員と協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 【施工箇所までの仮設道路設置について】

問2-12

任意施工の鋼矢板土留めによる橋梁下部を構築する工事において、柱状図内に地下水位の明示が無く、鋼矢板打設後、湧水が多く水替え工が必要となったが設計変更の対象となるのでしょうか。

#### 回答2-12

設計図書等に条件明示されていない場合、水替え工が必要となった理由整理を行っていただき監督職員と協議し、設計変更の対象となるのかを確認してください。

### 【当初設計との相違（土の仮置き）について】

問2-13

山腹での道路工事で、補強土壁工等を施工する場合などにおいて、盛土に使用する土は、流用土により設計計上されています。切った土をそのまま埋め戻す設計と推察されますが、このケースの工事においては切土が先行するため、流用する土は一旦仮置きする必要性が生じます。積み降ろし、積み込み、往復の運搬など、経費が相当嵩むこととなりますが、このようなケースにおいても、その施工方法は「任意」であり、変更は認められないのでしょうか。

#### 回答2-13

発注者へ当初設計における設計の考え方を確認いただき、当初想定の現場条件と相違が発生している場合は設計変更の対象となりますので、監督職員と協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 3. 標準歩掛との不一致

#### 【土木工事標準単価の適用範囲について】

問3-1

構造物とりこわし工は、土木工事標準単価を使用しており、土木工事標準単価には適用範囲が明示されております。現場が適用範囲内か否かを基準書等により確認し、適用範囲にはいない場合は別途計上が妥当と考えます。

#### 回答3-1

構造物とりこわし工は、土木工事標準単価であり、土木工事標準単価の適用範囲外の条件であれば、別途見積り等により設計変更が可能ですので監督職員と協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 【施工数量が少ない場合の標準歩掛の対応について】

#### 問3-2

設計変更工種において、標準歩掛が無いものについては、見積もりで対応されていますが、歩掛がある場合は、施工数量に関係なく標準歩掛で積算されています。標準歩掛適用範囲内であるが、施工数量により施工金額に大きな違いが発生します。この様な場合標準歩掛が無い場合同様に見積もりで積算対応が出来ないのでしょうか。

#### 回答3-2

標準歩掛については施工数量も考慮したものとなっております。標準歩掛の適用範囲外の条件であれば見積等の対応も可能ですが、標準歩掛適用内であれば、標準歩掛での積算となります。

1日未満で完了する施工数量の場合については、1日未満で完了する作業の積算を実施するなど可能ですので、発注者と協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 【小段排水・縦排水の補正について】

問3-3

設計変更で急遽、切土完了部の2・3段目の小段排水と縦排水の施工を依頼されました。

全ての作業にクレーンが必要となりましたが設計変更の積算条件にクレーンを計上してもらえるのでしょうか。

### 回答3-3

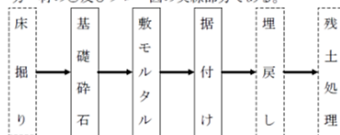
小段排水や縦排水については土木工事標準単価で積算しており、クレーンの費用は含んでいます。基準書等では小段排水・縦排水の作業には補正係数が設定されており考慮されております。

#### 2. 標準単価の設定

##### 2-1 標準単価の構成と範囲

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

| 工 種     | 標準単価 |   |   | 機 | 労 | 材 |
|---------|------|---|---|---|---|---|
|         | 機    | 労 | 材 |   |   |   |
| U 型 側 溝 | ○    | ○ | × | ※ |   |   |



(注) 1. 側溝本体、基礎砕石の材料費は含まない。

2. 敷モルタルの材料費（材料ロス含む）は含む。

3. 据付けに必要なクレーン及びカットブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、U型側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。

4. 基面整正は含まない。

#### 2-3 補正係数

##### (1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

| 規 格・仕 様          | 適 用 基 準                                             | 記号             | 備 考  |
|------------------|-----------------------------------------------------|----------------|------|
| 補正係数             |                                                     |                |      |
| L=1,000mmを使用する場合 | 使用する側溝本体の長さ(L)が1,000mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。   | K <sub>1</sub> | 対象数量 |
| 法面小段面            | 法面小段面における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。              | K <sub>2</sub> | 対象数量 |
| 法面縦排水            | 法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。             | K <sub>3</sub> | 対象数量 |
| 基礎砕石を施工しない場合     | 基礎砕石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。                | K <sub>4</sub> | 対象数量 |
| 再利用撤去            | 再利用を目的とした側溝本体及び蓋版本体の撤去作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。 | K <sub>5</sub> | 対象数量 |

平成30年度 土木工事標準積算基準書(共通編)より

## 6 工事実施段階における対応

### 【ターンテーブルの積算について】

問3-4

トンネル工事において、トンネル掘削ずりを坑外の仮置場まで一次運搬する10tダンプトラックの転回にターンテーブルの導入を発注者へお願いしたが、設計変更の対象とならなかった。安全面を考慮しターンテーブルを設計変更としていただけないでしょうか。

#### 回答3-4

ターンテーブルについては、坑内でダンプの方向転換が不可能な場合に、必要性を判断し計上するものと考えております。

その他にターンテーブルが無ければ施工できないなどの条件があれば設計変更の対象とするか監督職員と協議をお願いします。

## 4. 現場条件が変更となった場合の変更対応

### 【地下埋設物などの支障物件が発生した場合について】

問4-1

工事を契約し、当初の設計図書には地下埋設物(支障物件)が明示されていなかったが、試掘を行うと埋設物が見つかり、施工方法の変更(本矢板から埋設物のある箇所だけ横矢板工法+薬液注入)が生じた。また、関係機関との協議を行ったため工期も当初想定より延びることになったが設計変更対応をしてもらえるのでしょうか。

#### 回答4-1

当初想定している現場条件から変更されている場合は、設計変更の対象になると考えられますので、監督職員と協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 【設計変更が生じた場合の施工案及び検討について】

問4-2

現場調査より施工条件と実際の工事現場が一致せず、断面修復等の変更を提案したところ、比較案を数点とその根拠を求められる場合が頻繁に見られます。

小規模とは言え、これらの検討作業は発注者が実施し速やかに結論を出し、その施工を指示すべきものと考えます。

#### 回答4-2

契約書18条第1項の四もしくは、発注者の判断で変更をする場合には、設計変更ガイドライン(案)に基づき発注者で検討、図面等を作成し準備します。

また業務委託費を計上した上で、発注者の書面による指示に基づき設計変更に関わる資料作成を受注者に作成いただく場合もあります。

ただし、受注者の都合により承諾された事項については設計変更対象外となります。

### 【運搬経路の変更に伴う設計変更について】

問4-3

土砂運搬経路が指定され、その運搬経路で設計・積算されていましたが、他工事と運搬経路を共有すると国道の一般車両への影響が予想されたため、一般車両への影響が少ない運搬経路を選択し【承諾】を得て施工を実施したが、運搬路の補修費・交通誘導員について設計変更の対象となるのでしょうか。

#### 回答4-3

現場の状況を考慮し運搬経路を変更する旨の【承諾】を行ったため、承諾事項であることから設計変更の対象とはなりません。

なお、運搬経路変更について設計変更の対象として、協議を実施し警察協議などの関係機関協議を含め必要性が認められれば、設計変更の対象となります。

## 6 工事実施段階における対応

### 【工期短縮に伴う設計単価について】

問4-4

他工事の開始時期に影響がある工種において、受注者の責によらず一部一時中止等により工程が確保されず、工期短縮を求められ残業や交代制による夜間作業をする必要がありましたが、設計変更として対象になると考えてよろしいでしょうか。

明確な根拠のある作業については設計変更願いたい。

### 回答4-4

発注者側の理由で一部中止などを行ったが、工期延期せず発注者が工期短縮を求め工期短縮が可能な場合は、超過勤務や交代制による夜間作業に見合った単価設定を行い、適正な設計変更を行うものと考えておりますので、監督職員と協議をお願いします。

### 【泥落装置の設置日数について】

問4-5

泥落装置の供用日数について、受注者の責によらず不連続施工となり、使用停止期間が発生しました。搬入から撤去までの実日数は224日でしたが、使用日数が172日だったことから、設計変更では172日のみの変更となるのでしょうか。設置、撤去日も含め、実日数にて損料を設計変更して頂きたいと考えております。

### 回答4-5

泥落装置の計上については、供用日数による場合と実日数による場合があります。

不連続となる場合は存置しておくのか、一旦撤去するかどちらが経済的かなども検討しますので、監督職員と協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 【現場発生土の運搬について】

問4-6

現場発生土の受け入れ場所が設計で指定されていたが、施工時期から当該地の受け入れができず、仮置きし受け入れ可能となってから、積み込み運搬を行ったが、設計変更となるのか。

#### 回答4-6

受入可能になるまで一部一時中止する場合や、仮置きして工事を進める場合が考えられますので、監督職員と協議をお願いします。

受注者の責によらず、仮置きが必要となれば、設計変更の対象になると考えられますので、監督職員と協議をお願いします。

### 【緑石基礎のプレキャスト化について】

問4-7

歩道舗装工事で緑石の取外し設置があり、掘削時に商業施設への出入りが困難になり、基礎部分の型枠・生コンと時間が掛かるため、早期に出入り可能にするために緑石基礎をプレキャスト基礎板で設置し緑石布設し、その日に出入り可能な状態にすることを提案し、商業施設等の出入口部分の設計変更をお願いしましたが設計変更の対象となるのでしょうか。

#### 回答4-7

当初発注時とは条件が異なり地元協議等で、その日に出入りが必要という制約条件が付けば、敷鉄板やプレキャスト対応などは、設計変更の対象になると考えられますので、監督職員と協議をお願いします。

## 6 工事实施段階における対応

### 【仮締切内の水替え費の乖離について】

問4-8

護岸工事において河川本流を仮締切して低水路部のブロック施工をする際、設計では締切内の排水を作業時排水で計上していましたが、仮締切内が夜間に水没してしまうと、水替えで10時間以上の時間が掛かってしまうため、24時間排水するしかありませんでした。河川通常水位以下の施工は、24時間排水で設計していただきたい。(水没させるとブロック表面の泥が落ちない。)

#### 回答4-8

作業時排水のみでは仮締切内が常時水没し、それが原因で作業の遅延や品質低下が懸念される恐れがあると判断されれば、常時排水(24時間排水)に変更することが可能となりますので、根拠となる資料(締切内への流入量計測や写真撮影等)をもって監督職員と協議をお願いします。

### 【施工中の湧水の止水対策について】

問4-9

トンネルのコンクリート舗装を撤去したところ湧水があり、ウレタン注入による止水を行ったが、明確な数量が算出できないことから設計変更の対象になりませんでした。ウレタン注入を施工する場合、どのように費用、数量を報告したら変更の対象として計上されるでしょうか。

#### 回答4-9

施工中に湧水が発生する事象は、当初設計時に予期することができない事象として、条件明示の有無にかかわらず、設計変更の対象とすることができます。

湧水が確認された段階で速やかに監督職員と止水対策と共に確認数量の検収方法もあわせて協議をしてください。

たとえば、注入量の確認は、使用した材料の空袋写真、伝票等、実際に搬入、使用した数量がわかる資料を監督職員に提出して、確認することも可能と考えております。

## 6 工事実施段階における対応

### 5. 間接工事費率に含まれるかの判断

#### 【準備費の除根について】

問5-1

チェーンソー等により切り倒した樹木の除根作業について、共通仮設費率内に含まれるか。

#### 回答5-1

チェーンソーによる切り倒す伐採作業は別途計上であるが、除根は共通仮設費率内です。

ただし、幹が大きく小割にするなどが必要なら別途計上になると考えられますので、監督職員と協議をお願いします。

#### 【表土すき取り（準備費）について】

問5-2

現況地盤に幹径10cm未満の柳と雑草(すすき)等が繁茂していても、伐開手間は率計上の範疇とみなされ、処分費だけが設計変更の対象であった。

#### 回答5-2

準備作業に伴う、ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用は、共通仮設費の率分に含まれますが、運搬費及び処分費は設計変更の対象になります。

ただし、伐開作業においてチェーンソーを使用するような場合は、設計変更となる場合があるので、監督職員と協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 【土質試験費について】

問5-3

特記仕様書に土の三軸圧縮試験が記入されているにも関わらず、三軸圧縮試験費が計上されていないため、監督職員に計上をお願いしたら、設計変更してもらえるのでしょうか。

**回答5-3**

品質管理基準に記載されている項目については、共通仮設費率に含まれております。

### 【ICT活用効果調査表等の費用について】

問5-4

当初計上されていないICT活用効果調査費と施工調査費（合理化調査、モニタリング含む）は、設計変更の対象となるのでしょうか。

また、共通仮設費に積み上げると思うが、現場管理費や一般管理費の対象となるのでしょうか。

**回答5-4**

ICT活用効果調査費と施工調査費（合理化調査、モニタリング含む）は、発注者から指示されていれば、設計変更の対象となります。

また、現場管理費や一般管理費の対象となります。

## 6 工事実施段階における対応

### 【工事規制区間内の除雪（準備費）について】

問5-5

登坂路での路上工事で片交規制で作業しているため、関係機関協議により規制解除時に一般車両への影響がないように規制内の除雪を行う必要がある。

そのため一般除雪が出動した日しか除雪費を計上するのではなく、現場条件（一般車両への影響を考慮）に合わせた除雪費の計上していただけるのでしょうか。

回答5-5

規制解除時に行う除雪工については、関係機関協議による制約条件となっている場合は、一般除雪の出動如何ではなく、制約条件（一般車両の通行に支障を来すか）で判断すべきと考えます。

関係機関協議の制約条件を整理した上で、路面状況等の分かる資料を作成するなどして、監督職員と協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 6. 工事用道路等

#### 【工事用道路の積算について①】

問6-1

国道から施工現場まで工事用道路を通行しなければならない場合で、安全確保や近隣住民対策として必要が生じた場合、鋼板敷設や工事用道路の仮舗装の施工などは協議の上、計上できないでしょうか。

#### 回答6-1

安全確保、近隣状況により必要が生じる場合は、施工箇所、施工範囲等の詳細を書面にて監督職員と協議を行い設計変更が可能かを確認願います。協議の結果必要であれば、設計変更の対象となります。

#### 【工事用道路の積算について②】

問6-2

設計では、仮設工として工事用道路が計上されていたが、設計変更で長尺の資材を使用することとなり、工事用道路の拡幅等を行う必要性が生じた。任意仮設とした場合は、設計変更可能でしょうか

#### 回答6-2

任意仮設の場合でも、設計図書(参考図面)に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合に設計変更可能となります。

この事例については、標準的な規格・形状を超える工事用道路が必要となったことが確認された場合に、設計変更可能となりますので、監督職員と協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 【工事用道路の積算について③】

問6-3

仮設道路敷砂利 $t=10\text{cm}$ 設計で積算されており、地盤は良好であったが、雨続きで $t=10\text{cm}$ の仮設道路では、すぐダンプトラックが滑りぬかり、敷鉄板を敷いて作業した。コーン指数は、走行可能値が得れていて、天候が良ければ $t=10\text{cm}$ の敷砂利でも走行可能であったが、天候に左右されるため、監督職員に協議したら当初計画時であれば考える余地もあったが、作業が進んだ状態では、無理と判断された。

#### 回答6-3

施工途中であっても、現場条件として必要であれば、設計変更は可能となります。その事実を確認できる資料を作成し、監督職員と協議をお願いします。

## 7. その他

### 【現場施工後の設計変更指示について】

問7-1

掘削、法面整形を行ったのち、工作物が2、3年後に出来るので施工範囲は植生を行わないので、法面の下方は荒ら仕上げ（法面整形含まず）に変更するとの指示がありました。指示されたのが施工終了後であり、法面の途中で本仕上げ（法面整形含む）と、荒ら仕上げに分ける設計となり設計変更減になるのでしょうか

#### 回答7-1

設計に計上してあった工種を施工後、設計変更で減額の指示をされたのであれば、設計変更で減額はできません。

## 6 工事実施段階における対応

### 【新工種の設計変更時の対応について】

問7-2

新工種の設計変更に関しては落札率と別で、100%として設計をすることによいでしょうか。

回答7-2

設計変更において新工種を追加した場合は、官積算単価(100%)を基に予定価格を設定しています。なお、新工種の考え方は、新土木工事積算体系の工事工種体系ツリーを基本に考えております。

### 【中止に伴う増加費用について】

問7-3

1工事で2回一部一時中止されており、1回目は1ヶ月間、2回目は4ヶ月間中止している。増加費用の算出は、2回の中止期間が合わせて5ヶ月なので全て積み上げ積算なのか。それとも各中止期間で増加費用を算出するのでしょうか。

回答7-3

中止に伴う増加費用には、複数回の中止がある場合でも各々の中止期間で増加費用を算出します。

## 6 工事実施段階における対応

### 【借用地における後片付けについて】

問7-4

畑地、田圃を借用し、掘削残土の仮置等に使用する場合、施工後における礫の借用地への混入が大きな問題となるため、対策としてシートなどの敷設により礫の混入を軽減する対策を講じますが、資材費に発生する費用が設計変更の対象としてもらえるのでしょうか。

回答7-4

畑地・田圃を発注者の指示により借用する場合は、監督職員を含め借地地権者と十分に協議し、必要な対応について書面で協議を行い設計変更対象とするか確認をお願いします。

### 【現場内除雪について】

問7-5

冬期施工において、除雪作業は設計変更により計上されましたが、堆積場所が無く搬出をせざるを得ない場合であっても、排雪費(ダンプ運搬)を設計変更で計上してもらえるのでしょうか。

回答7-5

現場での堆積場所がない場合や堆積することにより第3者被害があると予想される場合については、排雪費を設計変更すべきと考えられますので、監督職員と協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 【現地測量の結果について】

問7-6

浚渫工事において着工前深浅測量を実施した結果、当初の地盤高より最大で30cm程度の差異がありました。±30cm程度は差異無しとすることで設計変更の対象にならないのか。

回答7-6

地盤高さは、現地施工前に確認を行い設計図書に示されている数値と差異が生じた場合は監督職員の指示を受けることになっています。従って水深の差異及び土量の増減の規定はありませんが、現地と設計図書に差異があるものについては設計変更するべきと考えます。

### 【仕様書の抜粋】

#### 1-1-37 工事測量

##### 1. 一般事項

受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

##### 2. 引照点等の設置

受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

##### 3. 工事用測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

## 6 工事実施段階における対応

### 【仮区画線について】

問7-7

舗装修繕工事においてレベリング層、基層ともに仮での区画線施工の費用を計上できないでしょうか。

回答7-7

仮の区画線について、関係機関協議などにより必要性があるのであれば設計変更可能となりますので、監督職員と書面で協議をお願いします。

### 【設計変更の時期について】

問7-8

設計変更指示について、受注者は1月下旬までとお願いして、発注者から了解が得られていたが、実際には2月下旬の指示となった。指示が遅れたことにより、作業工程の大幅変更が伴い、効率の悪い工程となりコスト増となった。

合わせて、クレーン付台船を拘束していたため、拘束期間の延長によりコスト増となった。

回答7-8

設計変更ガイドライン(案)にもあるように、正式な書面によらない事項(指示等)の場合は設計変更ができないケースとなります。そのため、正式な書面による事項(指示等)を待ち施工してください。

## 6 工事実施段階における対応

### 【工期の延伸について】

問7-9

用地買収見込み時期が8月下旬と明示されていたが、作物の収穫時期が9月下旬と確認し、施工着手が1ヶ月遅れとなり全体工程に影響するので工期延期について協議すれば、工期延期してもらえるのでしょうか。

### 回答7-9

工期の変更については、定例進捗会議などを開催し受発注者共同で工程管理をお願いします。

工期延期については条件変更などがあれば一部一時中止などを行った上で、受発注者で協議を行うことができますので、発注者と協議をお願いします。

### 【工事の一時中止費用の取扱いについて】

問7-10

関係機関の許認可や、関係機関協議の遅れに伴い工事が一時中止となる場合は、工事の一時中止の通知をして頂きたい。また、同一工事区域内に先行工事がある場合、先行工事の遅れに伴い生じた作業の中止にも、工事の一時中止とした通知をして頂きたい。

### 回答7-10

先行工事との調整に伴い不可避となる場合などの工事施工不可要因を発見したら、中止の通知を行うこととしております。

## 6 工事実施段階における対応

### 【橋梁修繕工事の足場工について】

問7-11

足場の損料期間は、各工種の施工量を日当り施工量で割り戻した合計日数で設定されています。しかし、橋梁修繕工事の場合、現地の実測の反映や修正設計を行う期間や調達・部材製作期間が必要となり、その期間を数量の乖離と認識しています。

#### 回答7-11

橋梁修繕の場合は、現地測量後足場を一度撤去するか、存置したほうがよいか監督職員と協議をお願いします。

協議の結果、存置することになれば協議結果とおりの設計変更を行うことになります。

### 【法面工事の仮設階段の設置について】

問7-12

法面工事の測量、施工等に用いるための仮設階段を施工計画書に盛り込み、提出、協議を行い、変更指示がなかったため、施工計画書に従い設置しました。その後の協議において、事前協議が行われていないため、配置や費用等の判断が出来なく、設計変更の計上は困難との見解が示されました。こうした場合、施工計画書の協議の中で、迅速な指示、見解が示されないものでしょうか。

#### 回答7-12

施工計画書はあくまで提出となります。

設計変更手続きは、工事請負契約第18条第1項から第5項までの所定の手続きを経て進められますので、受注者は、「仮設階段」の設置前にその必要性について監督職員と協議し、妥当性が確認できれば、発注者の指示により設計変更が可能となります。そのため、監督職員と協議が完了した上で施工を行うようにしてください。

## 6 工事実施段階における対応

### 【カラーアスファルト舗装工について】

問7-13

明色カラー舗装を施工する際に、アスファルトフィニッシャを事前に清掃する作業が生じ、また、同日に赤色と青色を施工する時は、アスファルトフィニッシャが2台必要となります。この場合、2台分の機械賃借料、清掃費、回送費が発生し、これらの費用は、業者負担であるため、設計変更審査会で協議し設計変更の対象となるのでしょうか。

#### 回答7-13

加熱混合系のカラー舗装は標準的な積算基準が無いいため、当初、入札参加者からの見積を徴収して発注していると思われます。

入札前の見積依頼時の条件明示に基づき、その施工に必要な費用が含まれた見積として採用しているため、現場における条件変更がなければ原則として設計変更の対象となりません。

ただし、見積もり条件に無い項目については、当初見積内容を確認し、その必要性が確認できれば、設計変更の対象となる場合がありますので監督職員と協議をお願いします。

### 【建設資材のひっ迫について】

問7-14

当初設計図書では、路盤材が再生骨材となっていたが、再生骨材も新材も在庫がなく、施工府県外から骨材を持込み使用したが設計変更の対象となるのか。（数社の会社より不足証明書を提出してもらっている）

#### 回答7-14

当初想定している建設資材がひっ迫の影響により調達が困難な場合には、特記仕様書に記載されている【遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について】に基づき監督職員へ協議をお願いします。

## 6 工事実施段階における対応

### 【交通誘導警備員の現場実態と設計の開差について】

問7-15

交通誘導警備員について設計に計上されている人員では不足するのが実態であり、受注者が配置計画を作成すると受注者の考えということで、設計変更の対象とされません。また、警察の指示であっても同様の場合があります。配置計画は監督職員と協議の上決定し、適切に設計に反映させてほしい。

### 回答7-15

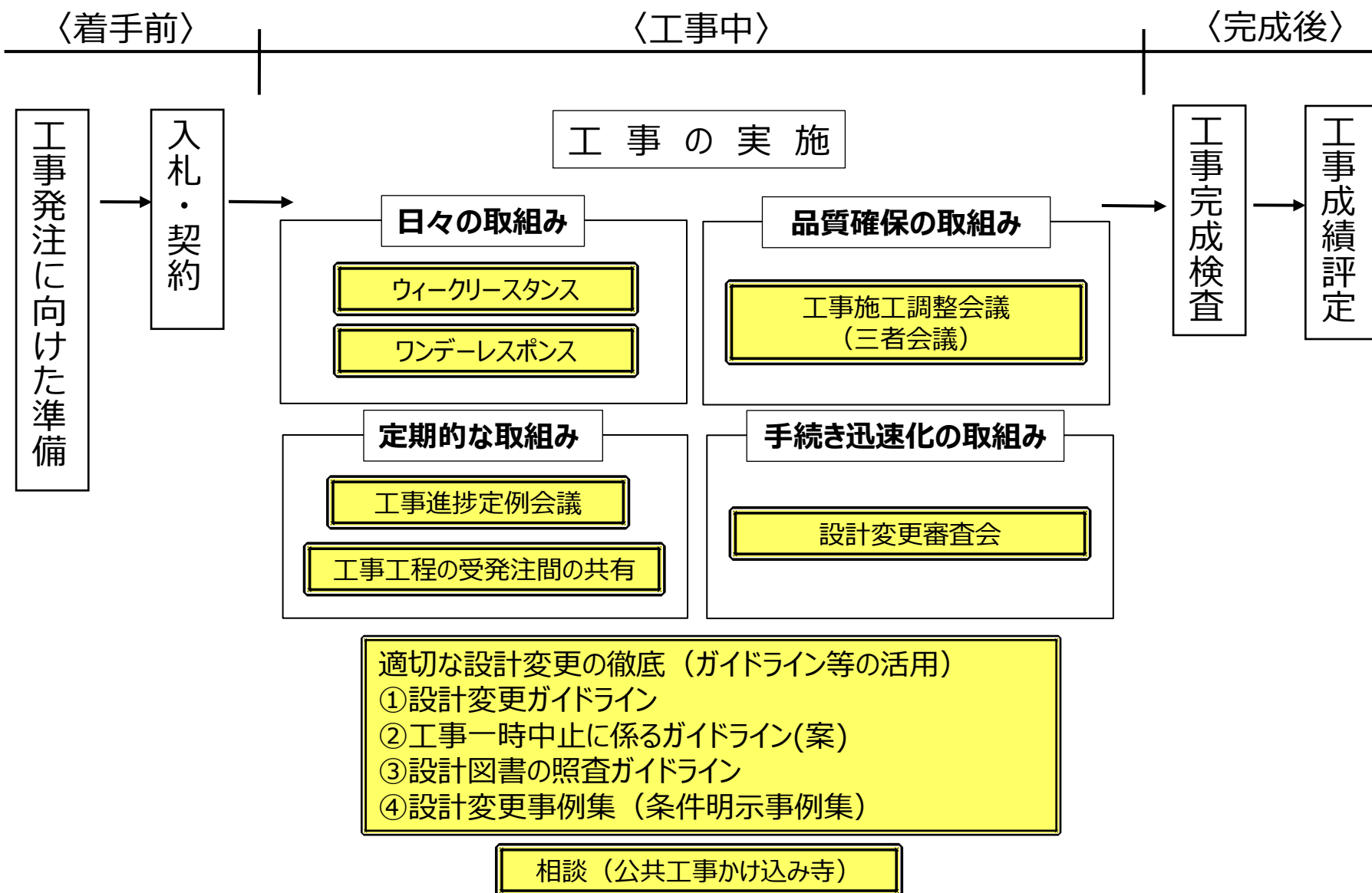
関係機関協議に基づき配置が必要な場所への交通誘導警備員は設計変更の対象となりますので、必要となった経緯が分かる資料をもって監督職員と協議をお願いします。ただし、配置人数(人日)については、必ず実績人数で計上されるわけではありません。発注者が施工数量から、基準書等の日当り標準作業量を除して施工日数を算出し、誘導員の配置人数を乗じて施工日数(人日)を算出したり必要と認めた範囲を計上するものもあります。

# V 受発注者間のコミュニケーション

ウィークリースタンス、ワンデーレスポンス  
工事進捗定例会議・工事工程の受発注者間の共有  
三者会議、設計変更審査会

令和7年5月  
国土交通省 近畿地方整備局

# 工事の円滑化に向けた取組み



※数量計算根拠や図面は編集可能なデータを、当初契約時は契約後、変更指示を行う場合は指示に合わせて速やかに貸与すること。

# 【日々の取組み】ウィークリースタンス

建設業界の働き方改革を推進し、休日の取得・長時間労働の改善に向け、受発注者間における仕事の進め方を共有することで、工事を円滑かつ効率的に進めるための取組み。

## ■実施項目

- (1) 休日明け日（月曜日等）は工事書類等の作成等期限日としない。
- (2) 勤務時間外に工事書類等の作成等依頼をしない。
- (3) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せ・立会を行わない。
- (5) 工事施工中の打合せはWeb会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の内容や特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組みが実施出来ない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で協議のうえ、決定する。

## ■取組みイメージ■

## ■対象工事

災害等の臨時対応工事を除く全ての工事

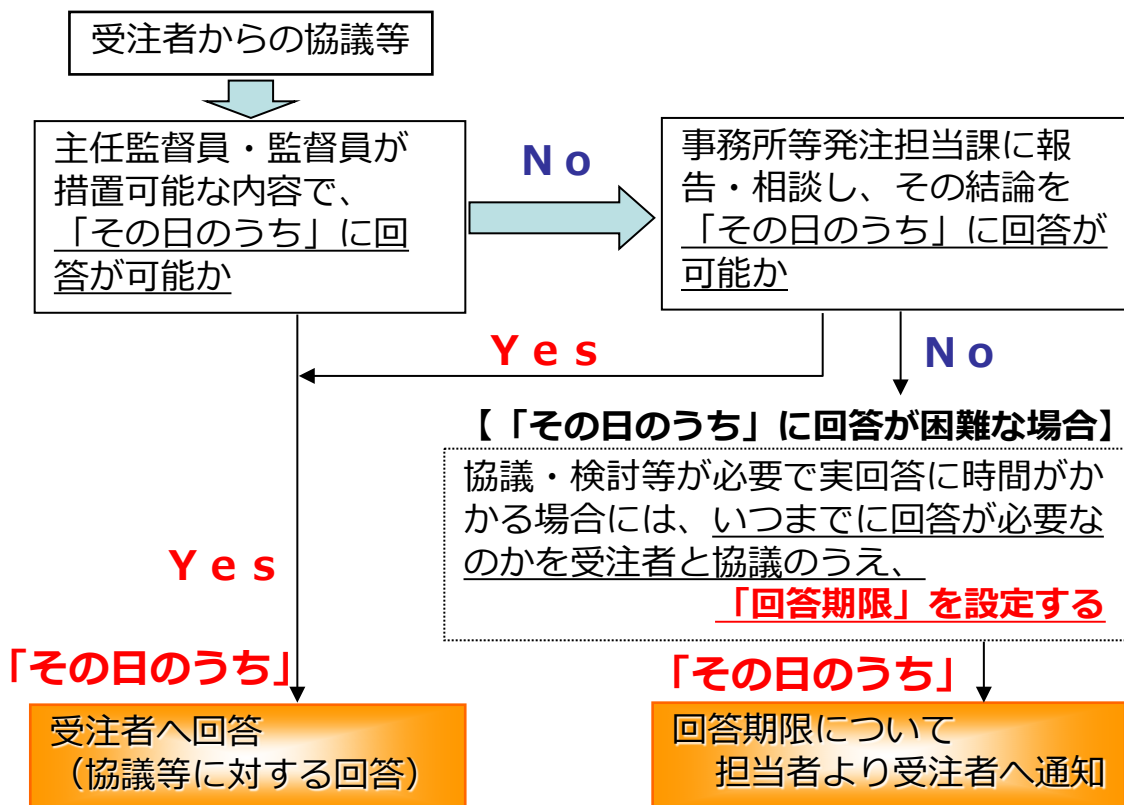
## ■留意事項

週休2日の取得計画がわかる計画工程表等から休日を確認し、ウィークリースタンスに取り組むこと。

|   | 勤務時間内     | 勤務時間外                  |
|---|-----------|------------------------|
| 月 | 依頼期限としない! | 作成依頼しない!!<br>打合せ等しない!! |
| 火 |           |                        |
| 水 |           |                        |
| 木 |           |                        |
| 金 |           |                        |
| 土 | 休 日       |                        |
| 日 |           |                        |
| 月 | 依頼期限としない! | 作成依頼しない!!<br>打合せ等しない!! |

# 【日々の取組み】ワンデーレスポンス

ワンデーレスポンスとは、「現場を待たせない」・「速やかに回答する」という対応をより組織的・システムのなものとし、工事現場において発生する諸問題を迅速に対応する取組み。



## ■対象工事

原則、全ての工事

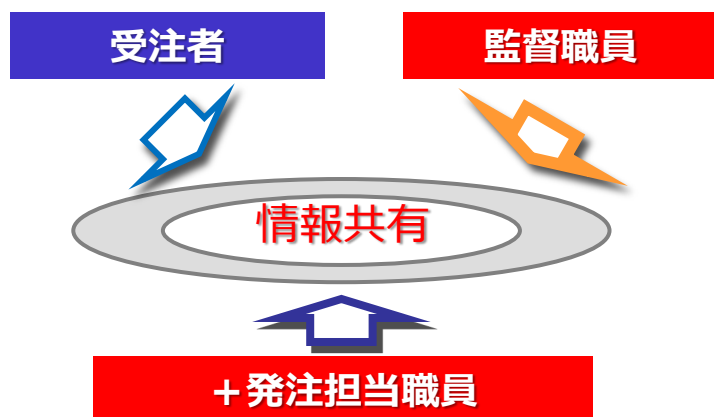
- 回答日の設定が困難な場合
  - ・ **「その日のうち」**に、「回答日を検討するため、○日まで待ってほしい」旨を連絡する。
- 予告した回答期限日に回答することが困難となった場合
  - ・ 速やかに受注者と回答期限日を調整する。
- 内容について打合せが必要な場合
  - ・ **「その日のうち」**に、「協議内容の確認について打合せを行う」旨を連絡する。

## 【協議を行う際の補足メモ】

- 協議書の条件変更や設計変更を必要とする理由・根拠は、文章によらず動画等を添付することも可。
- 発注担当課も含めて現地立会により変更理由を把握・合意する場合は、目的物の変更資料と立会の議事録を添付すること。（現地立会を行った場合は、詳細資料に変わり立会議事録を添付）
- 遠隔臨場による場合も同様
- 受注者と監督員が行う事前打合せ等に、発注担当職員等も参画し、迅速化を図ること。

# 【定期的な取組み】工事進捗定例会議（工事工程の受発注者間情報共有）

休日の取得・長時間労働の改善に向け、受発注者間の工程情報の共有化、協議の迅速化など、現場のコミュニケーションの円滑化推進を図る取組み。



## 【工事進捗定例会議（受注者、監督職員）】

### ■対象工事

維持作業を除くすべての工事。

### ■開催

週1回開催を原則とし、進捗状況等に応じて隔週開催も可

### ■内容

工程管理及び受発注者の役割分担を主に、工事実施に関する課題や協議・設計照査等の回答状況などについて行う。

監督職員は、課題等を所内会議等で報告し、事務所と情報共有。

## 【工事工程の情報共有（受注者、監督職員、発注担当等職員）】

### 【第1回目の工事進捗定例会議に実施】

- ① 工期設定支援システムで作成した工事工程を受注者へ提示し、内容説明。
- ② 工事発注時チェックシートと、地元・関係機関等との協議未了箇所及び用地関係箇所等を既存の工事平面図等に図示した資料を利用し、受発注者で工事工程の問題点等を共有。
- ③ 受発注者パートナーシップ（2013）向上における取組みの説明。
- ④ 土木工事書類作成スリム化ガイド、受発注者コミュニケーションガイド、工事請負契約におけるガイドライン（総合版）の概要説明

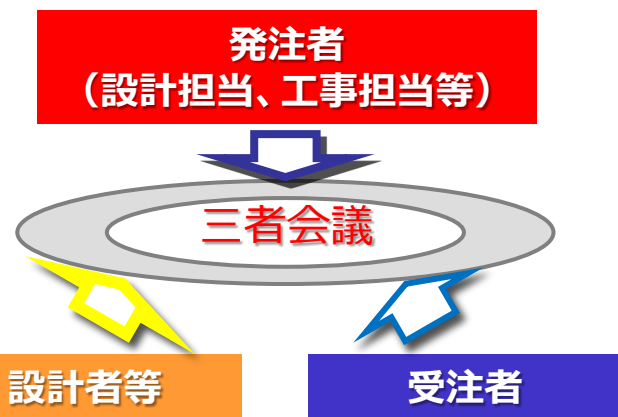
上記第1回打ち合わせにおいて共有した情報を考慮したクリティカルパスを含む工事工程を受注者で作成するものとし、工事進捗定例会議等を利用して工事工程に関連する案件の進捗状況の確認及び工事工程クリティカルパスの変更が生じる内容について随時情報共有を行う。

## 【会議の補足メモ】

- 今後、受発注者双方で、「工事進捗定例会議」を定着させるため、正式な会議名称で招集・開催すること。
- 履行報告書などの仕様書で定める既存資料を活用すること。Web（遠隔臨場）を活用することも可
- 事務所との情報共有資料については、監督員が作成すること。

# 【品質確保の取組み】工事施工調整会議（三者会議）

工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び 情報共有を図る取組み。



## ■ 対象工事

原則、請負金額が1億円以上の工事

なお、請負金額が1億円未満の工事についても、仮設費の占める割合が高い工事等。

## ■ 出席者

発注者：副所長（必須）、設計・工事発注・工事監督の担当

設計者：建設コンサルタント管理技術者等（必須）  
地質技術者（複雑な地質など必要な場合）

受注者：現場代理人、監理技術者等

## ■ 討議内容

①施工条件に関すること

②詳細設計の設計意図に関すること

③設計図書の照査及び条件変更等に関すること

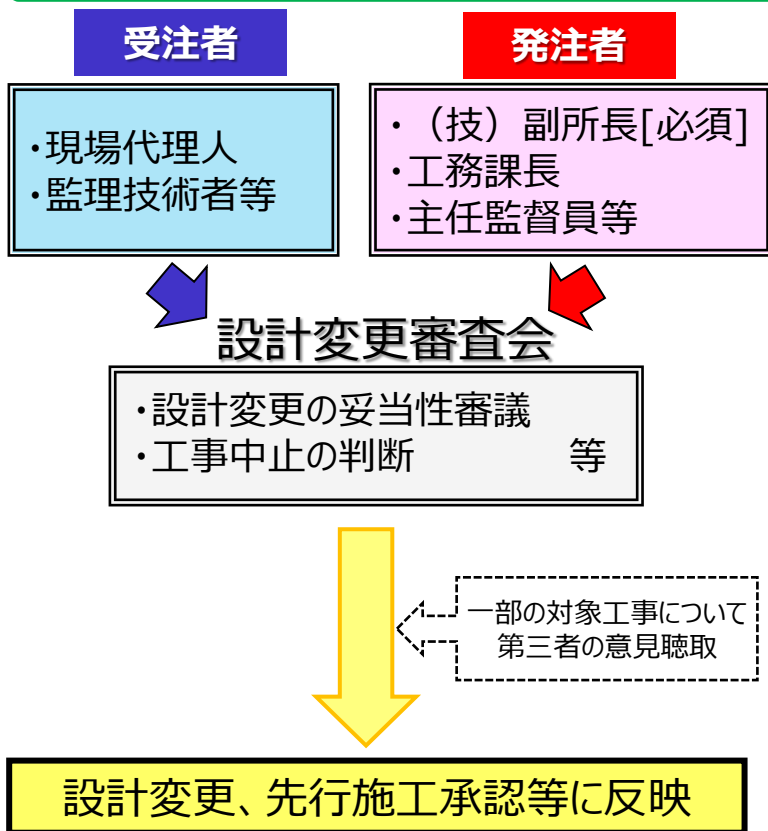
④設計・施工の品質向上に関すること

## 【三者会議の補足メモ】

- 工事施工調整会議ガイドラインに基づき、契約後30日以内に第1回目の開催を原則とするが、概略照査を行わない場合は、設計照査受領後、30日以内に工事施工調整会議を開催すること。
- 設計者が遠方等の場合は、Web会議も活用し、開催の効率化・迅速化を図ること。
- 会議の議事録は、設計者が作成し、三者で共有すること。
- 設計意図等を受注者が十分把握できる場合は、開催を要しない。

# 【手続き迅速化の取組み】設計変更審査会

設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、受注者と発注者が設計変更する内容の妥当性及び工事中止等の協議・審議等を行う取組み。



## ■対象工事

- ・維持作業を除くすべての工事
- ・設計変更の対象となる指示・協議を行うとき  
(簡易な工事や数量変更のみの場合は対象外とする事ができる)
- ・工事中止の判断を伴う協議を行うとき

## ■出席者

発注者：(技) 副所長[必須]、  
工務課長、主任監督員等 (設計・工事発注・工事監督の担当)  
受注者：現場代理人、監理技術者等

## ■開催

- ・受注者より設計変更協議があった場合、速やかに開催するものとするが、事務の効率化等を図るため、適宜工夫する。
- ・受注者又は発注者の発議により開催する。

## 【審査会の補足メモ】

- 開催の効率化・迅速化を図るためWeb会議・遠隔臨場も活用すること。
- 回答期限日等を鑑みて、複数の協議をまとめて審査することも可。
- 会議の議事録は、発注者が作成し、受注者と共有すること。

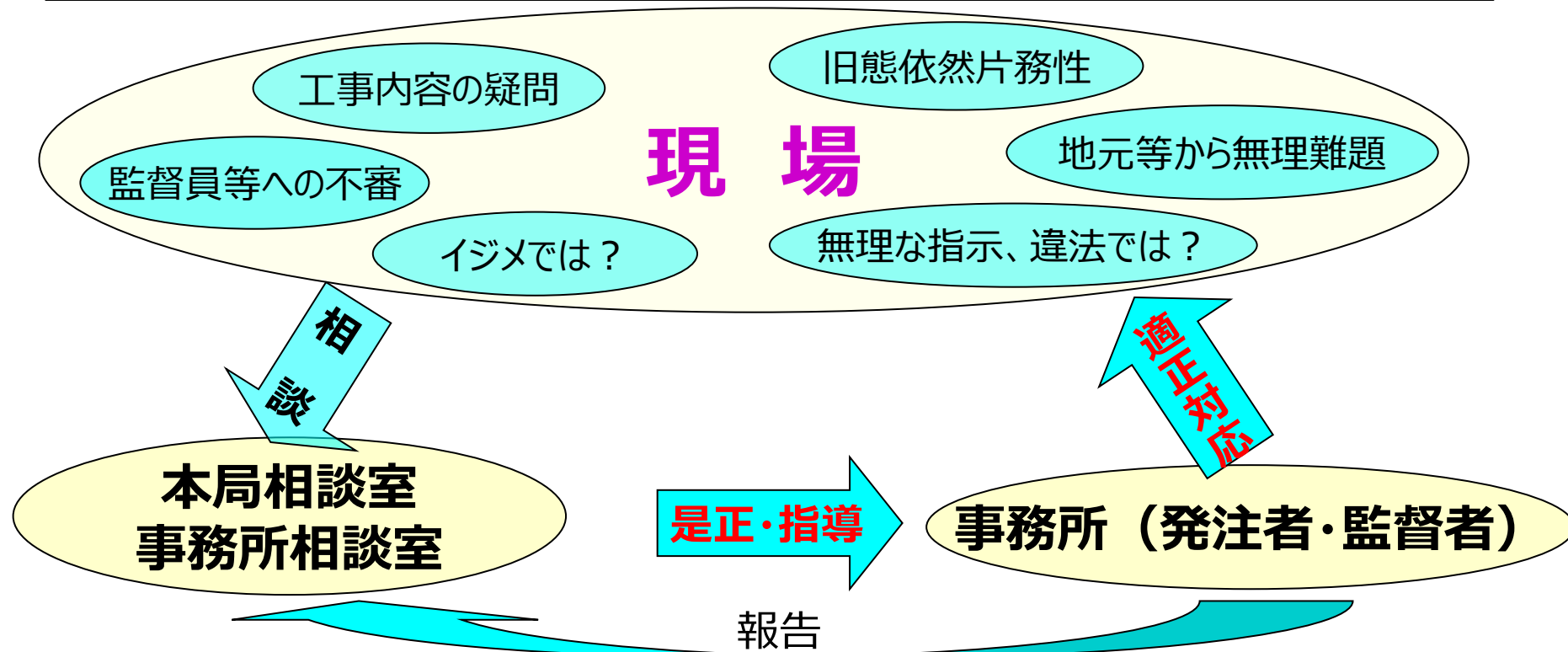
# 公共工事かけこみ寺

相談したいが、直接発注者に言うのも・・・。

これ位は受注者が我慢すべき・・・。仕返しが・・・。

**現場（受注者）からの相談を受け付けます！！**

『公共工事かけこみ寺』（近畿地方整備局・各事務所）



本局相談室  
・企画部 技術管理課

事務所相談室  
・各事務所 技術副所長

# VI 参考資料

## 1. 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

## 2. 設計変更に関する通達・通知等

- ◆「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(昭和44年5月7日)

- 「「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について」(平成10年7月14日)

- ◆「工事一時中止に伴う増加費用等の積算上の取り扱いについて」(平成4年3月19日)

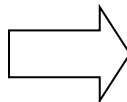
- ◆「公共工事の発注における工事安全対策要綱」(平成4年7月1日)

- ◆「条件明示について」(平成14年3月28日)

# 1. 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

運用の徹底を図るため特記仕様書に記載し、契約の一事項として扱うこととした。

変更基準の明確化



「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止ガイドライン」の運用徹底

(特記仕様書に明記 (義務化))

土木工事特記仕様書

〇〇条

工事の実施にあたっては、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(国土交通省近畿地方整備局)によることとする。

### 3. 設計変更に関する通達・通知等

---

- ◆「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」  
（昭和44年3月31日）  
「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について」  
（平成10年6月30日）
- ◆「公共工事の発注における工事安全対策要綱」  
（平成4年7月1日）
- ◆「条件明示について」（平成14年3月28日）

## 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

昭和44年3月31日建設省東地厚発第31号の2  
(大臣官房長から地方建設局長あて)

標記について、東北地方建設局長から別紙1のとおり照会があり、これに対して別紙2のとおり回答したので、今後これに準拠して処理することにつきとくに異議がないので了解するよう通知する。

別紙1

### 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（照会）

昭和44年3月22日東建契44第132号  
(東北地方建設局長から大臣官房長あて)

標記について、別紙により実施してよろしいか照会する。

#### （目的）

- 1 この取扱いは、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、請負代金の支払を迅速にする等請負契約の双務性の維持等に資することを目的とする。

#### （定義）

- 2 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 設計変更工事請負標準契約書第15条及び第16条（編注現行の工事請負契約書では第16条及び第17条に当たる。）の規定により図面又は仕様書（土木工事においては、金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）を変更することとなる場合において、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に支持することをいう。

二 単価、工事量又は一式工事費の変更設計変更に伴い工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）の設計変更に係る工事の単価、工事量又は一式工事量を増減することとなる場合をいう。

（注）単価の変更とは、工事現場の実態によりコンクリート側溝の壁厚を変更したため単価に変更があるようなものをいい、工事量の変更とは、工事現場の実態により単価の変更を生ずることなく工事量を増減することをいい、一式工事費の変更とは、数量を一式として表示した工事（以下「一式工事」という。）の

うち請負者に設計条件又は施工方法を明示したものにつき、工事現場の実態により当該設計条件又は施工方法を変更し、その結果当該工事費に増減を生じることという。

- 三 新工種設計変更に伴い、内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別、細別等（営繕工事〔事業費をもってする営繕工事を除く。以下同じ。〕にあつては、科目、細目等）を新たに追加することとなる場合における当該工事をいう。

#### （契約変更の範囲）

- 3 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。  
（注）工事量の設計表示単位は、別に定める設計積算に関する基準において工事内容、規模等に応じ適正に定めるものとする。

- 4 一式工事については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として、契約変更の対象としないものとする。

- 5 変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

#### （土木工事に係る設計変更の手続）

- 6 土木工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、文書により、主任監督員を通じて行うものとする。ただし、変更の内容が極めて軽微なものは、主任監督員が行うことができるものとする。

- 7 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の一に該当するものであるときは、あらかじめ契約担当官等の承認を受けるものとする。

一 変更見込額が請負代金額の10%又は1,000万円をこえるもの

二 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

編注「10%」は「20%（概算数量発注に係るものについては25%）」に、「1,000万円」は「4,000万円」に変更されている。

#### （営繕工事に係る設計変更の手続）

- 8 営繕工事に係る設計変更は、原則としてその必要が生じた都度、当該設計変更の内容に関する契約担当官等の指示又は承認に基づき、総括監督員が文書により行うものとする。

#### （設計変更に伴う契約変更の手続）

- 9 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。

ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。

（注）軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の10%をこえるもの

**【注】**「10%」は「20%（概算数量発注に係るものについては25%）」に変更されている。

（部分払）

10 部分払は、既済部分検査の時期における内訳書により出来高を確認し、請負代金額を限度として行うものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に変更が予定されるもののうち変更増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するものとし、変更減となることが予定されるもの及び新工種に係るものは出来高の対象としないものとする。

（入札者又は契約の相手方に対する説明）

11 契約担当等は、工事を指名競争に付そうとする場合の入札者又は随意契約による場合の契約の相手方に対し契約条項を示す際には、現場説明により、この取扱いに定める事項のほか、設計変更に関し必要な事項を了知させておくものとする。

（この取扱いの実施時期）

12 この取扱いは、昭和44年4月1日以降に工事請負契約を締結するものから実施するものとする。

## 別紙2

### 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（回答）

昭和44年3月31日建設省東地厚発第31号  
（大臣官房長から東北地方建設局長あて）

昭和44年3月22日付け東建契44第132号をもって照会のあった欄記について、下記のとおり回答する。

## 記

工事を発注するに当たっては、事前の計画及び調査を慎重に行い、工期中みだりに設計変更の必要が生じないように措置されたい。なお、工事には、その性格上不確定な条件を前提に設計図書を作成せざるを得ない制約があり、このため予期し得ない設計変更が発生するものと認められるので、このような原因による設計変更に伴う契約変更については、当分の間、照会のとおり処理することについてはやむを得ないものと了承する。ただし、照会の9の取扱いについて、軽微な設計変更に伴うものであっても、出来高認定の留保期間が長期に亘るため部分払にあたり請負者に著しく不利になると認められるものがあるときは、出来高認定の留保期間が長期に亘らないよう当該設計変更に伴う契約変更の手続をとることとされたい。

## 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用 について

平成10年6月30日建設省厚契発第30号  
平成10年6月30日建設省技調発第145号  
(大臣官房地方厚生課長から総務部長あて)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについては、昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号又は第31号の2により回答又は通知しているところであるが、その運用に当たっては、下記事項に十分留意の上、措置されたい。

### 記

「変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。」としているが、ここでいう変更見込金額は変更累計金額とし、請負代金額は当初請負代金額として運用することとしている。

各地方建設局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長

殿

建設省技調発第165号  
平成4年7月1日

建設大臣官房技術審議官

## 公共工事の発注における工事安全対策要綱

公共工事における施工の安全確保については、従来より、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更等において配慮してきたところである。また、「建設工事の安全対策（平成4年3月2日付け建設省技調発第54号）」等諸通達により、工事の安全対策の徹底を図ってきたが、今般、第123回国会における労働安全衛生法の改正等に鑑み、今後さらに土木工事の安全対策について一層の充実を図るため、事業の執行にあたり留意すべき事項について下記のとおりとりまとめたので通達する。

## 記

### 1. 発注にあたっての安全施工への配慮

- (1) 熟練労働者の通年確保を図り、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして、工事の平準化に努めること。
- (2) 指名業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも留意することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する請負業者を選定すること。
- (3) 発注の準備は計画的に行い、積算にあたっては必要な工期を確保できるよう配慮すること。用地買収等の遅れにより年度内の完成が不可能となる恐れがある場合は、適切に翌償の手续をとること。また、工事中に施工条件の変化等により、工期が年度末を越える恐れがある場合は、適切に繰越の手续をとること。

### 2. 設計段階における安全施工への配慮

- (1) 建設工事は、通常屋外で実施されるため、気候、地形、地質等の自然的条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から施工方法、施工時間等が制約を受けやすい。これらの要因によって、工事現場ごとに仮設工、施工方法等が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。
- (2) 工事の施工方法は、工事目的物及び仮設物等により大きく左右されることが多いため、設計段階において施工の安全性に配慮した施工方法を検討をすること。

- (3) 工事の安全確保を図るため、詳細設計時に施工に係る項目に関して、その内容を十分に精査すること。特に安全な施工に配慮が必要な工事については、設計時における設計審査制度を活用し内容の充実を図ること。この場合、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、審査内容の充実を図ること。

- (4) 積算の前段となる施工計画の策定にあたっては、関係法令、各種技術指針及び要綱等に基づいて実施すること。

また、安全性に配慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に留意すること。

#### イ. 施工方法

現場状況、周辺地域の状況など、現場条件に適した施工方法、建設機械を選定すること。この場合、安全確保、公害防止等に十分留意すること。

#### ロ. 仮設計画

仮設道路、仮締切、土留工、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとする。特に、施工中の安全性は、仮設の適否に左右されることが多いため、現場条件にふさわしい仮設計画となるよう十分に配慮すること。

### 3. 適正な積算の実施

- (1) 工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費は直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれるので、これらの各費用について、適切に計上すること。
- (2) 積み上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮しつつ、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、必要な経費を適切に計上するよう十分に注意を払うこと。  
特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層努めること。なお、共通仮設費のうち交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分留意すること。
- (3) 積み上げ計上を行う際には、歩掛り、機械損料、労務単価等について最新の基準等を用いるとともに、価格については、市場の需給情勢に応じて月毎等の短い期間に価格が変動する場合があることを考慮し、発注時の実勢価格が十分反映されたものとする。

### 4. 適切な工期の設定

- (1) 適正に工期を設定するため、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備・後片付けに要する日数を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、休日日数及び降雨等による作業不能日数を加え設定すること。同種の内容・同規模の工事であっても施工条件、施工時期等によって必要な工期が異なることに注意すること。
- (2) 工期を設定する際には、休日日数として、日曜・祝祭日、夏期休暇及び年末・年始休暇の

ほか、平成4年度よりは、作業期間内の全土曜日を見込むこととしたところであるので注意すること。また、降水（降雨・降雪）等による作業不能日数についても、特記仕様書等に明示すること。

(3) 発注に際しては、建設労働者の確保、建設資材の需要の動向等に配慮し、事前に計画的に準備を行うための期間として4か月を越えない範囲内で余裕期間を適切に見込むこと。特に、需給が逼迫している資材を使用する場合等においては、この制度の積極的な活用を図ること。

(4) 工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議等に時間を要し、工事着手が遅れる恐れがある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更が必要があると認められる時は、設計変更により工期を変更すること。

## 5. 適正な仮設工及び施工方法の選定

(1) 工事の発注にあたって、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。

- イ、河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
- ロ、仮設構造物を一般交通に供する場合
- ハ、特許工法又は特殊工法を採用する場合
- ニ、関係官公署等との協議等により制約条件のある場合
- ホ、その他、第三者に特に配慮する必要がある場合

(2) 仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現地の調査を十分にを行い、設計審査制度、経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして指定内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

## 6. 設計図書における施工条件の明示

(1) 工事の発注にあたっては、事前に現場の施工条件を十分調査し、その内容を積算に反映させるとともに、必要な事項を設計図書に明示すること。

(2) 施工の安全性に配慮し、次に示す場合に関しては、施工条件の明示を行うよう留意すること。

- イ、現道交通を確保しながらの施工、または、工事現場に交通整理員等を配置する必要がある場合
- ロ、供用中の道路上の工事において、道路交通に対する安全確保の観点から関係機関と協議の上、通行規制を行う必要がある場合。
- ハ、工事現場に地下埋設物がある場合や鉄道、送電線等に近接して施工する場合で、工法、作業時間、安全対策措置等について管理者と協議する必要がある場合
- ニ、土砂や岩の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩落等に備えて、防護施設を設置する必要がある場合
- ホ、その他、工事施工の安全確保のため特に施工条件の明示が必要な場合

(3) 施工条件明示の方法としては、図面、特記仕様書等に明記すること。

## 7. 施工条件の変化への適切な対応

(1) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の約定に基づき適切に設計変更を行うものとする。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。

- イ、気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
- ロ、作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
- ハ、異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

(2) 施工途中において予期せざる事態が発生し、必要が認められる場合においては、速やかに工事一時中止の措置を講ずること。また、工事の一時中止を行った場合は、工期及び費用について適切に処置すること。

## 8. 請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

(1) 土木工事の実施に際し、施工の安全確保を図るためには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから、特に公衆災害の防止対策が必要な工事等については、請負業者に対して、施工体制台帳の整備等を行うことにより、安全施工体制の充実を指導すること。

(2) 作業の安全確保を図るためには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をととして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。

(3) 積算基準においては、労働安全衛生法等に基づく安全活動の実施とともに、個々の工事において工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいるので、適正に実施されるよう請負業者を指導すること。

(4) (3)の安全に関する研修・訓練等としては下記の項目が考えられるので、この点を十分考慮し、適切に請負業者を指導すること。

- イ、安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ロ、工事内容等の周知徹底
- ハ、土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ニ、工事における災害対策訓練
- ホ、工事現場で予想される事故対策
- ヘ、その他、安全に関する訓練等として必要な事項

(5) 訓練等の実施状況については、ビデオ等又は工事情報（工事月報）等により、適切に実施されたかを確認すること。

現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に配慮する。このことから、工事の発注にあたっては、工事内容に応じて作業環境への措置を特記仕様書等において明示するとともに、そのための経費を積算を計上すること。

## 10. 建設現場における連絡体制の充実

- (1) 工事を複数の工区に分けて発注する場合は、工事目的物及び仮設物等の機能に影響を及ぼさず、かつ施工上工区間の相互に関係する部分が少なく、工程等の調整が容易に行えるように配慮した工区とすること。
- (2) 複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。
- (3) 連絡調整の体制を整備する対象工事は、次の工事とする。
  - イ、事業間の調整（河川と道路等）を必要とする工事
  - ロ、複数の請負業者が同一地域で工事を行う場合
  - ハ、土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
  - ニ、その他仮設道路等を共用する等の工程調整を必要とする工事

## 11. 工事の安全対策に向けた活動の実施

- (1) 工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係る安全対策の充実を図ること。
- (2) 安全施工のための各種施工要領等の策定など一層の充実を図り、毎年施工技術等の変遷に対応するための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。
- (3) 安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を容易に事業に反映できるよう、技術活用パイロット事業等の制度を積極的に活用すること。
- (4) 工事の安全に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁、施工業者等との間で安全協議会、安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。安全活動を効果的に進めるため外部の組織の活用を図ること。また、この際には労働災害防止関係団体などの活用も考慮すること。
- (5) 工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

各地方整備局企画部長  
北海道開発局事業振興部長）あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

# 条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第24号」（平成3年1月25日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「条件明示について」（平成3年1月25日）建設省技調発第24号は廃止する。

## 記

### 1. 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

### 2. 対象工事

平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

### 3. 明示項目及び明示事項（案）

別紙

### 4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

### 5. その他

- （1）明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- （2）現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- （3）施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

| 明示項目    | 明 示 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工 程 関 係 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li><li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li><li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li><li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li><li>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li><li>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li><li>7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数</li></ol> |
| 用 地 関 係 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li><li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li><li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li><li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li></ol>                                                                                                                                                                                                              |
| 公 害 関 係 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li><li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li><li>3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</li><li>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li></ol>                                                                                                                                                                |
| 安全対策関係  | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li><li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li><li>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li></ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

| 明示項目             | 明 示 事 項                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安全対策関係           | <p>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</p> <p>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</p>                                                                                                                                                |
| 工 事 用 道 路<br>関 係 | <p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合</p> <p>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</p> <p>(2) 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p> <p>2. 仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間</p> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p> |
| 仮 設 備 関 係        | <p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>                                                                                                                     |
| 建設副産物物<br>関 係    | <p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。<br/>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>                                                          |
| 工 事 支 障<br>物 件 等 | <p>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</p>                                                                                                                                        |
| 薬液注入関係           | <p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</p>                                                                                                                                                                      |
| そ の 他            | <p>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</p> <p>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等</p>                                                                                                                                                        |

| 明示項目  | 明 示 事 項                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| そ の 他 | <p>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</p> <p>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</p> |